

自然と共生し 歴史・文化を未来にひきつぐ 里山のまち **みたけ**

御嵩町環境基本計画第三次改訂版



平成 29 (2017) 年 3 月

 御嵩町

ごあいさつ



本町は、町環境基本条例に基づいた『町環境基本計画』を策定し、「自然と共生し 歴史・文化を未来にひきつぐ 里山のまち みたけ」という、本町のめざす環境像を掲げています。

ひとえに“環境”といっても多岐にわたり、自然環境、生活環境、地球環境など、人それぞれが思う“環境”は違うのではないかと思います。

本町では、町環境基本条例に基づき、「里山のまち」と言われる豊かな自然環境を守り、住民が安心して暮らせる生活環境づくりを進めているほか、地球環境を守るべく、小さな一歩を踏み出しています。

平成 25 年 3 月に、国より「環境モデル都市」として選定され、地球温暖化の要因とされている温室効果ガス(二酸化炭素 = CO₂)の削減に向けた行動を積極的に行っているところです。

近年、突発に局地的に降る予測困難な大雨、「ゲリラ豪雨」が各地で被害をもたらしていることはみなさんもよくご存じのことと思います。これは、地球温暖化による地球規模の気候変動が原因とされており、本町も、このゲリラ豪雨による災害を過去に二度経験しました。その恐ろしさは今でも忘れることはありません。

本町は、地球環境問題は身近な地域の問題であるとの認識に立ち、地球環境にやさしい低炭素化社会を構築し、温室効果ガスをできるだけ排出しないライフスタイルの確立を目指していきます。

町環境基本計画は、いまある“環境”を次の世代に引き継いでいくために、やらなければいけないこと、取り組んでいく施策をまとめたものです。このたび改訂時期を迎え、住民のみなさんとともに新たなアイデアを出し合い、話し合っ改訂を進めてきました。

本町がめざす環境像の実現のため、いままで以上に、住民、事業者、行政が連携をし、それぞれが責任を持ち、三者が一体となった協働による環境保全活動に取り組んでいただけますようお願いいたします。

最後に、本計画の改訂にあたり、ご協力いただきました「みたけエコと考え隊」のみなさんをはじめ、町環境審議会の委員に心からお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月
御嵩町長 渡 邊 公 夫

目次

はじめに

計画の基本的考え方 ----- 1

- 1 計画策定の背景 2
- 2 計画策定の経過 2
- 3 計画の位置づけ 3
- 4 対象とする環境施策の範囲 4
- 5 対象地域 5
- 6 計画期間 5
- 7 計画の主体 6

計画編

第1章 めざす環境の姿 ----- 7

-みたけのエコとづくり

- 1 御嵩町のめざす環境像 8
- 2 環境目標 10
- 3 計画の体系 15

第2章 重点エコプロジェクト ----- 16

-力を入れて進める取組

- 新たな重点エコプロジェクトの構成 17
- プロジェクト①【里山保全】みたけの里山・森林とふれあおう！ 18
- プロジェクト②【生物多様性】貴重な生き物のことをみんなで知ろう！ ... 21
- プロジェクト③【低炭素社会】「移動を“エコ”に！」運動の推進 23
- プロジェクト④【資源循環】生ごみ減量と緑を育む運動の推進 25

| | |
|----------------------------------|----|
| 重点エコプロジェクトを支える2つの基本となる取組内容 | 27 |
| 基本となる取組①「ひとづくり」 | 27 |
| 基本となる取組②「情報発信」 | 28 |
| 4つの重点エコプロジェクトの具体的な取組 | 29 |
| | |
| 第3章 具体的な取組----- | 33 |
| -少しずつ着実に進める取組 | |
| 【環境目標1】豊かな自然を育むまち | 35 |
| 【環境目標2】安心とやすらぎがあるまち | 41 |
| 【環境目標3】地球環境にやさしいまち | 46 |
| 【環境目標4】環境について考え行動するまち | 53 |
| | |
| 第4章 計画の推進----- | 58 |
| 1 計画の推進体制 | 59 |
| 2 進行管理 | 61 |
| | |
| 現状編 御嵩町の環境の現状----- | 63 |
| 1 自然環境への意識 | 64 |
| 2 生活環境の変化 | 68 |
| 3 地球環境の悪化 | 69 |
| 4 学習・参加意欲 | 74 |
| 5 住民意識の変化 | 76 |

1 御嵩町環境基本条例（抜粋）86

2 第2次改訂版の総括（重点エコプロジェクト）89

3 第2次改訂版の総括（具体的な取組）94

4 計画策定の経緯 100

5 御嵩町環境審議会会則 102

6 役員名簿 103

7 用語解説 105

和暦・西暦早見表

| | | | | | |
|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 平成 15 年 | 2003 年 | 平成 23 年 | 2011 年 | 平成 31 年 | 2019 年 |
| 平成 16 年 | 2004 年 | 平成 24 年 | 2012 年 | 平成 32 年 | 2020 年 |
| 平成 17 年 | 2005 年 | 平成 25 年 | 2013 年 | 平成 33 年 | 2021 年 |
| 平成 18 年 | 2006 年 | 平成 26 年 | 2014 年 | 平成 34 年 | 2022 年 |
| 平成 19 年 | 2007 年 | 平成 27 年 | 2015 年 | 平成 35 年 | 2023 年 |
| 平成 20 年 | 2008 年 | 平成 28 年 | 2016 年 | 平成 36 年 | 2024 年 |
| 平成 21 年 | 2009 年 | 平成 29 年 | 2017 年 | | |
| 平成 22 年 | 2010 年 | 平成 30 年 | 2018 年 | | |



はじめに

計画の基本的な考え方

はじめに 計画の基本的考え方

御嵩町環境基本計画（以下「環境基本計画」といいます。）は平成 17（2005）年 3 月に策定した計画で、平成 15（2003）年 4 月 1 日に施行された御嵩町環境基本条例（以下「環境基本条例」といいます。）第 7 条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

1

2

3

4

5

6

7

計画策定の背景

環境基本条例の前文は、21 世紀を「環境の世紀」と定義し、20 世紀末の産業廃棄物処分場の建設をめぐる問題を踏まえて、町（行政）、事業者、住民が一体となって、良好な環境の保全と快適な環境の創造（以下「環境の保全と創造」といいます。）に取り組むことにより「安心して暮らせる町」の実現を目指すことを述べています。

また、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、環境の保全と創造についてすべての人が協力していく必要があることも環境基本条例では述べています。

この「御嵩町環境基本計画第 3 次改訂版」（以下「本計画」といいます。）は、環境基本条例の前文、基本的な考え方を受け、「循環」、「共生」、「参加」を基本とし、町、事業者、住民が一体となって、本町の環境の保全と創造を実現していくための具体的な施策方向を定めたものです。

1

2

3

4

5

6

7

計画策定の経過

本計画は環境基本計画並びに平成 24（2012）年 3 月に改訂した計画（第 2 次改訂版）について、重点エコプロジェクトの 5 年間の計画期間が終了するために見直したものです。

この見直しには、住民 2,000 人を対象とした『環境にやさしいまちづくり』についてのアンケート調査の実施と、御嵩町環境審議会委員や、住民らで組織した御嵩町環境基本計画策定会議（みたけエーコと考える隊）を開き、計画の改訂に取り組んできました。今までの重点エコプロジェクトの総括を行い、今後の取り組みについて議論し、そこで出た意見やアイデアを踏まえて策定しました。

また、あわせて、「具体的な取組」（施策）についても、進捗状況や社会情勢等の変化を踏まえて見直しをしました。

はじめに 計画の基本的考え方

1

2

3

4

5

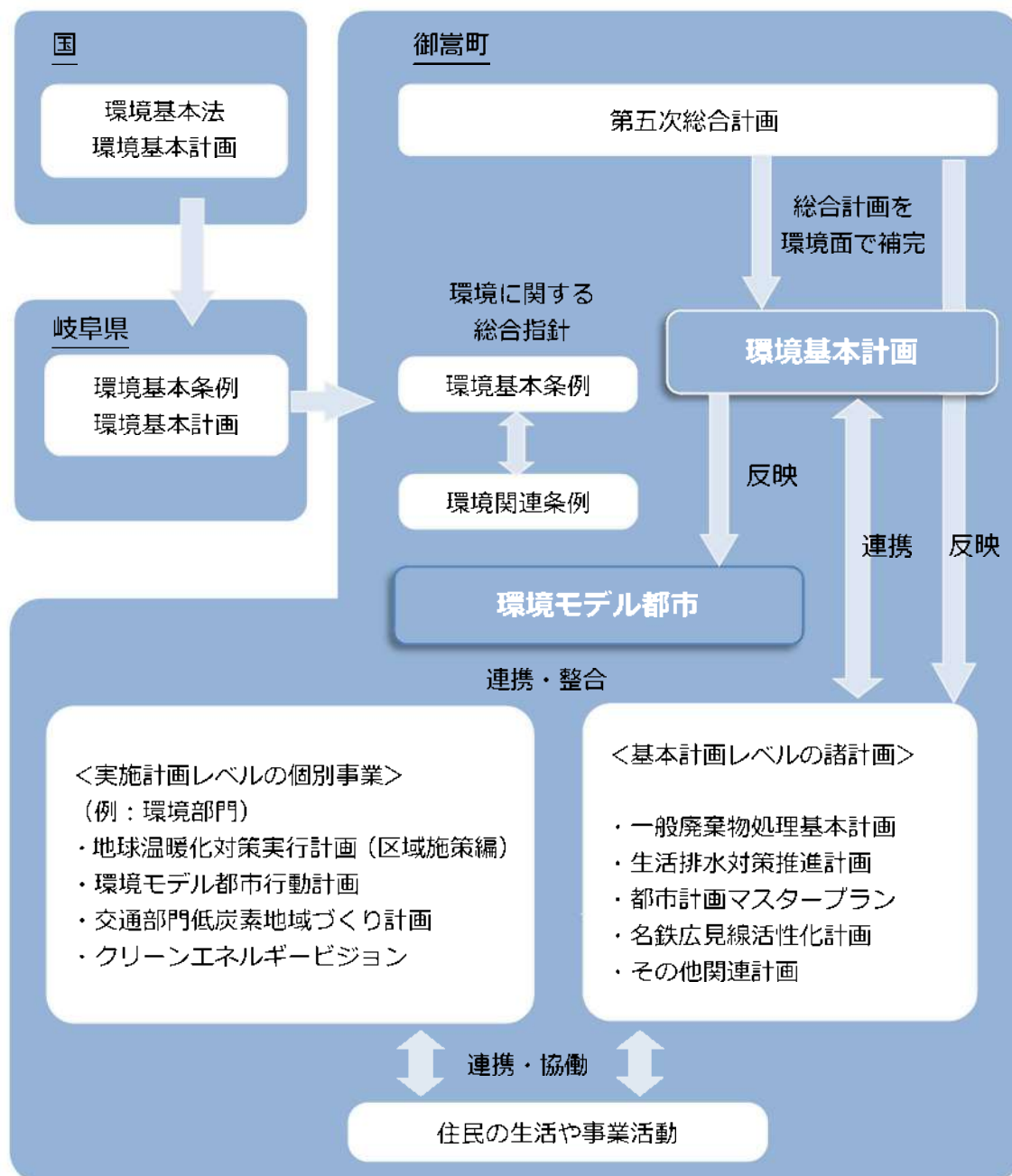
6

7

計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例に基づく環境に関する総合指針であると同時に、平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「御嵩町第五次総合計画（以下「総合計画」といいます。）における環境関連施策の総合的な推進を図るものです。

また、本町は、平成 25 (2013) 年 3 月に国から選定された「環境モデル都市」として、低炭素社会を目指す行動についても一体的な施策の推進を図ります。

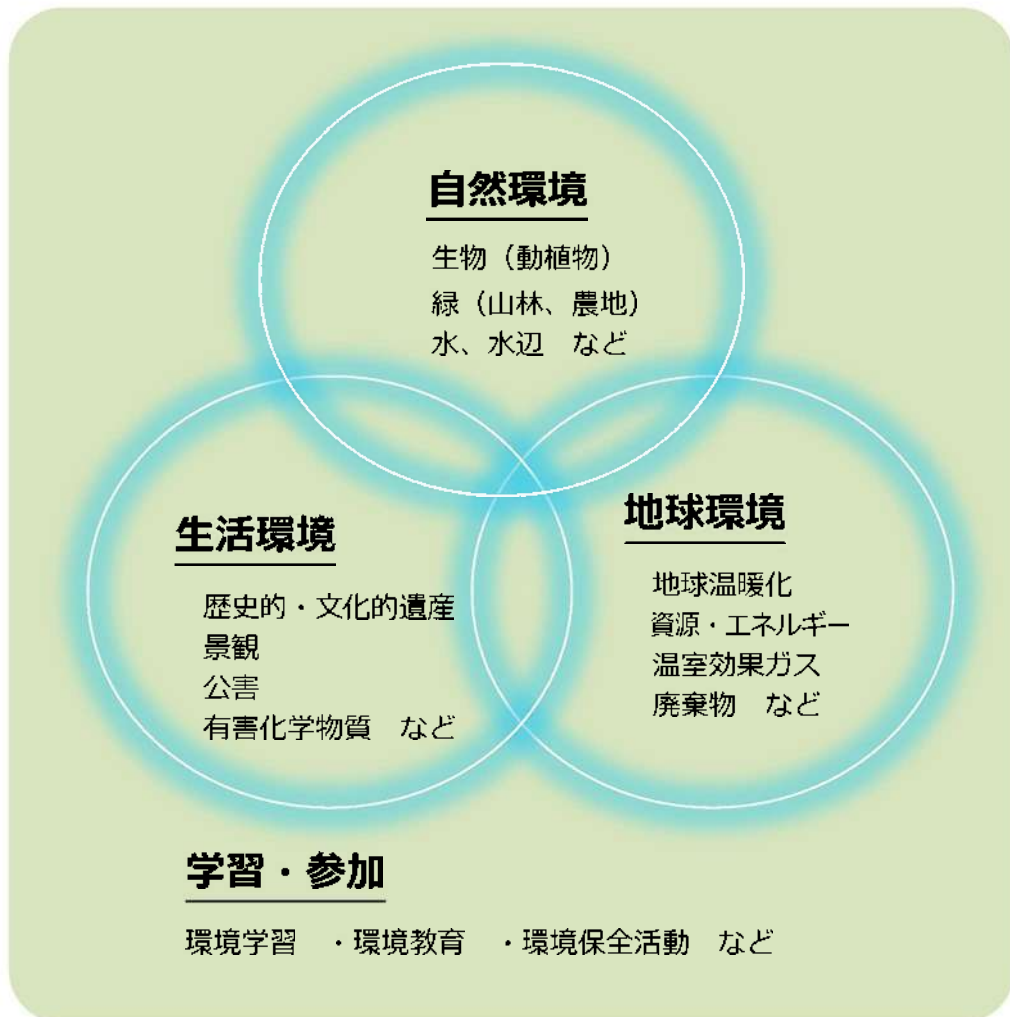


はじめに 計画の基本的考え方



対象とする環境施策の範囲

本計画は、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」の分野において町、事業者、住民が連携して、環境の保全と創造を推進する指針となるものです。環境学習、環境教育、環境保全活動等のための“ひとづくり”が重要な基盤になるととらえて、「学習・参加」も含めた施策を実施していきます。



はじめに 計画の基本的考え方

1

2

3

4

5

6

7

対象地域

本計画の対象地域は、御嵩町全域とします。

なお、本町だけでは解決できない問題については、近隣自治体や関連機関などと調整を図っていきます。

1

2

3

4

5

6

7

計画期間

環境分野への対応は長期的な展望を必要とすることから、環境基本計画の計画期間は平成 17（2005）年度から平成 36（2024）年度の 20 年間としており、本計画の計画期間はこれを継承しています。

なお、本計画における重点エコプロジェクト（特に重点的に取り組んでいく施策）は、平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間で計画期間とし、その期間中に実施する施策や目標を定めています。また、本町の環境や社会情勢の変化に応じて、計画の進行管理や見直しを随時行っていくものとします。

計画期間

- 御嵩町環境基本計画 **平成 17（2005）年度から
平成 36（2024）年度**（20 年間）

（参考：第 2 次改訂版＝平成 24（2012）年 3 月策定、
第 3 次改訂版＝平成 29（2017）年 3 月策定）

- 御嵩町環境基本計画第 3 次改訂版＝重点エコプロジェクト
**平成 29（2017）年度から
平成 33（2021）年度**（5 年間）

はじめに 計画の基本的考え方

1

2

3

4

5

6

7

計画の主体

本計画の主体は、町（行政）、事業者、住民です。

多様化かつ複雑化する現在の環境分野に対応していくためには、計画の主体である町、事業者、住民が協力して、様々な取り組みを進めていくことが必要です。

町、事業者、住民が各々の役割を果たすとともに、パートナーシップに基づく協働により本計画を推進していきます。



計画編

第 1 章 めざす環境の姿

—みただけのエーコとづくり

第1章 めざす環境の姿

1

2

3

御嵩町のめざす環境像

本町は、環境基本計画を策定した時期と比較して、人口減少・少子高齢化が進んでいます。町の活性化のため、みたけの“ファン”づくりや定住人口、交流人口の確保が必要であると考えられるなか、町の特性である身近な自然と、快適な暮らしが営める環境づくりが不可欠となっています。また、普段の生活（地域生活）が地球環境問題とつながっていることを理解したなかで、環境モデル都市としての低炭素社会を目指す取り組みを進めていくことも必要です。

『御嵩町のめざす環境像』は、将来を展望して、御嵩町を「こんな環境の町にしたい」という町・事業者・住民の“想い”を言葉として表したものです。

【御嵩町のめざす環境像】

自然と共生し 歴史・文化を未来にひきつぐ
里山のまち みたけ



第1章 めざす環境の姿

■ 自然と共生し

私たちは、過去から現代にかけて、里山や可児川に代表される河川など、豊かな自然から恩恵を受けてきました。

そのようななか、本町では20世紀末に、産業廃棄物処分場の建設をめぐる全国初の住民投票を行いました。ここで住民は「大量生産・大量消費・大量廃棄のシステム」より「健康に生きていける環境」を選択しました。

濃尾平野の北東端付近の平野と丘陵部や山地で形成されている本町は、人間が自然といかに折り合いを付けていくかを試されている里山のまちであり、自然環境と生活環境について深く考え行動していきます。



■ 歴史・文化を未来にひきつぐ

古代からの史跡が数多く点在し、江戸時代に中山道の宿場町として栄えた本町には、脈々と続く歴史や文化が残されています。

この歴史や文化を次の世代に引き継いでいくことは、私たちの使命であるといえます。



■ 里山のまち みたけ

本町の貴重な財産である里山は、植物や動物を育み、豊かな水や清浄な空気など多くの恩恵を私たちに与えてきました。しかし、近年では、その里山も手入れ不足などにより荒廃が進みつつあります。

かけがえのない里山と自らの住環境を守りながら、この環境を次の世代に引き継いでいかねばなりません。



第1章 めざす環境の姿

1

2

3

環境目標

本計画によりめざす環境像を実現するため、次の4つの環境目標を掲げます。
基本的には、前計画である第2次改訂版の流れを引き継ぐものとしています。

環境目標 1

豊かな自然を育むまち

環境目標 2

安心とやすらぎがあるまち

環境目標 3

地球環境にやさしいまち

環境目標 4

環境について考え行動するまち

第1章 めざす環境の姿

環境目標 1 豊かな自然を育むまち

本町には、里山や可児川に代表される河川など身近な自然が残され、そのなかで多様な動植物が生息しており、私たちはその自然から多くの恩恵を受けています。

しかしながら近年では、森林の荒廃や田畑が減少しつつあり、動植物などの生息環境が悪くなるとともに、外来種の繁殖なども見られ、従来からの生態系への影響が懸念されます。また、住民と里山とのかかわりが少なくなり、身近な自然は徐々に失われつつあります。

そのため、里山など身近にある自然の保護や動植物の生態系などへの関心を高め、豊かな自然を育むまちを目指していきます。



★将来のまちのイメージ★

- ・里山をはじめとする美しい風景が残されている。
- ・里山に親しめるよう保全活動やイベントなどが開催されている。
- ・森林には落葉樹が多くなり、クワガタやカブトムシが棲んでいる。
- ・多種多様な樹木により、森林浴やバードウォッチングが楽しめる。
- ・多様な動植物を町内で見ることができる。
- ・可児川などの河川でホタルの乱舞が見られる。
- ・可児川などの河川で子どもたちが水に親しんで遊んでいる。
- ・より安全で高品質な農産物づくりが盛んになり、地産地消が進んでいる。

第1章 めざす環境の姿

環境目標2 安心とやすらぎがあるまち

以前より、本町では住民の身近なところでの大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの公害は大きな問題にはなっていません。今後も、住民が安心して生活できるよう、この良好な環境を共有していくことが必要です。そのため、環境調査や汚水処理施設の整備など、環境負荷を低減する施策を推進していきます。

心の豊かさを実感するためには、身近な場所に美しいまちなみや、心がやすらげる環境があることが必要です。そのために、豊かな自然や宿場町の歴史が残っている本町の特性を生かし、住民が安心してやすらぐことのできる町を目指していきます。



★将来のまちのイメージ★

- ・ 自動車の騒音、振動に悩まされず、穏やかに生活ができる。
- ・ 農薬や除草剤の使用が抑制され、適正に使用されている。
- ・ 数多くの史跡が残され、多くの人を訪れている。
- ・ 伝統文化が継承されている町になっている。
- ・ ごみが落ちていないきれいな町になっている。
- ・ 水辺で散策を楽しむことができる。
- ・ 身近な場所に、気軽に行くことができる公園がある。
- ・ 人にやさしい(安全で歩きやすい)道路が整備され、住民や観光客が楽しく歩いたり、自転車に乗って移動したりしている。

第1章 めざす環境の姿

環境目標3 地球環境にやさしいまち

大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムは、有限である資源を消費するとともに温室効果ガス排出の影響による地球温暖化の要因となるなど、地球的規模の環境問題を生み出しました。これらは人類共通の問題・課題であり、それを解決していくためには、一人ひとりがライフスタイルを変えていくこと、また、それぞれの事業者が環境に配慮した活動を進めていくことが必要です。

本町では、地球環境問題は身近な地域の問題であるとの認識に立ち、地球環境にやさしいライフスタイルを確立することにより、環境モデル都市に選定された自治体として、積極的に地球温暖化対策・低炭素社会の構築に取り組んでいきます。



★将来のまちのイメージ★

- ・公共交通機関や自転車を利用する人が増えている。
- ・町内でエコカーをよく見かけるようになっている。
- ・多くの家庭で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを利用している。
- ・家庭での電気使用量の節約（節電）や水道水の節約に取り組んでいる。
- ・買い物に出かける時は、皆が買い物かごやマイバッグを持っている。
- ・生ごみが堆肥化などにより有効活用されている。
- ・いらなくなった物を交換する取り組み（バザーや不用品交換会など）が実施されている。
- ・デポジットにより、使用済みの容器などが再利用されている。

第1章 めざす環境の姿

環境目標4 環境について考え行動するまち

環境を良くしていくためには、いかに一人ひとりが環境のことを考えて行動するかにかかっています。そのために、環境学習や情報交換の機会を充実させ、住民の環境意識を高めていかねばなりません。

総合的な環境保全を行うためには、自治会やNPO法人、ボランティア団体、個人などによる活動などを促進していくとともに、異なる立場の人々が協働していく必要があります。そのために、それぞれの立場が担う役割を明確にし、協働による環境保全の体制づくりを進めていきます。



★将来のまちのイメージ★

- ・環境学習の機会が増え、地域や企業でも環境学習が実施されている。
- ・環境教育が盛んで、幼児期から小・中・高等学校まで実施されている。
- ・里山での清掃活動や森林保全活動、ため池の整備など、身近な自然とふれあう活動が盛んになっている。
- ・環境のためのボランティア活動への参加者が拡大している。
- ・自治会などの民主体型の環境保全活動が展開されている。
- ・節電などの省エネ活動に多くの家庭が取り組んでいる。
- ・環境に関する活動についての功労者（個人、団体、事業者）が表彰制度などにより評価されている。
- ・近隣市町村や全国の市町村と環境に関する相互交流が盛んになっている。
- ・事業者による環境保全活動が活発になっている。

第1章 めざす環境の姿

1

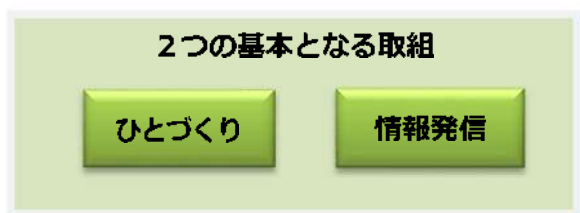
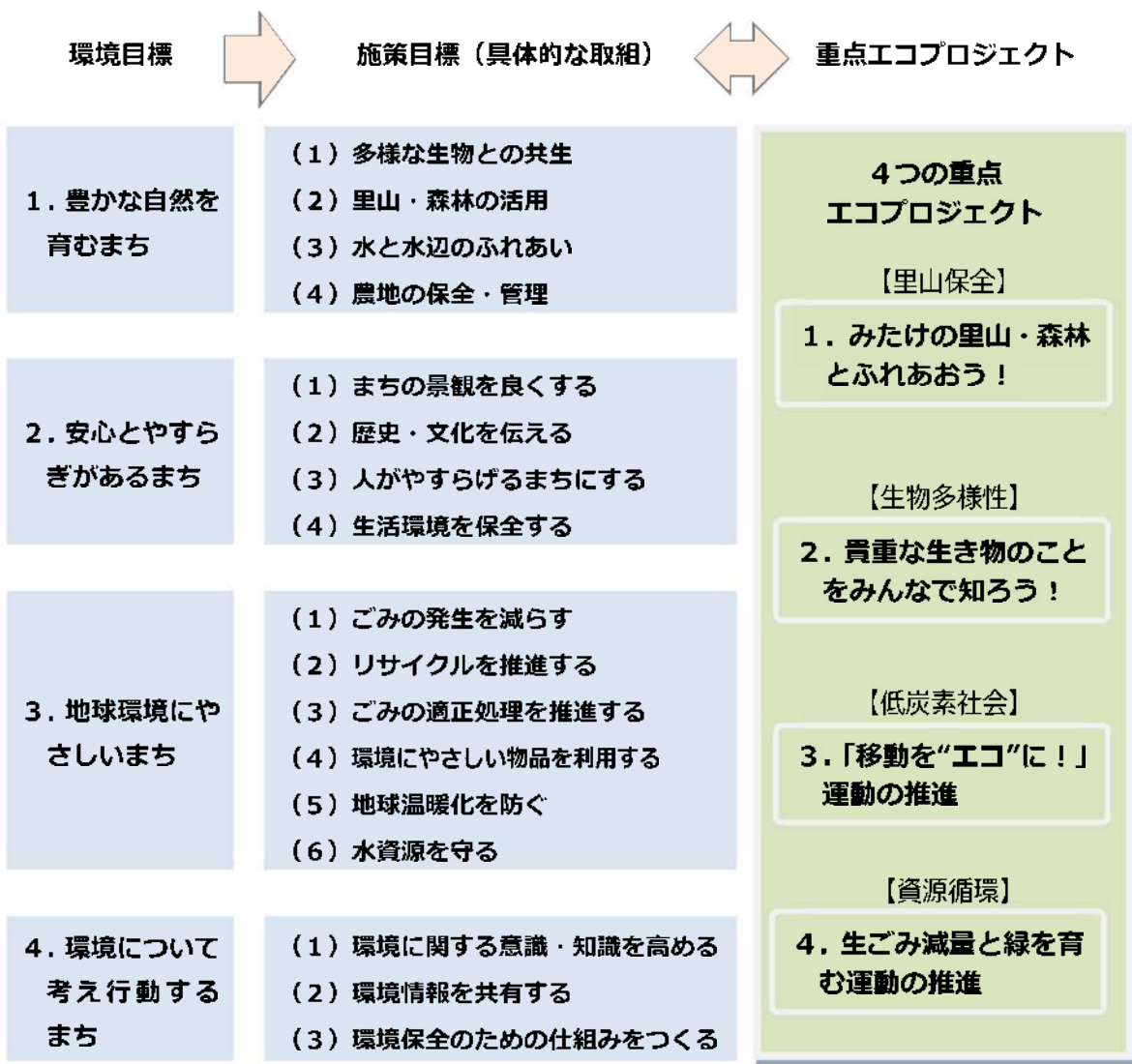
2

3

計画の体系

本計画の体系は、以下のとおりです。

| | |
|--------|--------------------------------|
| めざす環境像 | 自然と共生し 歴史・文化を未来にひきつぐ 里山のまち みたけ |
|--------|--------------------------------|





計画編

第 2 章 重点エコプロジェクト
一カを入れて進める取組

第2章 重点エコプロジェクト

この章で掲げる「重点エコプロジェクト」は、少しずつ着実に進める取り組みとして掲げる「具体的な取組」72 施策（第3章、35 頁参照）のうち、特に重点的に取り組んでいくものとして新たにまとめたもので、本計画策定時に住民が主体となった“みたけエコーと考え隊（本計画策定会議）”で出たアイデアが多く盛り込まれています。計画期間は平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの5年間で進めていくものです。

重点エコプロジェクトの項目は4つ掲げていますが、これを推進するための基本となる取り組みとして、「ひとづくり」と「情報発信」を位置付けます。

新たな重点エコプロジェクトの構成

NEW

4つの重点エコプロジェクト

1 - みたけの里山・森林とふれあおう！ 【里山保全】

テーマ1 里山・森林保全活動団体や事業者と連携した体験講座等の実施

テーマ2 里山・森林の保全を学ぶ（担い手の育成）【ひとづくり】

テーマ3 里山・森林などの資源を活用する

テーマ4 里山・森林などの現状を伝える【情報発信】

計 13 取組

2 - 貴重な生き物のことをみんなで知ろう！ 【生物多様性】

テーマ1 希少野生生物のことを知ろう

テーマ2 外来種が及ぼす影響を知る

テーマ3 希少野生生物や外来種の現状を伝える（担い手の育成）

【ひとづくり】【情報発信】

計 10 取組

3 - 「移動を“エコ”に！」運動の推進 【低炭素社会】

テーマ1 ノーマイカーデー運動の推進【ひとづくり】

テーマ2 公共交通機関の利用促進

テーマ3 移動によるCO₂（二酸化炭素）排出を削減

テーマ4 ノーマイカーデー運動の推進や公共交通機関の利用を伝える【情報発信】

計 13 取組

4 - 生ごみ減量と緑を育む運動の推進 【資源循環】

テーマ1 堆肥などによる生ごみの減量化【ひとづくり】

テーマ2 グリーンカーテンづくりでエコと緑を育む

テーマ3 ごみの減量化やグリーンカーテンの有効性を伝える（エコ活動）【情報発信】

計 13 取組

2つの基本となる取組

ひとづくり

情報発信

第2章 重点エコプロジェクト

プロジェクト

1

2

3

4



【里山保全】 みたけの里山・森林とふれあおう！

(1) プロジェクトにより目指す将来の姿

- 住民や事業者が里山の自然にふれ、遊びや暮らしの体験を盛んに行うことによって里山に親しみ、みんなで里山づくりに取り組んでいます。
- 里山や森林の環境が向上して、町外からも多くの人々が訪れ、学び、遊び、交流するとともに、里山や森林の資源としての有効活用を工夫しています。

■目標指標（住民アンケートによる）

| 指標名 | 現状値 (平成28年度) | 平成33年度 目標 | 注 釈 |
|----------------------------------|-----------------|--------------|-----------------------------|
| 「里山や自然が美しい」 ことに満足という住民の 割合 | 48.0 (%) | 53.0 (%) | 住民アンケート調査による。「満足」+「やや満足」の割合 |

主な担い手

- ・住民 ・各種団体（水土里隊など）
- ・企業との協働による森林づくり協定締結事業者
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校



(2) プロジェクトの狙い

本町は豊かな自然に恵まれ、私たちにとって身近な里山や森林が育まれてきた歴史があると同時に、自然のなかで「みたけの森」などの憩いの場をつくり親しんできました。

しかし、近年では、生活のための資源として、里山や森林にある薪や堆肥用の落ち葉などを採取しなくなったことから荒廃が進み、住民の意識からその大切さが薄れてきています。また、荒廃に伴い、土砂崩れや水害などの災害が発生しやすくなるほか、近年では鳥獣害の発生などが切実な問題となっており、更には、外来種の繁殖により、本来の動植物の生態系が変化しています。

里山や森林に親しむことができる場や自然を体験できる場を提供し、人々が学び、里山や森林づくりに参加する機会を充実することで、本町の里山・森林に親しみ触れ合う機会を創出していきます。

第2章 重点エコプロジェクト

(3) 具体的な取組内容

■テーマ1 里山・森林整備活動団体や事業者と連携した体験講座等の実施

- 里山の魅力を知り関心を持てるように、里山づくりに取り組む団体や事業者が連携して、子どもや親子、住民が参加しやすい体験・学習の機会を充実させます。
- 里山で憩い、遊ぶ機会を充実させるとともに、里山ならではの自然の恵みを生かす機会を提供し、里山に親しみを持ちながら再生する取り組みに結び付けます。

■テーマ2 里山・森林の保全を学ぶ（担い手の育成）【ひとづくり】

- 里山の保全は、地域とともに、森林整備活動団体や、事業者も参画して進めてきました。しかしながら、その活動が住民に十分に知られていないことから、里山再生のための担い手が不足しています。長期にわたる持続的な活動を目指して、ひとづくりを強化していきます。
- 子どもの頃から里山の大切さを感じて、生涯を通じて自然豊かな本町に誇りを持つことができるよう、里山に親しみを持ち、町外の人々とも交流しながら里山づくりを楽しむ機会を充実させます。

■テーマ3 里山・森林などの資源を活用する

- 本町では「伏見にこここ館」などの公共施設に岐阜県産の木材を活用しています。今後も、住民が里山づくりへの関心を高めるために、間伐材や竹などの自然資源を活用する方法を検討していきます。
- これから増えると予想される空き家や遊休農地の実情を知り、所有者とともに地域においてその有効な活用を探ります。

■テーマ4 里山・森林などの現状を伝える【情報発信】

- 里山とともに保全してきた「みたけの森」や「鬼岩公園」などの豊かな自然を大切に、里山の今の状態や課題などについての情報を提供していきます。
- 里山保全に取り組む団体や住民が、里山の良さや里山保全活動について積極的に情報を発信します。

第2章 重点エコプロジェクト

☆「みたけエーコと考え隊」から出たアイデア☆

- ・子どもの山遊びのきっかけとして森の遊び場をつくる。
- ・親子などで林業体験、間伐材でのおもちゃづくりを行う。
- ・親子が興味を持つウォーキングや、大人向けウォーキング、ウォーキングとともに植物などを学ぶ活動を行う。
- ・里山・森林保全のために木の持ち主制度を導入する。
- ・「みたけの森」でコンサートを行う。
- ・里山での暮らし体験、山菜採りや料理教室などを開催する。
- ・空き家と遊休農地をセットにして活用し農業体験を行う。
- ・水土里隊と住民との交流や将来の担い手育成講座を開催する。
- ・竹林の管理と竹を小片や粉状に加工して資源として生かす活動を高校や大学と連携して行う。
- ・SNSを活用して大学生などに活動への参加を呼びかける。

第2章 重点エコプロジェクト

プロジェクト

1

2

3

4

【生物多様性】 貴重な生き物のことをみんなで知ろう！



(1) プロジェクトにより目指す将来の姿

- 生物多様性とは、地球上に住む全ての生きものたちの豊かな個性のつながりのことを言います。希少野生生物や外来種などの生息状況を知ることで、身近な自然の豊かな生態系についての理解が深まっています。
- 本町に生息している多様な生物を身近に観察することができます。

■目標指標（住民アンケートによる）

| 指標名 | 現状値 (平成 28 年度) | 平成 33 年度 目標 | 注 釈 |
|-------------------------------|-------------------|----------------|-----------------------------|
| 「いろいろな生物が生息している」ことに満足という住民の割合 | 35.5 (%) | 41.0 (%) | 住民アンケート調査による。「満足」+「やや満足」の割合 |

主な担い手

- ・住民
- ・町生物環境マイスター、アドバイザー
- ・自治会
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校
- ・国、県などの機関



(2) プロジェクトの狙い

里山には多様な動植物が生息していますが、里山などの手入れが行き届かなくなったことや、外来種の流入などにより、在来動植物の生息環境が悪化し、昔からの生態系が崩れていることが見受けられます。

このため、生物の生息状況の実態を把握して、希少生物や外来種について住民が知り、関心を高めることが必要です。さらに、動植物の生息状況を直接見ることや、外来種の流入・投入防止、駆除などをみんなで進めます。

第2章 重点エコプロジェクト

(3) 具体的な取組内容

■ テーマ1 希少野生生物のことを知ろう

- 本町の自然生態系の特性について多くの人を知ることができるように、生き物の分布を必要に応じて調査し、御嵩町版レッドデータブックの改訂を検討していきます。
- 森や川の生物調査、生き物探しなど、希少種や外来種について専門家とともに実際に現場で見て学ぶための観察会を開催します。

■ テーマ2 外来種が及ぼす影響を知ろう

- 動植物の生態系への正しい理解を深めた上で、自治会や各種関係機関と協力して、外来種の生息状況調査や駆除を進めます。



■ テーマ3 希少野生生物や外来種の現状を伝える（担い手の育成）

【ひとづくり】【情報発信】

- 動植物の生態系や希少種、外来種について、正しい情報を発信・提供します。
- 希少野生生物の保護や、適切な外来種の駆除などの指導ができるリーダーの養成を行います。

☆「みたけエーコと考え隊」から出たアイデア☆

- ・ 森の生物の様子を定期的な放送などで伝えたり、レッドデータブックをアプリ配信するなど、希少生物などについての情報を気軽に入手できるようにする。
- ・ 希少野生生物や外来種のマップを作成する。
- ・ 身近に見て楽しむことができるホタルが生息し続けることができるように、観察会などを開催するとともに、飼育を試みる。
- ・ ホタルまつりなどを開催して、豊かな自然をPRする。
- ・ みたけの森など身近な自然において希少種を探すフィールドワークを開催する。
- ・ 子どもと一緒に田んぼの生き物調査「田んぼの学校」を開く。
- ・ オオキンケイギクを天ぷらにしたり、ブラックバスを釣って食べてみるのはどうか。

第2章 重点エコプロジェクト

プロジェクト

1

2

3

4

【低炭素社会】 「移動を“エコ”に！」運動の推進



(1) プロジェクトにより目指す将来の姿

- 通勤・通学や買い物、通院などには、みんなが電車やコミュニティバスを利用しているほか、エコカーが普及するなどCO₂の排出が抑制されています。
- 本町を訪れる人々が電車などの公共交通機関で訪れることが多くなり、町内の観光地を散策（徒歩）や自転車でめぐって楽しんでいます。

■目標指標（住民アンケートによる）

| 指標名 | 現状値 (平成28年度) | 平成33年度 目標 | 注 釈 |
|------------------------------|-----------------|--------------|--|
| 「公共交通機関を出来る限り利用している」という住民の割合 | 21.3 (%) | 33.0 (%) | 住民アンケート調査による。「積極的に取組んでいる」+「取り組んでいる」の割合 |

主な担い手

- ・住民 ・商工会 ・観光協会 ・事業者
- ・各種団体（名鉄広見線を守ろう会など）
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校



(2) プロジェクトの狙い

低炭素社会の実現を目指すために、電車やコミュニティバス（ふれあいバスやふれあい予約バス）の利用促進と利便性を高めます。住民のみならず町内外の事業者、高校、観光客など、来訪者の公共交通利用を推進します。また、来訪者用にレンタサイクルなどを利用していただく仕組みを充実して、総合的に低炭素社会を目指した仕組みを構築します。

あわせて、ノーマイカーデー運動を推進するとともに、エコカーの普及を図ります。

第2章 重点エコプロジェクト

(3) 具体的な取組内容

■ テーマ1 ノーマイカーデー運動の推進【ひとづくり】

- 自動車の利用を抑える「ノーマイカーデー」に、電車等の公共交通の利用に心がけたり、徒歩や自転車の利用を心がけることに賛同する事業者や団体を募ります。

■ テーマ2 公共交通機関の利用促進

- 名鉄広見線の利用促進についてPRを工夫するとともに、小・中学校の学習において、公共交通機関の活用や意義を学びます。また、各種団体と連携して、沿線ツアーを開催することにより、町内外の公共交通機関利用の拡大を図ります。
- 電車の利用と合わせてコミュニティバスなどの利便性を高めるとともに、利用促進を図り、公共交通を利用することによるCO₂の排出を抑制します。

■ テーマ3 移動によるCO₂（二酸化炭素）排出を削減

- 電気自動車の急速（普通）充電器の導入を進めるとともに、設置箇所のPRに努め、利用率を高めていきます。また、住民や事業者が自動車の買い替えなどに際してはエコカーにすることを啓発します。
- 本町の観光を自転車で楽しむことができるように、レンタサイクル利用の促進と観光コースを充実します。

■ テーマ4 ノーマイカーデー運動の推進や公共交通機関の利用を伝える

【情報発信】

- ノーマイカーデー運動について、イベント開催時や広報紙などを通じて取り組む意義などをPRするとともに、住民それぞれが伝え合うようにします。
- コミュニティバスと名鉄広見線の乗り継ぎなどを分かりやすく伝える工夫をします。

☆「みたけエーコと考え隊」から出たアイデア☆

- ・ 御高町内沿線のドラマを作成して、鉄道利用をPRする。
- ・ 1年に1回、町で全く車に乗らない「スーパーノーマイカーデー」を設ける。
- ・ 電車に乗ろう運動をノーマイカーデー運動と一体的に実施する。
- ・ 来訪者を増やすために“みたけ”らしい催しを充実する。
- ・ CO₂の削減量をエネルギー（電力、ガソリン、ガスなどの）使用量、料金とともに自らチェックすることができる「見える化手帳」を配布する。

第2章 重点エコプロジェクト

プロジェクト

1

2

3

4

【資源循環】 生ごみ減量と緑を育む運動の推進



(1) プロジェクトにより目指す将来の姿

- 生ごみの堆肥化や堆肥を活用した緑のカーテンづくりと野菜等の収穫、エコッキングに住民が楽しく取り組んでおり、家庭から出るごみの量が減っています。
- 食と緑が循環する流れができて、住民が食生活や野菜・果物、花などの緑を育てるライフスタイルを楽しんでいます。

■ 目標指標（住民アンケートによる）

| 指標名 | 現状値 (平成 28 年度) | 平成 33 年度 目標 | 注 釈 |
|----------------------------|-------------------|----------------|---|
| 「生ごみを減らしたり堆肥化している」という住民の割合 | 47.2 (%) | 52.0 (%) | 住民アンケート調査による。「積極的に取り組んでいる」+「取り組んでいる」の割合 |

主な担い手

- ・ 住民 ・ 各種団体（生活学校など） ・ 事業者
- ・ 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校



(2) プロジェクトの狙い

可燃ごみの量のなかで大きなウエイトを占める家庭などから出る“生ごみ”を堆肥化するなど、できるだけごみの減量化を図ります。

各家庭で生ごみから堆肥を作り、家庭や公共施設などでの緑のカーテンづくりや家庭菜園や休耕地の肥料などに使い、野菜・果実などを収穫してエコッキングを行うなど、資源の有効活用とごみの減量を図ります。

第2章 重点エコプロジェクト

(3) 具体的な取組内容

■ テーマ1 堆肥などによる生ごみの減量化【ひとづくり】

- 生ごみの減量化を図るために堆肥化の機器（ダンボールコンポストなど）の普及に取り組めます。
- 講座開設などにより、エコクッキングに積極的に取り組むようにして、仲間との会話を楽しみながら活動の普及を図ります。
- 家庭における調理・食事の残りから堆肥をつくり、その堆肥を家庭菜園や休耕地などで利用して野菜等を栽培し、エコクッキングなどにより無駄なく食するというような循環を形成します。

■ テーマ2 グリーンカーテンづくりでエコと緑を育む

- 手軽に堆肥を使った緑化や野菜等の栽培を行う活動として、各家庭においてグリーンカーテンづくりを行い、夏の強い日差しを和らげる効果で節電することによるCO₂排出削減を目指します。
- 栽培する植物の種類を増やししながら栽培方法を学習することや、グリーンカーテンコンテストの開催、料理の募集など、資源循環を目指した取り組みを拡大します。

■ テーマ3 ごみの減量化やグリーンカーテンの有効性を伝える【情報発信】

- イベント開催時においてごみの減量化やグリーンカーテンについて啓発します。
- 環境モデル都市として、地球温暖化などをテーマにした作品展を開催します。

☆「みたけエコと考え隊」から出たアイデア☆

- ・グリーンカーテンでできた野菜を使って料理コンテストを開催する。
- ・堆肥化した生ごみを家庭菜園や遊休農地で活用する仕組みづくりを進める。
- ・グリーンカーテンのつくり方などについてSNS等で情報交換する。
- ・自分の出したごみの重さを量って、生ごみを少なくするなどのごみの減量を進める。
- ・小中学校の「弁当の日」などでエコクッキングなど調理方法を工夫したものを作る。
- ・ミニダンボールコンポストセットを配布する。
- ・資源循環に取り組む人が集い意見交換会を開催して楽しく進める。
- ・エコを題材とした子どもの自由研究を進め、昔の遊びを伝承する。

第2章 重点エコプロジェクト

重点エコプロジェクトを支える 2つの基本となる取組内容

ここでは4つの重点エコプロジェクトを支え、プロジェクトとともに推進する2つの基本的な取組みについて示します。

基本となる取組

1

2

ひとつづくり

プロジェクトにより目指す将来の姿

- 学校や地域において子どもたちをはじめとする住民の学ぶ機会が増えており、本町の優れた環境を継承するよう活躍しています。
- 現在、活動がんばっている団体などに若手の参加者や支援者が増え、活動が活性化しています。

■目標指標（住民アンケートによる）

| 指標名 | 現状値 (平成28年度) | 平成33年度 目標 | 注 釈 |
|------------------------------|-----------------|--------------|----------------------------------|
| 「自身の環境に対する意識が高い」という住民の割合 | 19.5 (%) | 25.0 (%) | 住民アンケート調査による。「とても高い」+「どちらかという高い」 |
| 「今後、環境に関する活動を行ってみたい」という住民の割合 | 27.2 (%) | 32.0 (%) | 住民アンケート調査による。 |

☆「みたけエーコと考え隊」から出たアイデア☆

- ・住民による環境サミットの開催により人材を発掘する。
- ・「みたけの森学」指導者養成講座を開催する。
- ・川の清掃後にバーベキューなど参加者の親睦を深める。
- ・親子で参加する分別収集キャンプを開催する。
- ・ごみ拾いにゲームの要素を取り入れるなど楽しく活動を行う。
- ・森に落ちている木を使って火おこし体験とバーベキューを行う。
- ・環境モデル都市をテーマにした子どもの自由研究を進める。
- ・子ども向けデイキャンプを開催して食を通じて環境について学ぶ。

第2章 重点エコプロジェクト

基本となる取組

1

2

情報発信

プロジェクトにより目指す将来の姿

- 環境基本計画や環境モデル都市の概要や取り組みについて知っている住民が増え、興味・関心が高まっており、活動も盛んになっています。
- 住民や事業者が積極的に活動に取り組みながら、本町の良いところや、環境活動の楽しさについて情報発信しています。

■目標指標（住民アンケートによる）

| 指標名 | 現状値 (平成28年度) | 平成33年度 目標 | 注 釈 |
|------------------------------|-----------------|--------------|--|
| 「町環境基本計画を知っている」住民の割合 | 59.7 (%) | 65.0 (%) | 住民アンケート調査による。「内容を知っている」+「計画名は聞いたことがある」 |
| 「御嵩町の環境はすばらしいと自慢できる」という住民の割合 | 26.2 (%) | 31.0 (%) | 住民アンケート調査による。 |

☆「みたけエーコと考え隊」から出たアイデア☆

- ・ SNSを利用してフォトコンテストの開催や環境活動をアピールする。
- ・ コンビニやスーパーで手に取ることができるフリーペーパーを作成する。
- ・ 広報紙の字を大きくする、催しなどの予定を伝えるなど誰でも見たくなるものにする。
- ・ 有名なブロガーに取り上げてもらう。
- ・ 「環境モデル都市シール」を作成して各家庭で身の回りに貼る。
- ・ ただの資源でも価値があることを理解するために「わらしべ長者コンテンツ」を開催する。
- ・ エコ活動（行動）が苦にならず楽しくなるような工夫をして、楽しさをアピールする。

第2章 重点エコプロジェクト

4つの重点エコプロジェクトの具体的な取組

1 【里山保全】 みたけの里山・森林とふれあおう！

| テーマ | 取組内容 | 協力団体 担い手 など | 現在 | 5年後 の成果 | 関連 施策No. | |
|-----|--|---|---|--------------------|-------------------|-------|
| ① | 里山・森林整備活動団体 | ・住民 ・各種団体 (水土里隊 など) ・企業との 協働による 森林づくり 協定締結事 業者 ・幼稚園、保 育園、小学 校、中学校、 高等学校 | 2講座 | 2講座を 継続 | No.12 | |
| ② | 親子などを対象にした林業体験 講座の実施 | | 1体験 | 1体験を 継続 | No.12 | |
| ③ | や事業者と 連携した体 験講座等の 実施 | | 未実施 | 考案中 | No.12 | |
| ④ | 里山・森林の 保全を学ぶ (担い手の 育成) | | 幼・保・小・中・高等学校での環 境教育(森林環境学習含む)や生 涯学習講座で里山・森林の現状 を学ぶ | 小・中・ 高校で実 施中 | 幼・保の 実施を検 討 | No.62 |
| ⑤ | 児童生徒を対象にした林業体験 の実施 | | 未実施 | 事業を展 開 | No.12 | |
| ⑥ | 里山・森林整備活動団体(事業者 含む)のメンバーを増やす | | 水21名 企2団体 | 水40名 企4団体 | No.12 | |
| ⑦ | 里山・森林保全の先進地で視察 や体験研修を実施 | | 1研修 | 1研修を 継続 | No.62 | |
| ⑧ | 里山・森林な どの資源を 活用する | | 空き家などを活用した農業体験 の実施 | 未実施 | 事業を展 開 | No.20 |
| ⑨ | 間伐材や竹の利活用の検討(薪 やスプーン、おもちゃづくりな ど) | | 未実施 | 検討中 | No.13 | |
| ⑩ | イベント開催時にPRブースな どを展開し参加者への周知を行 うとともに町広報紙やHP(S NS含む)、CTKなどを活用 し、広く周知する | | - | - | No.64 | |
| ⑪ | 里山・森林な どの現状を 伝える | | 各種団体や各学校などが活動成 果や学んだことを環境フェアな どで発表する | - | - | No.64 |
| ⑫ | 里山・森林整備活動団体や住民 から情報収集を行うとともに、 里山・森林整備活動団体や住民 がそれぞれの手段で伝え広める | | - | - | No.66 | |
| ⑬ | 里山・森林への視察などを受け 入れる | | 随時 | 継続 | No.11 | |

【メモ】⑥の「水」は水土里隊、「企」は企業との協働による森林づくり締結事業者を指します。

第2章 重点エコプロジェクト

2 【生物多様性】 貴重な生き物のことをみんなで知ろう！

| テーマ | 取組内容 | 協力団体 担い手 など | 現在 | 5年後の 成果 | 関連 施策No. | |
|-----|--|---|------------------------------------|--------------------|-------------|-------|
| ① | 生物環境アドバイザーや有識者などと連携し、必要に応じて御高町版レッドデータブックの改訂を検討 | ・住民 ・町生物環境マイスター、アドバイザー ・自治会 ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校 ・国、県などの機関 | 第三次改訂版 | 改訂版を検討 | No.1 | |
| ② | みたけの森などで自然観察会や生き物調査などの実施 | | 未実施 | 事業を展開 | No.3 | |
| ③ | 希少野生生物などが生息する貴重な場を見て知っていただくための整備をボランティア団体（個人含む）などとともに進める | | 未実施 | 整備方針策定 | No.3 | |
| ④ | 幼・保・小・中・高等学校での環境教育や講師派遣講座などで希少野生生物の現状を学ぶ | | 小・中・高校で実施中 | 幼・保でも実施 | No.62 | |
| ⑤ | 外来種が及ぼす影響を | | 自治会と連携した外来種（材木沓やアザガハなど）の生息調査 | 未実施 | マップの作成 | No.5 |
| ⑥ | 自治会や各種機関と連携した外来種の駆除活動の実施 | | 未実施 | 活動を展開 | No.5 | |
| ⑦ | イベント開催時にPRブースなどを展開し参加者への周知を行うとともに町広報紙やHP（SNS含む）、CTKなどを活用し、広く周知する | | - | - | No.64 | |
| ⑧ | 希少野生生物や外来種の現状を伝える（担い手の育成） | | 各種団体や各学校などが活動成果や学んだことを環境フェアなどで発表する | - | - | No.64 |
| ⑨ | 環境保全団体や住民から情報収集を行うとともに、環境保全団体や住民がそれぞれの手段で伝え広める | | - | - | No.66 | |
| ⑩ | 希少野生生物の保護や外来種の適切な駆除・指導ができるリーダーの養成 | | 未実施 | リーダーが生物環境アドバイザーになる | No.2 | |

第2章 重点エコプロジェクト

3 【低炭素社会】 「移動を“エコ”に！」運動の推進

| テーマ | 取組内容 | 協力団体 担い手 など | 現在 | 5年後の 成果 | 関連 施策No. | |
|------------------|--|---|---|------------------|--------------------|-------|
| ① ② | ① ノーマイカーデー運動賛同事業者・団体を増やす | ・住民 ・商工会 ・観光協会 ・事業者 ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校 ・各種団体 （名鉄広見線を守る会など） | 21団体 | 26団体 | No.57 | |
| | ② ノーマイカーデー運動賛同事業者・団体の活動実績報告を公表 | | 未実施 | 公表済 | No.57 | |
| ③ ④ ⑤ ⑥ | ③ 小・中学校で名鉄広見線は地域にとって必要な社会インフラとの認識を高める交通環境学習を推進 | | 全小・中学校で実施 | 全小・中学校で実施 | No.57 | |
| | ④ 公共交通機関の利用促進 | | コミュニティバスの利用者を増やす | 25,923人 (H27) | 29,000人以上 (H33) | No.57 |
| | ⑤ コミュニティバスのバス停や運行ダイヤ等の見直し | | 随時 | 随時 | No.57 | |
| | ⑥ 沿線お出かけイベントなどで名鉄広見線(定期外)利用者を増やすとともに利用プラスワン運動の推進 | | 178,957人 | 180,000人 | No.57 | |
| ⑦ ⑧ ⑨ | ⑦ 移動によるCO ₂ (二酸化炭素)排出を削減 | | 電気自動車の急速充電器利用者(御高駅前駐車場)や各企業の普通充電器の利用者を増やす | 60回/月 (御高駅前) | 70回/月 (御高駅前) | No.53 |
| | ⑧ 御高駅のレンタサイクル利用者を増やす | | 279人 (H26) | 418人 (H31) | No.53 | |
| | ⑨ 自転車移動ができる魅力ある観光地巡り旅の考案 | | 未実施 | 考案済 | No.53 | |
| ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ | ⑩ イベント開催時にPRブースなどを展開し参加者への周知を行うとともに町広報紙やHP(SNS含む)、CTKなどを活用し、広く周知する | | - | - | No.64 | |
| | ⑪ ノーマイカーデー運動の推進や公共交通機関の利用を伝える | | 各種団体や各学校などが活動成果や学んだことを環境フェアなどで発表する | - | - | No.64 |
| | ⑫ 各種団体や住民から情報収集を行うとともに、各種団体や住民がそれぞれの手段で伝え広める | | - | - | No.66 | |
| | ⑬ コミュニティバスや名鉄広見線の乗り継ぎなどを分かりやすく表示する | | 未実施 | 表示済 | No.57 | |

第2章 重点エコプロジェクト

4 【資源循環】 生ごみ減量と緑を育む運動の推進

| テーマ | 取組内容 | 協力団体 担い手 など | 現在 | 5年後の 成果 | 関連 施策No. | |
|---|--|---|---------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------|
| ① ② ③ ④ ⑤ 堆肥などによる生ごみの減量化 | 各家庭において生ごみの堆肥化に取り組む | ・住民 ・各種団体 (生活学校など) ・事業者 ・幼稚園、 保育園、小 学校、中学 校、高等学 校 | 280人 | 430人 | No.41 | |
| | ダンボールコンポストなど堆肥化する機器の普及(補助金の活用) | | 280人 | 430人 | No.41 | |
| | 各家庭でできた堆肥をポイント化する制度を構築 | | 未実施 | 100人 | No.41 | |
| | 料理教室やエコクッキング講座の実施 | | 年1回 20人 | 年3回 100人 | No.41 | |
| | 町民菜園を有効利用して堆肥を利用できる仕組みを作る | | 未実施 | 4菜園で実施 | No.41 | |
| ⑥ | 各家庭や事業所においてグリーンカーテンづくりに取り組む | | ・住民 | - | - | No.25 |
| ⑦ ⑧ ⑨ グリーンカーテンづくりでエコと緑を育む | 住民と行政の協働により公共施設にグリーンカーテンなどで空間の緑化を実施する | | ・各種団体 (生活学校など) | 12施設 (全28施設) | 全公共施設にて実施 | No.25 |
| | グリーンカーテンコンテストや育った食材で作るお料理アイデアの募集 | | ・事業者 | 未実施 | イベント実施済 | No.25 |
| | グリーンカーテンと節電などでCO ₂ 排出量削減を目指す | | ・幼稚園、 保育園、小 学校、中学 校、高等学 校 | 17.6t-CO ₂ (H21) | 15.9t-CO ₂ (H30) | No.53 |
| ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ごみの減量化やグリーンカーテンの有効性を伝える | イベント開催時にPRブースなどを展開し参加者への周知を行うとともに町広報紙やHP(SNS含む)、CTKなどを活用し、広く周知する | | ・幼稚園、 保育園、小 学校、中学 校、高等学 校 | - | - | No.64 |
| | 各種団体などが活動成果や学んだことを環境フェアなどで発表する | | ・幼稚園、 保育園、小 学校、中学 校、高等学 校 | - | - | No.64 |
| | 各種団体や住民から情報収集を行うとともに、各種団体や住民がそれぞれの手段で伝え広める | | ・幼稚園、 保育園、小 学校、中学 校、高等学 校 | - | - | No.66 |
| | 環境モデル都市として、地球温暖化や温室効果ガス削減をテーマにした作品展の開催 | | ・幼稚園、 保育園、小 学校、中学 校、高等学 校 | 未実施 | 実施中 | No.53 |



計画編

第3章 具体的な取組

—少しずつ着実に進める取組

第3章 具体的な取組

この章で掲げる「具体的な取組」は、環境基本計画の期間である平成 36（2024）年度末までにめざす環境像へ近づけるために着実に取り組んでく施策を示しています。本計画では、環境モデル都市行動計画などの主要な施策を新たに加えて、4つの柱（環境目標）で72の施策を掲げています。

また、本計画の推進のために、随時、進捗状況を把握するとともに見直しを図ります。



第3章 具体的な取組

環境目標

1

2

3

4

豊かな自然を育むまち

「豊かな自然を育むまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

施策の体系

| 【施策目標】 | 【施策の方向】 |
|---------------|------------------------|
| (1) 多様な生物との共生 | 1 生物に関する情報を蓄積する |
| | 2 生物と親しむための仕組みをつくる |
| | 3 生物が生息できる環境を整える |
| (2) 里山・森林の活用 | 1 適正な森林整備を行う |
| | 2 里山・森林保全の啓発と体験活動を実施する |
| | 3 森林などを有効に活用する |
| (3) 水と水辺のふれあい | 1 川をきれいにする |
| | 2 景観をよくする |
| (4) 農地の保全・管理 | 1 農地の保全・管理を図る |
| | 2 農地を有効活用する |
| | 3 農業の担い手不足等の解消に向けて |
| | 4 環境にやさしい農業を促進する |
| | 5 地産地消を促進する |

第3章 具体的な取組

(1) 多様な生物との共生

本町はこれまで、環境基本条例に基づき、生物の多様性の確保を図るため、町内に生息・生育する動植物の調査を実施し、町独自のレッドデータブックを作成するなど、動植物の保護・保全に努めてきました。

今後も、必要に応じて生物の実態を把握し整理するとともに、希少野生生物保護条例などに基づき、野生動植物が生息できる環境を整えていきます。

1 生物に関する情報を蓄積する

| 施策No | 施策名 | 施策内容 |
|------|------------------|---|
| 1 | 御嵩町版レッドデータブックの活用 | 住民、事業者、生物環境アドバイザー、有識者などの意見を参考に、「レッドデータブック策定委員会」を母体とし、必要に応じて御嵩町版レッドデータブックを改訂するなど、環境教育などに活用します。 |

2 生物と親しむための仕組みをつくる

| 施策No | 施策名 | 施策内容 |
|------|-----------------|---|
| 2 | 希少野生生物保護に向けて | 希少野生生物保護条例を適切に運用していくとともに、必要に応じ、町指定希少野生生物の指定について検討していきます。また、希少野生生物保護監視員、生物環境アドバイザー、自然環境保護団体、住民からの情報により希少野生生物に関する情報を把握し発信するとともに、盗掘などにより個体数が減少している希少野生生物の保護対策などを検討します。 |
| 3 | みたけの森や前沢湿地などの整備 | 多くの動植物が生息するみたけの森や前沢湿地などを整備し、環境学習などで活用していきます。整備にあたっては有識者のアドバイスのもと、ボランティア団体などとも連携して行います。また、みたけの森利用者へ保全の啓発なども行います。 |
| 4 | 生物育成活動の推進 | ホテルなどの生物育成活動をはじめとする環境学習を学校教育や生涯学習の場で展開するとともに、環境イベントなどでは生物への関心を高める周知・啓発を行い、住民の生物育成活動への参加を促進します。 |
| 5 | 在来種の保護 | 生物多様性基本法に則り、外来種が生態系に及ぼす影響などを周知・啓発することによって、地域の生態系を保全し在来種を守ります。 |

第3章 具体的な取組

| | | |
|---|-----------------|--|
| 6 | 自然保護活動団体の活動推進 | 町内の自然保護活動団体との交流を行い、その情報交換を通じ活動を推進します。 |
| 7 | 公共工事における環境配慮の実施 | 公共工事を行う際には、「御嵩町公共事業における配慮指針」に基づいた環境調査を実施（大規模なものについては、現地調査）し、貴重な生物を保護するよう努めます。また、必要な場合は住民や事業者にも生物移転などの協力を要請します。 |
| 8 | 事業者による自然環境配慮の促進 | 自然環境に関する情報の提供や自然環境に配慮した事業の実施（農薬の使用抑制、工場排水の浄化など）を要請し、事業者による自然環境配慮を促進します。 |

3 生物が生息できる環境を整える



| 施策No | 施策名 | 施策内容 |
|------|------------|---|
| 9 | 生物の生息場所の保全 | 生物環境アドバイザーや有識者などの協力により、ホテルやメダカ、野鳥などの生息場所の環境整備について、アドバイスのもと、ビオトープづくりの推進など生息場所の保全を図ります。 |

(2) 里山・森林の活用

里山や森林は、住民の暮らしと密接に結びついており、生物の生息地となるだけでなく、水や空気の浄化など、多様な環境保全のための役割を果たしていますが、近年では、里山や森林の荒廃が進んでいます。

そのため、里山や森林の再生・適正管理に取り組んでいきます。



1 適正な森林整備を行う

| 施策No | 施策名 | 施策内容 |
|------|---------------|---|
| 10 | 御嵩町森林整備計画の遵守 | 町森林整備計画を遵守し、適正な森林施業の実施や森林の保全を行い、森林が持つ機能（保水機能を含む）の向上を図ります。 |
| 11 | 森林や里山整備の体制づくり | 住民、有識者、町などが協力して森林や里山整備を行う体制を構築するため、意見を交換する機会の確保に努めます。 |

第3章 具体的な取組

2 里山・森林保全の啓発と体験活動を実施する

| 施策No | 施策名 | 施策内容 |
|------|--------------------------|---|
| 12 | 里山・森林整備ボランティアの活用と体験活動の実施 | 植栽や、下刈り・除伐などを行う里山・森林整備ボランティア（水土里隊など）を募ることにより、町有林の整備や森林資源の活用を図るとともに、体験活動等のイベントを通して住民の里山や森林に対する意識高揚を図ります。 |

3 森林などを有効に活用する



| 施策No | 施策名 | 施策内容 |
|------|------------------|--|
| 13 | 竹の有効利用による竹林拡大の防止 | 繁殖力が強く既存の植生を脅かしている竹林の拡大対策のため、竹の有効利用を検討します。 |

(3) 水と水辺のふれあい

本町を東西に流れる可児川などの河川は、住民にとって貴重な水とのふれあいの場であり、水環境悪化の防止対策が求められています。

そのため、川やため池をはじめとする水と水辺を守るとともに、自然景観に配慮した川づくりを進めていきます。



1 川をきれいにする

| 施策No | 施策名 | 施策内容 |
|------|--------------|---|
| 14 | 下水道・合併浄化槽の普及 | 生活排水による河川の汚濁を抑制するために、公共下水道への接続促進や、補助制度の活用による合併処理浄化槽の普及を推進します。 |
| 15 | 生活排水対策の推進 | 合成洗剤の適正な使用、調理くずや油を流さないといった家庭でできる生活排水対策についての啓発により、家庭排水の汚濁を低減します。 |

第3章 具体的な取組

| | | |
|----|-------------------------|--|
| 16 | 水をきれいにする意識の高揚と河川清掃活動の促進 | 可児川や湧水の水質の定期的な公表や、各小中学校での環境教育やカワゲラウォッチングの実施により身近な水とのふれあいを通じて住民の水環境の保全に対する意識を高めます。また、松野湖クリーン作戦や可児川クリーンキャンペーンなどを住民に周知して、住民参加の河川清掃活動を継続します。 |
|----|-------------------------|--|

2 景観をよくする

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|---------------|--|
| 17 | 自然景観を考慮した河川改修 | 河川改修時には、説明会などにより地域住民の意見も取り入れ、自然景観を考慮した河川改修に努めます。 |

(4) 農地の保全・管理

農業の担い手不足などにより農地の減少や荒廃が進んでいます。農地の減少や荒廃は、周辺環境の悪化に結びつくものであるといえます。また、化学肥料や農薬の使用は農地の土壌に様々な影響を与えていると考えられます。

そのため、周辺地域の状況を判断しながら農業の振興を含めた農地の保全・有効活用や、環境にやさしい農業の展開、地産地消の推進を図っていきます。



1 農地の保全・管理を図る

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-----------------|---|
| 18 | 農業基盤の充実と農地転用の判断 | ため池整備事業や用排水対策事業の促進により、農地の保全や農業基盤の充実を図るとともに、農地の保全という観点から「農業振興地域」、「農用地区域」からの転用を、利用目的、土地の条件、周辺農地に与える影響、社会情勢の変化などについて総合的に判断します。 |

第3章 具体的な取組

2 農地を有効活用する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-------------|--|
| 19 | 貸し出し農園の利用促進 | 貸し出し農園制度の周知などを通じて、貸し出し農園の利用を促進します。 |
| 20 | 農地の有効活用の検討 | ボランティア活動や学校教育の一環として、農地の利用方法を検討し、農地の有効活用を図っていきます。 |

3 農業の担い手不足等の解消に向けて

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|--------------------|--|
| 21 | 農業の担い手情報等の収集と円滑な提供 | 農業関係団体との連携のもと、経営規模拡大を望む就農者や、後継者不在などの問題を抱える農家などの情報を集約し、情報提供を図ります。 |

4 環境にやさしい農業を促進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-----------------|---|
| 22 | 有機農法・減農薬農業などの検討 | 従来と比べて農薬、化学肥料を使用しない有機農法・減農薬農業を農業関係団体と討議するほか、減農薬・減化学肥料による米作り、野菜作りを奨励し、付加価値の高い農作物の育成を検討します。 |

5 地産地消を促進する



| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|--------------------|--|
| 23 | 地産地消の考え方の意識高揚 | 農業関係団体との連携のもと、学校での米作り体験などの農業体験を通じて、「地元で採れたものを、地元で消費することが環境にやさしい」との地産地消の意識高揚を図ります。 |
| 24 | 地産品の販売ルートを整備と地消の拡大 | 農産物（米、野菜など）の地元消費を拡大するため、地元農産物の加工、販売を行う組織と協力していきます。また、農家などと連携して、地域で採れた食材の学校給食への利用を拡大し、地産地消を推進します。 |

第3章 具体的な取組

環境目標

1

2

3

4

安心とやすらぎがあるまち

「安心とやすらぎがあるまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

施策の体系

| | 【施策目標】 | | 【施策の方向】 |
|-----|--------------|---|-----------------|
| (1) | まちの景観を良くする | 1 | まちの緑や花を増やす |
| | | 2 | まちのごみをなくす |
| (2) | 歴史・文化を伝える | 1 | 文化財を守る |
| | | 2 | 文化、伝統に対する意識を高める |
| (3) | 人がやすらげるまちにする | 1 | 公園を整備する |
| | | 2 | 自然とふれあう機会を増やす |
| (4) | 生活環境を保全する | 1 | 身近な公害を防ぐ |
| | | 2 | 環境負荷を低減する |

第3章 具体的な取組

(1) まちの景観を良くする

豊かな自然と中山道宿場町の趣ある町並みが共存する本町の景観は、住民が誇ることができる貴重で価値のある資源です。

そのため、町並みを保全しながら身近な緑化・美化の取組を行い、うるおいのある美しいまちづくりを進めていきます。



1 まちの緑や花を増やす



| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|------------|--|
| 25 | 緑豊かな町並みの形成 | 公共施設及び各家庭での緑化や、地域の特性にあった道路・公園などの植樹を推進して、緑豊かな町並みを形成します。 |
| 26 | 花かざり運動の推進 | 花苗の自治会への配布や花かざりグループの支援を通じ住民意識を高め、地域住民による花かざり運動を推進します。 |

2 まちのごみをなくす

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|--------------------|---|
| 27 | ポイ捨ての防止 | 「御嵩町ごみのない清潔で快適なまちづくり条例」に基づき、意識啓発や指導、支援を通じて、住民、事業者等のポイ捨ての防止や空き地の適正な管理を促進し、清潔なまちづくりを推進します。 |
| 28 | 町内清掃・事業所周辺の美化活動の促進 | 全町で行っている町内一斉清掃を継続して実施するとともに、自治会単位での取り組みの支援により参加者や開催機会の拡大を図ります。また、「環境の保全と創造に関する協定」の締結により、事業者による事業所周辺の積極的な美化活動を促進します。 |
| 29 | 飼い犬等のふん害の防止 | 「御嵩町飼い犬等のふん害の防止に関する条例」に基づき、啓発看板や広報紙などによる周知を行うことで、ペット飼育者のマナーの向上を図り、ふん害を減らします。 |

第3章 具体的な取組

(2) 歴史・文化を伝える

本町は、中山道や御嶽宿・伏見宿の宿場跡を中心として多様な歴史や文化が残っています。そして、これらをまちづくりに活用することは、まちにうるおいとやすらぎを与えます。

そのため、本町の歴史や文化の価値を理解するとともに認識を深め、保全・継承を図る取り組みを進めます。



1 文化財を守る

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|------------------------|--|
| 30 | 文化財の保護・監視と文化財に対する意識の高揚 | 貴重な文化財を後世に伝えていくため、文化財や歴史的建造物の保護・監視体制の確立を図るほか、必要に応じて適切な修復を行うとともに、「中山道みたけ館」を中心に情報提供と学習機会の場を確保し、住民の文化財に対する知識と理解を深めます。 |
| 31 | 名木等の保全 | 町の名木等に認定された歴史的・生態的な価値がある樹木などについては、所有者などにより保全されるとともに住民の自然保護への関心を高めます。 |

2 文化、伝統に対する意識を高める

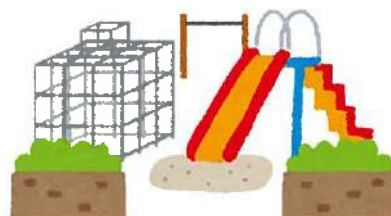
| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|----------------|---|
| 32 | 文化、伝統に対する意識の高揚 | 町の歴史や文化についての講座などを住民主体で実施することで、町の文化、伝統に対する理解を深めていきます。また、町は、住民が計画・参加し、楽しめる全町的なイベントが継続して開催されるよう支援し、ふるさと意識の高揚を図ります。 |

第3章 具体的な取組

(3) 人がやすらげるまちにする

公園は、身近に自然とふれあい、やすらぐことのできる場所です。しかし、本町は、身近な公園が少なく、住民の公園などの身近な憩いの場についての満足度も高くはありません。

そのため、住民がやすらぐことのできる公園整備や自然歩道の整備・活用を進めていきます。



1 公園を整備する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-------------|---|
| 33 | 身近な公園づくりの推進 | 児童公園などの施設を充実し、街区公園として利用するなど、住民に身近な街区公園及び近隣公園づくりを推進します。 |
| 34 | 都市公園の整備 | 都市公園である南山総合公園の施設管理や遊具の点検を継続し、安心・安全な住民の憩いの場として長寿命化を図ります。 |

2 自然とふれあう機会を増やす

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-----------|---|
| 35 | 東海自然歩道の活用 | 整備計画に従って東海自然歩道を整備し、環境・景観の保全や、利用者の増加を図っていきます。歩道周辺の森林に関しては、町有林については町にて整備を推進し、私有林については必要に応じて所有者に整備の協力を要請します。 |



第3章 具体的な取組

(4) 生活環境を保全する

本町では、公害については現在大きな問題が起きてはおりませんが、有害物質などによる潜在的な環境汚染については注視していく必要があります。

そのため、各種の対策を複合的に行うとともに、環境にやさしい車の普及を目指すなど、良好な生活環境を保全していきます。

1 身近な公害を防ぐ

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|--------------------|---|
| 36 | 野焼きの防止 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止となっている野焼きに対して、周知・啓発・指導を行います。 |
| 37 | 工場・事業所の公害防止協定などの締結 | 公害防止の観点から、工場・事業所に対し、法令に基づく規制・指導を適正に行っていきます。また、「公害防止協定」や「環境の保全と創造に関する協定」の締結による、自主的な環境保全活動の促進により、工場・事業所の公害を防止するだけでなく、積極的な環境負荷の低減にも取り組んでいきます。協定を締結した工場・事業所の活動内容を広報紙などで積極的にPRし、協定を締結する事業所を増やすよう啓発します。 |
| 38 | 環境の監視・測定 | 町環境汚染総合調査（町内の河川水質汚濁、河川農業、土壌汚染など）による環境の監視・測定を毎年実施します。 |

2 環境負荷を低減する



| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-----------------|--|
| 39 | 環境にやさしい公用車導入の促進 | 公用車については、グリーン購入法に基づき、自動車NOx・PM法適合車の導入を促進していきます。また、住民、事業者に対しては、購入に際しての各種助成制度の啓発を行い、低公害車の導入を推奨します。 |

第3章 具体的な取組

環境目標

1

2

3

4

地球環境にやさしいまち

「地球環境にやさしいまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

施策の体系

| | 【施策目標】 | | 【施策の方向】 |
|-----|----------------|---|-----------------------------|
| (1) | ごみの発生を減らす | 1 | 容器包装を減らす |
| | | 2 | ごみを減らす |
| | | 3 | 公共工事における廃棄物・事業系ごみを減らす |
| (2) | リサイクルを推進する | 1 | 資源物の回収を促進する |
| | | 2 | 再利用を促進する |
| (3) | ごみの適正処理を推進する | 1 | 家庭系ごみの適正処理を推進する |
| | | 2 | 公共工事における廃棄物・事業系ごみの適正処理を推進する |
| (4) | 環境にやさしい物品を利用する | 1 | グリーン購入・調達を推進する |
| (5) | 地球温暖化を防ぐ | 1 | 環境モデル都市の取り組みを推進する |
| | | 2 | 省エネルギーを推進する |
| | | 3 | 再生可能エネルギーの利用を促進する |
| | | 4 | 公共交通機関の利用を促進する |
| | | 5 | 自転車の利用や徒歩による移動を推進する |
| (6) | 水資源を守る | 1 | 水を有効に利用する |

第3章 具体的な取組

(1) ごみの発生を減らす

本町では、プラスチック類の分別なども進めており、可燃ごみをはじめとしてごみの排出量は減少しつつあります。ごみを排出することは、資源を消費することや、廃棄物処理場を圧迫することにつながっています。

そのため、Reduce（減量）を基調とした家庭でのごみの減量や、公共工事における廃棄物の排出を抑制します。

1 容器包装を減らす

| 施策No | 施策名 | 施策内容 |
|------|------------|---|
| 40 | マイバッグの普及促進 | 町内商店や商業施設などと連携したマイバッグ持参運動の推進により、マイバッグの普及を促進します。 |



2 ごみを減らす

| 施策No | 施策名 | 施策内容 | |
|------|-----------------|---|---|
| 41 | 生ごみの排出抑制・減量化の推進 | 買い過ぎ、作り過ぎなどにより食品を生ごみにすることは「もったいない」という意識啓発を行い、一般家庭や事業者からの生ごみ排出を抑制していきます。また、一般家庭では、生活環境整備施設設置補助事業による生ごみ処理機などの普及により、さらに事業所では、食品リサイクルの調査・研究を行うことで生ごみの減量化を推進します。 | |
| NEW! | 42 | プラスチック製容器包装の分別収集を促進 | 各家庭などから出されている可燃ごみの内、リサイクルできる資源ごみが約2割混入している状況です。その資源ごみの約4割を占めているプラスチック製容器包装の分別収集を促進することで、可燃ごみの減量化を推進します。 |
| NEW! | 43 | 使用済小型家電回収の促進 | 町が実施している使用済小型家電回収制度の周知を行うとともに、有効な回収方法を検討し、粗大ごみの減量化を推進します。 |

第3章 具体的な取組

3 公共工事における廃棄物・事業系ごみを減らす

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|----------------|---|
| 44 | 公共工事のゼロエミッション化 | 公共工事の各段階（計画、設計、施工・実施）で廃棄物の排出抑制・適正処理・処分（リサイクルを含む）を検討し、ゼロエミッション化を推進します。 |

(2) リサイクルを推進する

出てきたごみは、可能な限り Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）することにより、循環の輪づくりを進めていく必要があります。

本町では、15品目の資源物の分別回収を実施しており、これらの取り組みを今後更に拡大・充実し、循環型社会を推進していきます。



1 資源物の回収を促進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|------------------------|--|
| 45 | 資源分別回収及びリサイクルステーションの推進 | 容器包装リサイクル法に基づく缶・瓶・ペットボトルや廃食用油など15品目の資源物の回収を積極的に推進していきます。また、回収資源物の品目について検討していくとともに、リサイクルステーションの活動を周知・推進します。 |
| 46 | 集回資源回収の促進 | 小・中学校PTAや地域の集回資源回収など、地域全体での集回資源回収を促進します。 |
| 47 | 資源化実現の検討 | 可燃ごみとして扱われている生ごみ、剪定枝、雑紙（メモ用紙、封筒など）の資源化を検討します。 |

NEW!



第3章 具体的な取組

2 再利用を促進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-------------|---|
| 48 | リユースイベントの実施 | リユースイベントの実施などにより廃棄物となるものの再利用を推進していきます。実施にあたっては、環境フェアなどの機会を利用して参加者の拡大を図るとともに、事業として継続できる仕組みづくりも検討します。 |

(3) ごみの適正処理を推進する

廃棄物に含まれる有害物質による水質汚濁や土壌汚染、ごみ処理に伴う大気汚染などを防ぐには、住民が安心できる適正な処理を推進していく必要があります。

そのため、家庭における適正な分別の促進を図るとともに、公共工事におけるごみの適切な処理が行われるよう周知を行っていきます。

1 家庭系ごみの適正処理を推進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-------------------|---|
| 49 | 家庭系ごみの適正な分別・処理の推進 | 町広報紙や環境講座を通じて廃棄物の分別方法を分かりやすく伝えることにより、家庭系ごみの適正な分別を促進していきます。また、家電リサイクル法により回収方法が定められている家電6品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）については、情報提供などを通じて、適正な回収・処理を推進します。 |

2 公共工事における廃棄物・事業系ごみの適正処理を推進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|---------------------|---|
| 50 | 公共工事における廃棄物の適正処理の推進 | 建設系廃棄物マニフェスト制度を適正に運用することで、公共工事における廃棄物の適正処理やリサイクルを推進します。 |
| 51 | 事業系ごみの適正処理の促進 | 事業者への実態調査を行うことで排出量を把握し、適正な指導・助言を実施するとともに、パンフレット・チラシなどによる啓発を行い、事業系ごみの適正処理を促進します。 |

第3章 具体的な取組

(4) 環境にやさしい物品を利用する

環境にやさしい物品を優先的に利用することは、間接的に環境負荷を低減することになります。しかし、グリーン調達やグリーン購入についての認識は十分に普及しているとはいえません。

そのため、町が、グリーン商品に関する情報を積極的に発信するとともに、住民や事業者への普及を図っていきます。

1 グリーン購入・調達を推進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|--------------|---|
| 52 | グリーン購入・調達の推進 | グリーン商品に関する情報やグリーン購入の啓発を行い、町や事業者、住民のグリーン購入、グリーン調達を推進します。 |

(5) 地球温暖化を防ぐ

地球温暖化は緊急かつ深刻な問題の一つであり、また、その原因は私たちの日常生活と密接につながっています。

そのため、国から選定された環境モデル都市の自治体として、取り組みを強く推進し、町、事業者、住民がそれぞれの立場で、温室効果ガス排出削減活動、省エネ活動を実践し、身近なところから地球温暖化防止に取り組んでいきます。



1 環境モデル都市の取り組みを推進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|------------------------|--|
| 53 | 環境モデル都市の取り組み(低炭素社会)の推進 | 低炭素社会の実現に向け、先駆的な取り組みにチャレンジする都市として、国より「環境モデル都市」に選定された自治体であるとの認識を高め、温室効果ガス排出量削減を目指すため、環境モデル都市行動計画に定めた目標数値を達成できるように、取り組みを全町的に展開します。 |



第3章 具体的な取組



2 省エネルギーを推進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|--------------------|---|
| 54 | 住民・事業者の省エネルギー活動の推進 | 地球温暖化に関する情報提供や啓発活動により、住民・事業者の省エネルギーに対する意識を高めるとともに、電気、ガス、灯油などの効率的な使い方や、省エネルギー機器の紹介などにより、住民・事業者の省エネルギー活動を推進します。 |
| 55 | 公共施設への省エネルギー機器の導入 | 公共施設への省エネルギー型機器の導入を推進します。 |

3 再生可能エネルギーの利用を促進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|--------------------|---|
| 56 | 再生可能エネルギーの活用及び普及促進 | 公共施設での再生可能エネルギーの活用を促進していきます。また、太陽光発電などに関する情報提供を行うとともに、「御高町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例」に基づき、家庭や事業所における再生可能エネルギーの活用及び普及・促進を図ります。 |

4 公共交通機関の利用を促進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-----------------------|--|
| 57 | 公共交通機関利用の必要性の周知及び利用促進 | 様々な機会や媒体を活用して、公共交通機関の利用が環境負荷の低減につながることを住民に伝え、「ノーマイカーデー運動」の更なる周知や、マイカー利用から鉄道・コミュニティバス利用への転換を図ります。 |



第3章 具体的な取組

5 自転車の利用や徒歩による移動を推進する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-------|---|
| 58 | 歩道の整備 | 自転車や徒歩による移動を推進するため、道路改良を実施する際には歩道の整備も検討します。 |



(6) 水資源を守る

水資源は無限ではありません。水の使用を減らすことは、間接的に省エネルギーに取り組むことにもなります。

そのため、節水活動などを通じて、水の使用量削減に取り組んでいきます。

1 水を有効に利用する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|---------|--|
| 59 | 節水活動の促進 | 節水に関する教育、啓発を行うとともに、節水型機器の紹介などの情報提供に努めて、節水活動を促進します。 |

第3章 具体的な取組

環境目標

1

2

3

4

環境について考え行動するまち

「環境について考え行動するまち」を実現するために、以下に記載する施策を展開していきます。

施策の体系

| | 【施策目標】 | | 【施策の方向】 |
|-----|-----------------|---|------------------|
| (1) | 環境に関する意識・知識を高める | 1 | 環境学習・教育を充実する |
| | | 2 | 町の環境教育方針・計画を策定する |
| | | 3 | 環境に関するイベントを実施する |
| (2) | 環境情報を共有する | 1 | 多様な環境情報を伝達する |
| | | 2 | 町の総合的な環境情報を伝達する |
| (3) | 環境保全のための仕組みをつくる | 1 | コミュニティ活動を盛んにする |
| | | 2 | 環境行政への住民参加を促進する |
| | | 3 | 広域的な政策連携を推進する |

第3章 具体的な取組

(1) 環境に関する意識・知識を高める

環境を良くしていくためには、住民の環境に対する意識・知識を高めるとともに、一人ひとりが環境保全への取り組みを実践することが重要となります。

そのため、指導者の育成や、小・中・高等学校をはじめ、幼稚園や保育園とも連携し、環境学習・教育の機会を拡大するとともに、環境に関するイベントの開催などを通じて、環境への意識・知識を高めていきます。

1 環境学習・教育を充実する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|----------------------|---|
| 60 | 環境(体験)学習・講座・講演会などの充実 | 町ふれあい講座による町職員の環境出前講座や環境有識者を講師とした環境講演会、子ども(親子)や高齢者を対象とした環境講座などを定期的実施し、環境学習・教育の普及促進を図ります。 |
| 61 | 環境マイスター制度の活用 | 環境マイスター制度を活用し、地域における環境活動や小中学校の環境教育の支援を行います。 |
| 62 | 幼・保・小・中・高等学校の環境教育の充実 | 各小・中学校では「御高町小・中学校教育指導の方針と重点」に基づいた「森林環境学習」、「交通環境学習」の推進・充実を図ります。また、高等学校においても出前講座などを活用した環境教育の推進を図るとともに、幼稚園・保育園とも連携し、幼児期からの環境教育も行います。 |

2 町の環境教育方針・計画を策定する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-----------|--|
| 63 | 環境教育計画の策定 | 法令等に基づき、本町の自然的社会的条件に応じた環境保全活動や環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する行動計画などを策定し、推進します。 |

第3章 具体的な取組

3 環境に関するイベントを実施する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-------------------|--|
| 64 | 町環境フェアなど環境イベントの実施 | 町環境フェアや作品展など、環境意識を高めるイベントを住民や環境団体と連携して定期的の実施していきます。実施にあたっては、住民が参加しやすいイベント内容や地産品の販売など、参加者の拡大を図るための方策を検討します。 |
| 65 | 環境施設見学会などの実施 | 住民の環境への関心を高めるために、ささゆりクリーンパークなどの環境関連施設や環境先進自治体・企業への見学会などを実施します。 |



(2) 環境情報を共有する

環境を良くしていくためには、町・事業者・住民の連携が必要です。そしてそのためには、環境に対して、それぞれが担うべき役割を明確にし、認識する必要があります。

そのため、町・事業者・住民が環境情報を共有できるよう、分かりやすく情報を伝えていきます。

1 多様な環境情報を伝達する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-------------------|---|
| 66 | インターネット・町広報紙などの活用 | 町のホームページやSNS、広報紙などを利用して、幅広い環境情報を住民や事業者に提供していきます。また、町から情報発信するだけでなく、住民や事業者からの情報発信も促し、情報収集に努めます。 |

第3章 具体的な取組

2 町の総合的な環境情報を伝達する

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|-------------------|--|
| 67 | 町の環境に関する報告書の作成・公表 | 毎年実施している御嵩町環境汚染総合調査（町内の河川水質汚濁、河川農薬、土壌汚染）の結果に加え、環境モデル都市行動計画に関する報告書を作成しホームページなどで公表します。 |

(3) 環境保全のための仕組みをつくる

環境を良くするためには、個人をはじめ、地域ぐるみの取り組みや各種団体による取り組みが重要となってきます。

そのために、環境ボランティア活動を盛んにすることにより地域における環境活動が活性化され、環境活動への住民参加も促進されます。また、事業者の活動に際しては、環境に対する影響も大きいことから、「環境の保全と創造に関する協定」締結事業者を中心に連携を図っていきます。さらに、環境モデル都市をはじめとする広域的自治体との連携についても推進していきます。

1 コミュニティ活動を盛んにする

| 施策 No | 施策名 | 施策内容 |
|-------|---------------|---|
| 68 | 環境ボランティア活動の推進 | 創意と工夫、そして熱意にあふれた地域づくり活動や環境保全活動を自らの手で進めようとする環境サークルやボランティア団体への支援、助成（地域づくり助成制度など）をNPO法人への移行も視野に入れて行い、活動の推進を図ります。併せて、人材発掘、育成にも努めます。 |
| 69 | 環境に関する褒賞制度の拡大 | 御嵩町環境功労者表彰規程に従い、環境に関する優れた取り組みを行った、団体・個人・事業者を表彰していきます。また、褒賞制度や表彰対象者についてPRし、周知を図ります。 |

第3章 具体的な取組

2 環境行政への住民参加を促進する

| 施策No | 施策名 | 施策内容 |
|------|-------------------------|---|
| 70 | 会議・アンケートなどを通じた住民参加の促進 | 住民の意見や提案を、町の環境施策に反映するために、住民が環境に関する意見や提案を行える場づくりを行います。また、環境講座などでのアンケートや住民意識調査、事業者意識調査により住民などの環境意識を把握し、行政施策に反映させます。 |
| 71 | 町・事業者・住民の協働による環境保全体制の整備 | 町、事業者、住民が協働して環境保全を行うため、意見交換の場を設定するとともに、環境基本計画を推進、進捗管理するため、毎年度、環境審議会へ報告を行います。 |

3 広域的な政策連携を推進する

| 施策No | 施策名 | 施策内容 |
|------|-----------------------|---|
| 72 | 近隣市町村との連携及び環境先進都市との連携 | 木曾川流域を構成する市町村や広域行政圏の自治体などと連携して、水環境の保全について協議を行うとともに、環境モデル都市をはじめとする環境先進自治体との交流を進め、その事例を施策に反映させます。 |





計画編

第 4 章 計画の推進

第4章 計画の推進

1

2

計画の推進体制

(1) 推進体制の考え方

本計画を着実に進めていくためには、「町（行政）」や「事業者」、そして「住民」が連携し、それぞれが責任を持ち、三者が一体となって環境を考え、協働による取り組みを推進することが基本となります。

このため、町、事業者、住民、それぞれが担うべき役割を明確にして、取り組みを行う個人や団体などが相互の連携を図るとともに、環境への取り組みに参加する住民や事業者を増やすなどの“ひとづくり”と“情報発信”が必要です。

「第2章 重点エコプロジェクト」の個別の取り組みについては、環境基本計画庁内推進委員会（以下「庁内推進委員会」という。）が中心となり、各施策を推進する担当課等と連携を図り展開していきます。また、「第3章 具体的な取組」の個別の施策については、各施策を推進する担当課等が中心となって、総合計画との整合性や進捗に合わせ展開していきます。いずれも、個人・団体、事業者などが連携・協力し、施策を推進していくものとしします。

(2) 重点エコプロジェクトの推進体制

1 庁内推進体制

本町の環境に関する施策及び事業の調整と計画進行を図るために、関係各課職員からなる庁内推進委員会を設置します。

庁内推進委員会は、重点エコプロジェクト推進のための全体調整と推進の主体となる役割を担います。

2 重点エコプロジェクト推進のための協働の体制

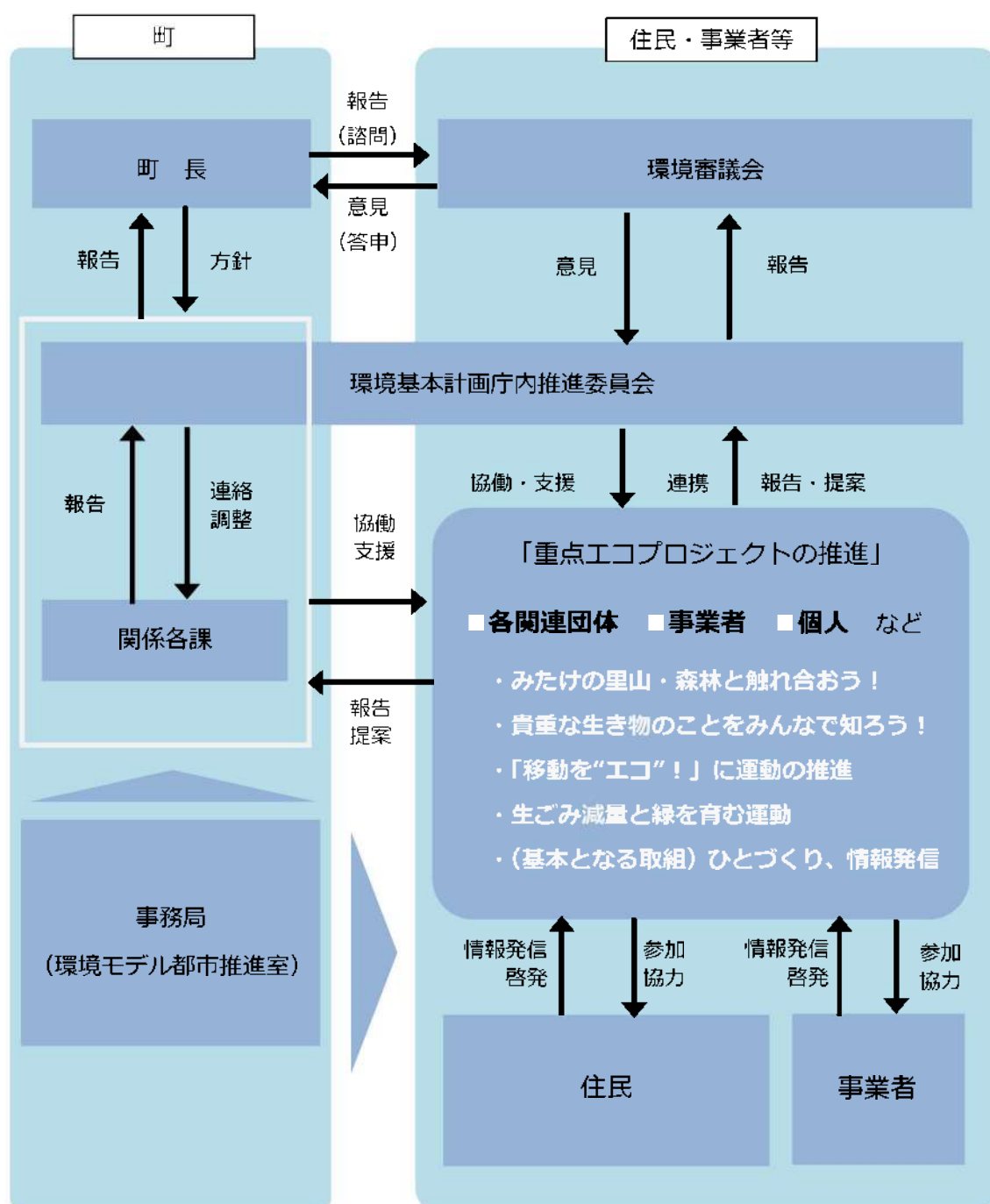
重点エコプロジェクトの取り組みを推進する担当課及び庁内推進委員会は、施策に関連する個人、団体、事業者との連携を図るとともに住民等への参加を促し、広く情報発信や啓発活動などを行います。

第4章 計画の推進

施策に関連する個人、団体、事業者は、重点エコプロジェクトの推進にあたり、積極的に関与し、町とともに住民等への参加を促し、広く情報発信や啓発活動などを行うとともに、それぞれの活動において、事業やイベント等を企画運営します。住民等は、重点エコプロジェクトの推進にあたり、積極的に事業やイベント等に参加します。

環境モデル都市推進室は、関係各課職員からなる庁内推進委員会の事務局機能を担い、環境に関わる施策や、協働の考え方に根ざした方策を後押しします。

本計画（重点エコプロジェクト）の推進体制



第4章 計画の推進

1

2

進行管理

(1) PDCAサイクルの確立

環境基本計画に基づく施策の実効性を高め、実効的かつ継続的に推進していくために、重点エコプロジェクトのPDCAサイクルを確立します。

■ 重点エコプロジェクトのPDCAサイクル

・計画の策定・見直し (Plan)



・各主体における事業・取り組み等の実施 (Do)



・事業・取り組み等の実施状況の点検・評価 (Check)



・事業内容等の改善・見直し等 (Action)

(2) 取組予定と成果の情報発信

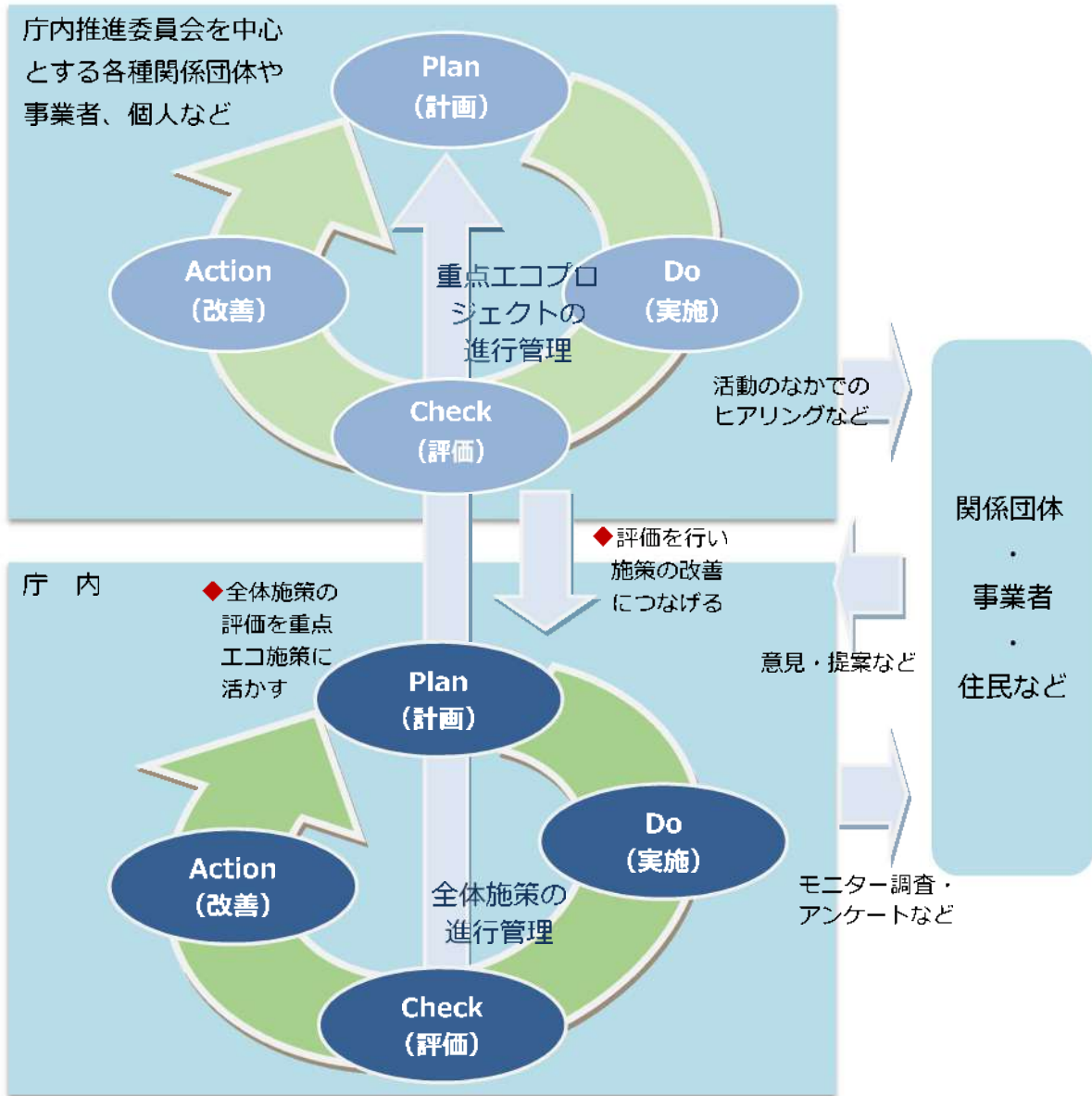
環境モデル都市推進室や庁内推進委員会をはじめとする重点エコプロジェクト施策担当課は、「具体的な取組」の情報発信や成果の報告会等を開催することにより、住民が参画するPDCAサイクルをつくります。

(3) 年次報告書の作成

町長は、環境基本条例第9条に基づき、環境の保全等にかかわる施策についての年次報告書を作成し、町環境審議会の意見を付けて公表します。

第4章 計画の推進

進行管理の流れ





現状編

御嵩町の環境の現状

御嵩町の環境の現状

1 自然環境への意識

(1) 水・水辺

■ 1 水辺の状況

本町には、北端部を流れる木曾川と中央部を東西に流れる可児川をはじめとして、8つの一級河川（木曾川、可児川、唐沢川、津橋川、比衣川、真名田川、平芝川、切木川）が流れています。また、農業用のため池も多く有しています。

こうした水辺を守るため、真名田親水公園など親水空間を整備するとともに、住民は可児川周辺で清掃活動を継続して行っています。

◆ 主な河川の位置



★：真名田親水公園



◆ 可児川

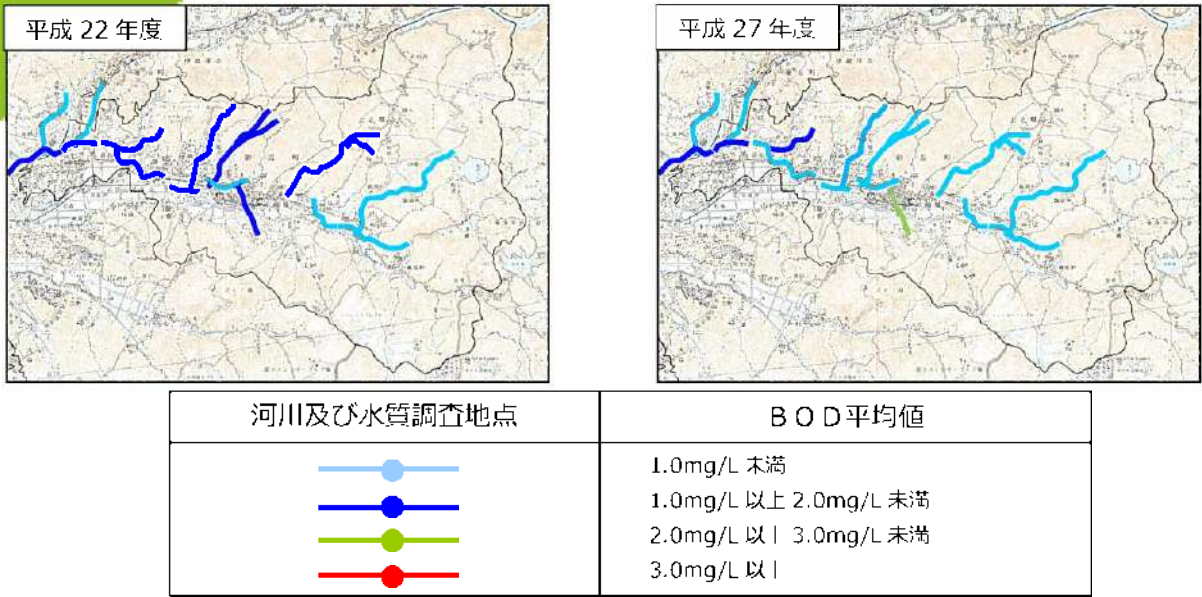
■ 2 水質の状況

可児川は水質汚濁に係わる環境基準の水域類型の指定を受けており、御嵩町内ではB類型（BOD 3mg/L以下）の環境基準が適用されています。河川水質は、平成27年度（2015年）は平成22年度（2010年）と比べると、一部では悪化していますが、多くの河川で良好になっています。

なお、本町の下流域においては河川の水量不足などの原因による水質の汚濁が見られることもあり、対策が求められます。

御嵩町の環境の現状

◆河川水質の推移



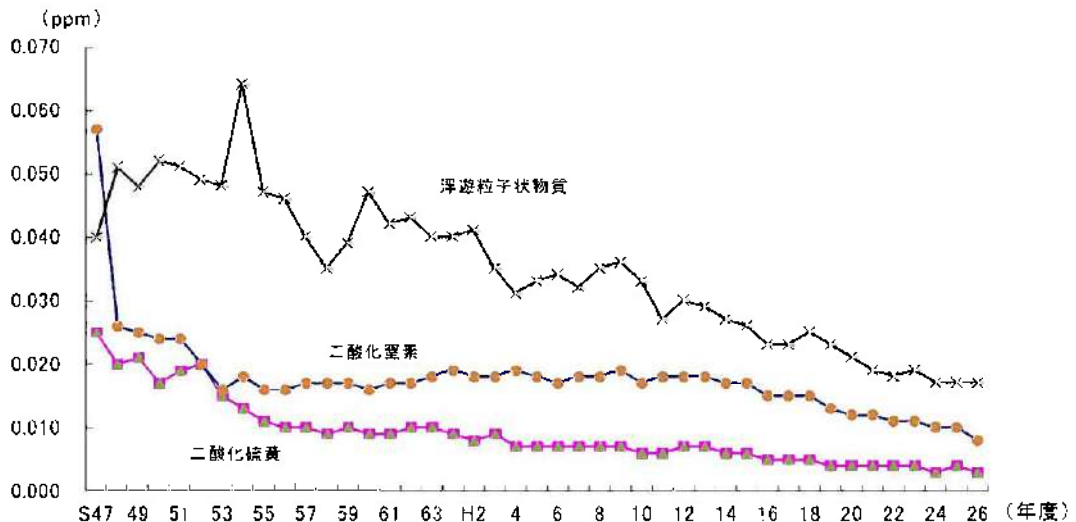
(資料：住民環境課・御嵩町環境汚染総合調査報告書)

(2) 大気環境等

大気環境については、岐阜県について見ると、大気汚染物質濃度は長期的に改善されており、平成 26 年度（2014 年）は、各種の大気汚染物質濃度はすべての測定局で環境基準を達成しました。

本町においては、町の中心部を横断する国道 21 号の通行車両による自動車の排ガス等が問題とされてきましたが、バイパスの整備により交通渋滞も緩和されています。

◆岐阜県内の大気汚染物質の濃度の推移



出典：第 5 次岐阜県環境基本計画（岐阜県環境生活部調べ）

御嵩町の環境の現状

(3) 生物

本町は、野生生物の種の保存や生物多様性の確保を図るため、町内に生息・生育する動植物の調査を実施し、町独自のレッドデータリストに基づき、保護に努めてきました。

本町で生息が確認されているのは、希少種については東部の山林やみたけの森、可児川やその支流の一部で主に確認されています。しかし、里山の荒廃など環境の変化によりその生息地が年々減少していることから、対策が求められます。

一方、近年はオオキンケイギクやヌートリア、ブラックバスといった外来種の増加が目立っており、生態系への影響が懸念されています。

◆御嵩町の動植物の生息状況

| 分類 | 全体 | | 希少種 | |
|----------------|-------|---|------|--|
| | 種数 | 種名例 | 種数 | 種名例 |
| ①鳥類 | 160種 | カワウ、カルガモ、キジ、カワセミ、ヒレンジャク、ホオジロ、ムクドリなど | 21種 | ヨタカ、ハチクマ、オオタカ、アオバズク、ヤマセミ、クロジなど |
| ②魚類 | 29種 | オイカワ、コイ、モツゴ、アユ、カマツカ、カワムツ、オオクチバスなど | 8種 | ホトケドジョウ、シマドジョウ、スジシマドジョウ、アカザ、メダカ、カワヒガイなど |
| ③昆虫類 (蝶類) | 81種 | クロアゲハ、ベニシジミ、ルリタテハなど | 11種 | ツマグロキチョウ、ヒメヒカゲ、ギフチョウ、オオムラサキなど |
| ④昆虫類 (トンボ類) | 61種 | ミヤマカワトンボ、ルリボシヤンマ、オニヤンマ、アキアカネ、ウスバキトンボなど | 8種 | トラフトンボ、オグマサナエ、アオハダトンボ、キイロヤマトンボなど |
| ⑤貝類 | 7種 | ニセマツカサガイ、マシジミガイ、ドブガイ、など | 4種 | カタハガイ、トンガリササノハガイ、マツカサガイ、イシガイ |
| ⑥植物 | 1415種 | ウド、ヤマモミジ、ツユクサ、ヤマザクラ、ノアザミ、クワ、セイタカアワダチソウ、スギなど | 114種 | シデコブシ、ハナノキ、ミカワバイケイソウ、ミミカキグサ、カザグルマ、キンランなど |

(資料：御嵩町版レッドデータブック 2013、御嵩町希少野生生物保護条例施行規則)

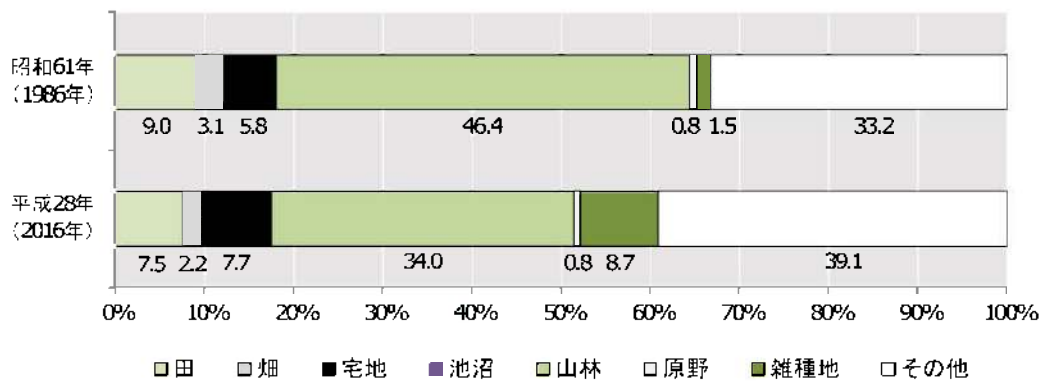
御嵩町の環境の現状

(4) 緑（山林・農地）

本町の平成 28 年（2016 年）の土地利用を見ると、山林が 34.0%と最も広く、次いで雑種地 8.7%、宅地 7.7%、田 7.5%となっています。30 年前の昭和 61 年（1986 年）と比較すると、宅地がやや増加し、雑種地が大幅に増加しています。一方、田、畑がやや減少し、山林は大きく減少しています。

本町の農業は、稲作を中心に行われてきましたが、都市化による農地の減少や後継者問題による「農業ばなれ」の状況が続いており、担い手不足が強く懸念されています。農業就業者の年齢構成の変化について、平成 27 年（2015 年）と平成 22 年（2010 年）を比較すると、59 歳以下は従来から就業者が少ない年齢層ですが、60 歳以上で大きく減少しています。

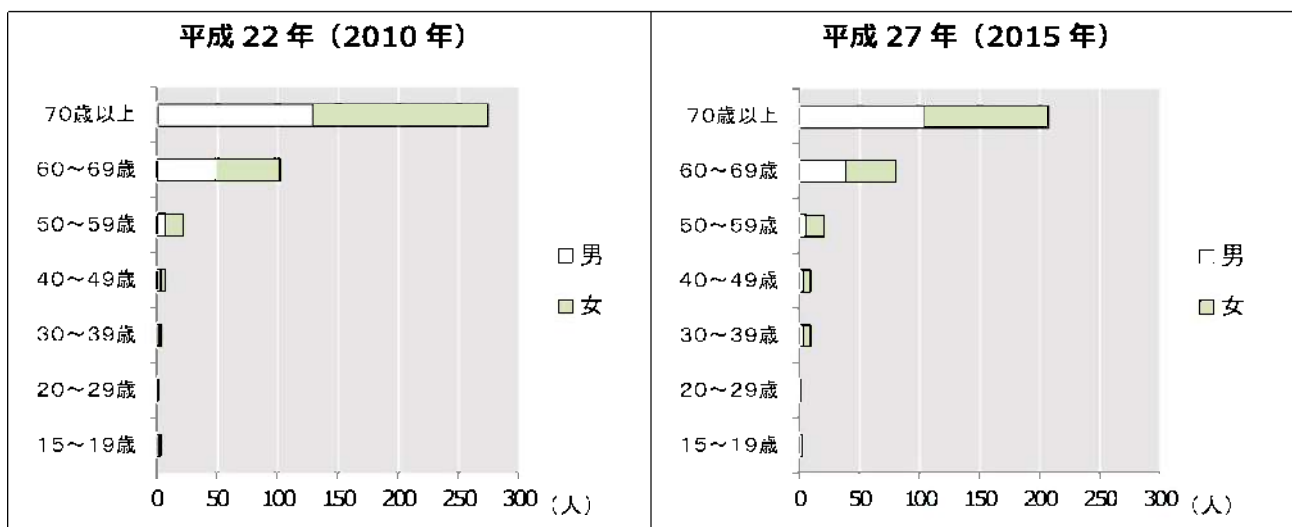
◆土地利用の推移



(資料：税務課・概要調査)

注：その他は「道路敷」、「河川敷」、「保安林」など

◆農業就業者構成年齢



(資料：農林課・農林業センリス)

御嵩町の環境の現状

2 生活環境の変化

(1) 歴史的・文化的遺産

本町には、伏見古墳群、中古墳群などの大和時代の古墳が多数見られ、町の中心部に位置する御嵩駅前には白鳳時代に建立された大寺山願興寺があります。また、江戸時代には中山道の宿場町として御嶽宿や伏見宿が置かれ、宿場町としてのたたずまいをいまも残しています。このように本町には多くの歴史的・文化的遺産が継承されてきました。

近年では、松屋山田家住宅（平成 25 年 3 月）が国建造物、中山道の本町部分（平成 28 年 10 月）が国史跡へそれぞれ指定されました。

これらの優れた歴史的・文化的遺産と周辺の環境を調和させ、地域の個性が活かせるような環境整備が求められています。

◆文化財の指定状況

| ●国指定文化財 | | |
|---------|---------|-----|
| 区分 | 種別 | 指定数 |
| | 名勝天然記念物 | 1 |
| 有形文化財 | 建造物 | 2 |
| | 彫刻 | 6 |
| | 史跡 | 1 |
| 計 | | 10 |

| ●県指定文化財 | | |
|---------|---------|-----|
| 区分 | 種別 | 指定数 |
| | 無形民俗文化財 | 1 |
| 有形文化財 | 史跡 | 4 |
| | 建造物 | 1 |
| | 工芸 | 1 |
| | 考古資料 | 1 |
| | 典籍 | 1 |
| | 書跡 | 1 |
| | 古文書 | 1 |
| | 計 | 11 |

| ●町指定文化財 | | |
|---------|---------|-----|
| 区分 | 種別 | 指定数 |
| | 天然記念物 | 1 |
| | 有形民俗文化財 | 1 |
| | 無形民俗文化財 | 2 |
| 有形文化財 | 史跡 | 6 |
| | 建造物 | 2 |
| | 工芸 | 4 |
| | 歴史資料 | 2 |
| | 彫刻 | 4 |
| | 絵画 | 6 |
| | 古文書 | 10 |
| 計 | | 38 |

(資料：生涯学習課・御嵩町内指定文化財一覧表)

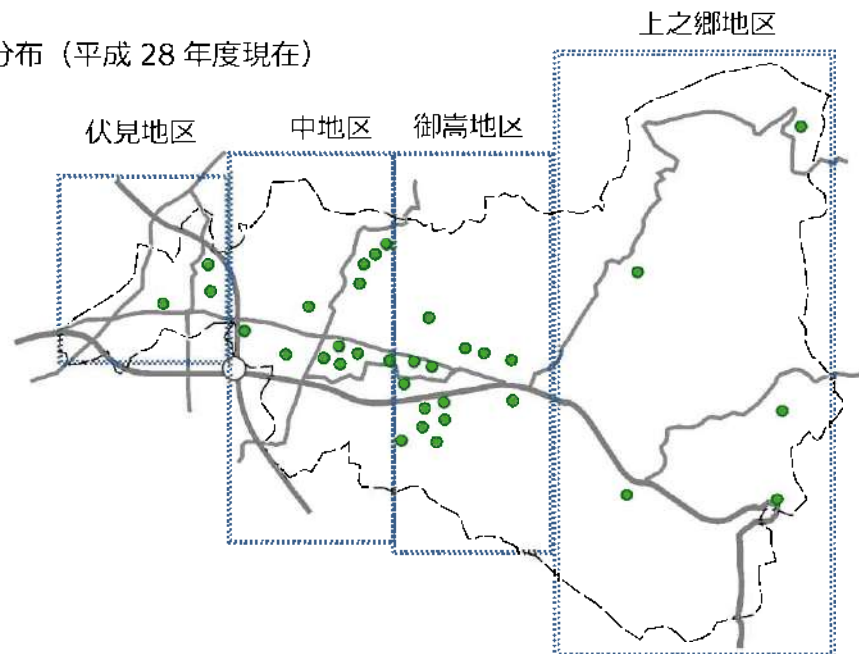
御嵩町の環境の現状

(2) 憩いの場

本町の都市公園は、総合公園である南山公園が整備されているのみです。都市計画公園の整備水準は、平成 25 年度末（2013 年）時点で、都市計画区域の人口 1 人当たり 5.95 m²/人であり、岐阜県の 10.07 m²/人を下回っています（岐阜県公園緑地課資料）。

公園は御嵩地区、中地区に集中しており、上之郷地区、伏見地区に少ないことから、住民に身近な街区公園などの整備を図る必要があります。また、本町には森林をはじめ自然資源が豊富であり、その保全とともに、憩いの場としての活用を適切に図ることが必要です。

◆主要公園などの分布（平成 28 年度現在）



3 地球環境の悪化

(1) 地球環境問題

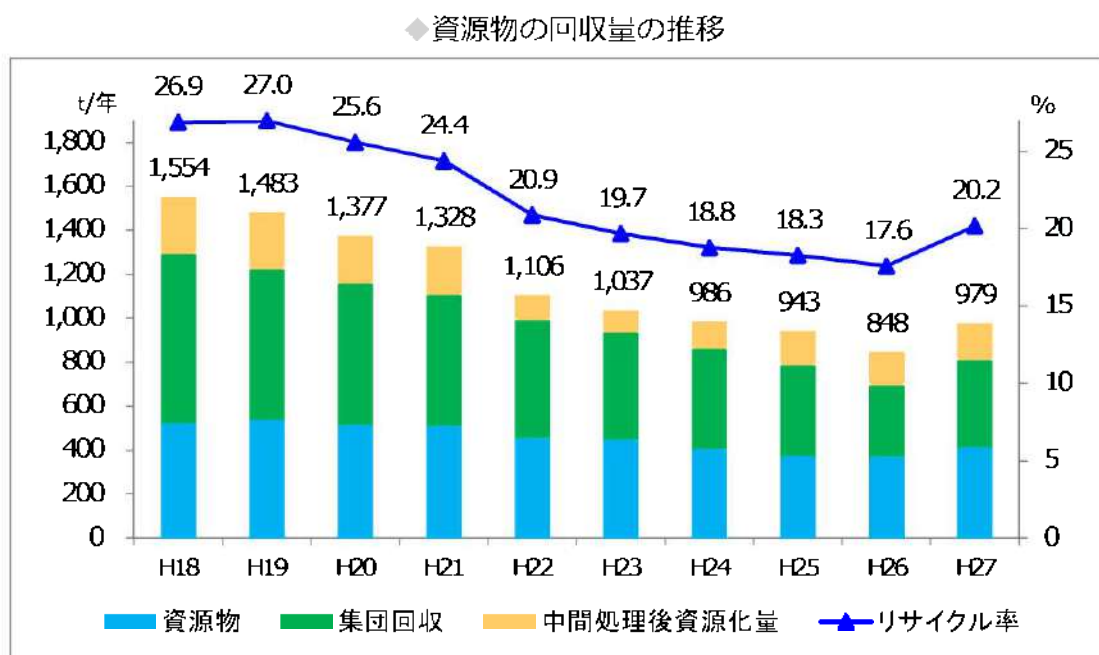
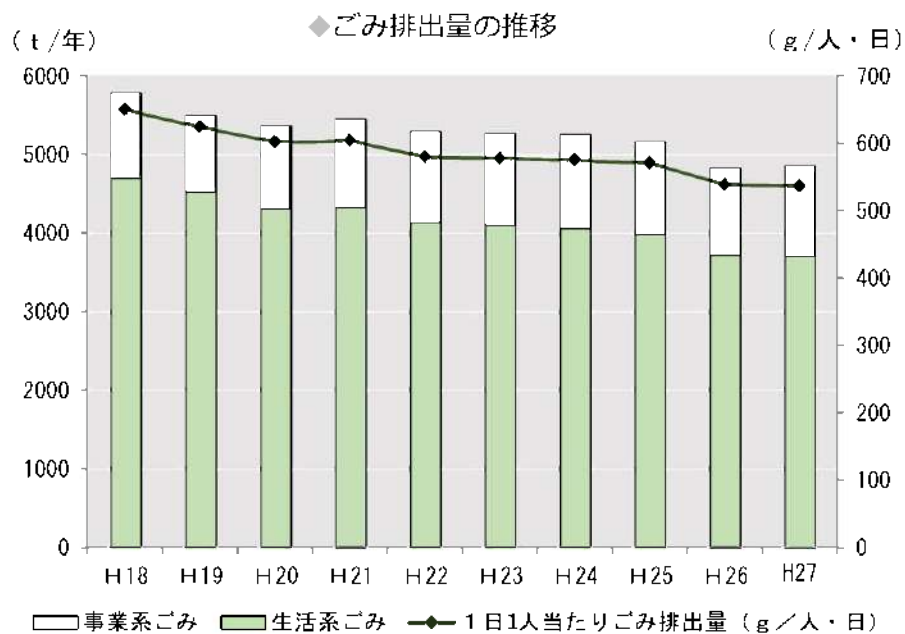
地球環境問題とは、一般に被害・影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題のことをいいます。その特徴としては、「長い時間をかけて進むプロセスである」、「個々の問題が相互にからみあっている」、「人類の生存基盤に影響を与える」ということがあります。

すべての地球環境問題は、私たちの生活に直接・間接的に影響しており、行政、事業者、住民がそれぞれの立場で解決のための取り組みを行うことが求められています。

御嵩町の環境の現状

(2) 廃棄物

平成 18 年度（2006 年）から平成 26 年度（2014 年）までリサイクル率は減少傾向にありましたが、平成 27 年度（2015 年）から再び増加傾向となっています。ごみの排出量においても、平成 18 年度（2006 年）から生活系のごみは減少傾向にあります。これは、町内で生ごみの堆肥化などの活動から、町民がごみを減少するための取り組みが広まっていることが考えられます。今後は、町民のごみ処理分別の更なる徹底と、事業者へのごみ削減活動への啓蒙活動の拡大も必要となります。



(資料：御嵩町第2次一般廃棄物処理基本計画)

※中間処理後資源量については、ささゆりグリーンパークで御嵩町以外にも集められるため、美濃加茂市・可児市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村の合計数値として算出

御嵩町の環境の現状

(3) 地球温暖化

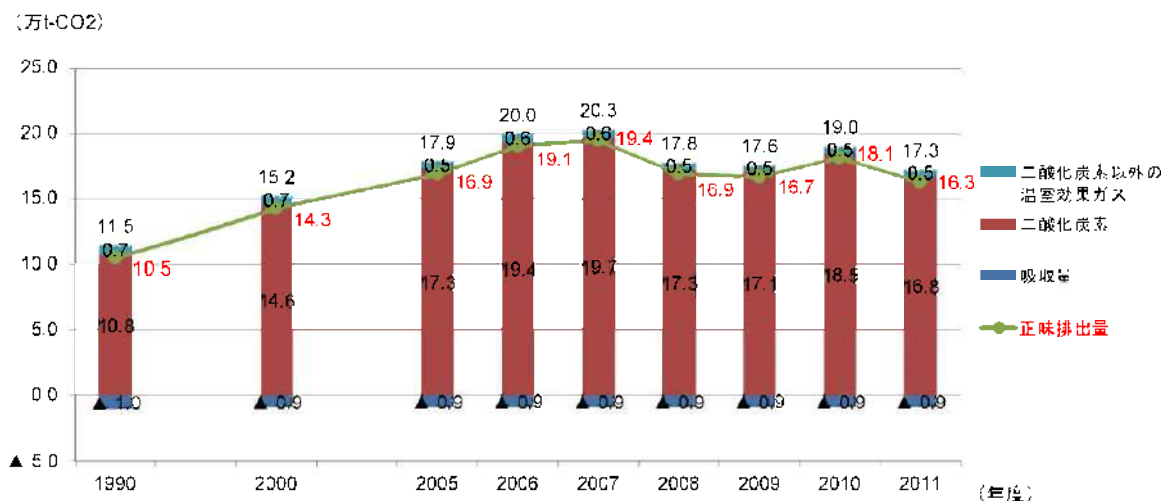
■ 1 地球温暖化による影響

現在の私たちの暮らしは、便利で快適なものとなっていますが、こうした暮らしは石油や石炭などの化石燃料を大量に消費することで成り立っています。しかしながら、化石燃料をエネルギーとして大量消費することは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスを過度に排出するため、それにとともなう地球温暖化が大きな問題となっています。

御嵩町の温室効果ガス排出量は、平成2年度（1990年）以降増加の一途をたどってきましたが、平成19年度（2007年）をピークに減少に転じ、その後、横ばいに近い状況で推移しています。また、温室効果ガスの97%はCO₂によって占められています。一方で、CO₂吸収量は豊かな森林が保全されてきたことから、0.9万t-CO₂/年で推移ししています。

こうした現状を踏まえるとともに町の特性を生かしながら、岐阜県内で唯一の「環境モデル都市」として独自のCO₂削減目標を掲げて取り組みを推進していかなければなりません。

◆御嵩町の温室効果ガス排出量・吸収量の推移



※正味排出量は、温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いた正味の排出量を指す。

(出典：第5次岐阜県環境基本計画（岐阜県環境生活部調べ）)

御嵩町の環境の現状

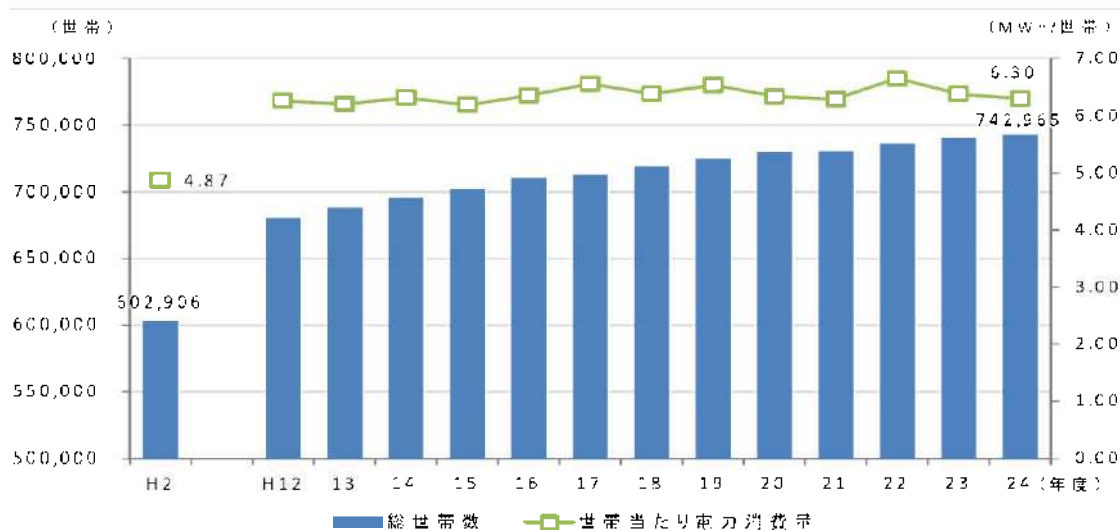
■2 電力の使用

電力の使用は間接的に二酸化炭素を排出することになり、地球温暖化の大きな原因となっています。

岐阜県全体で見ると、世帯数は増加傾向にあり、地球温暖化に影響する1世帯当たりの電力使用量は、国勢調査で初の人口減少となった平成17年度（2005年）以降も横ばいで推移しています。

今後は、一人ひとりが電力使用量を削減するとともに、新エネルギーの導入などにより、地球温暖化の抑制について考え、行動していく必要があります。

◆岐阜県内の世帯数及び世帯当たり電力使用量の推移



(出典：第5次岐阜県環境基本計画（岐阜県環境生活部調べ）)

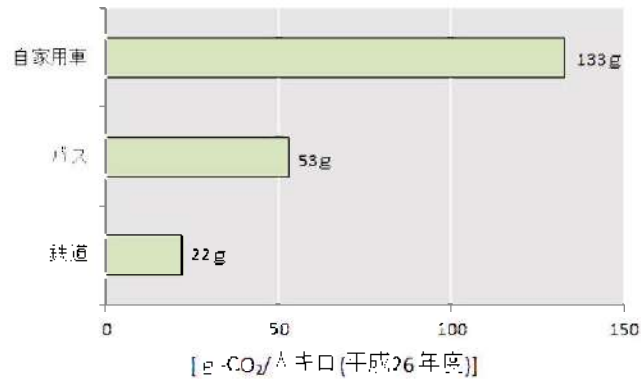
■3 交通

公共交通機関は自家用自動車に比べ輸送効率に優れており、1人を1km運ぶために排出するCO₂は、自家用車に対してバスが40%程度、鉄道が15%程度と環境負荷の少ない交通機関といえます。そのため、交通に伴う温室効果ガスの発生を抑制するために、公共交通機関の利便性を高め利用を促進していく必要があります。また、歩道の整備などにより、歩行や自転車の利用を促進することも必要です。

本町の公共交通機関には名古屋鉄道やふれあいバスなどがあります。名古屋鉄道は、利用者の減少が見られていましたが、近年の利用活性化活動などの効果もあり、平成27年度（2015年）は利用者が微増に至っています。また、ふれあいバスは、平成25年度（2013年）に新しく運用をはじめて利用者が増えましたが、近年はやや減少傾向にあります。

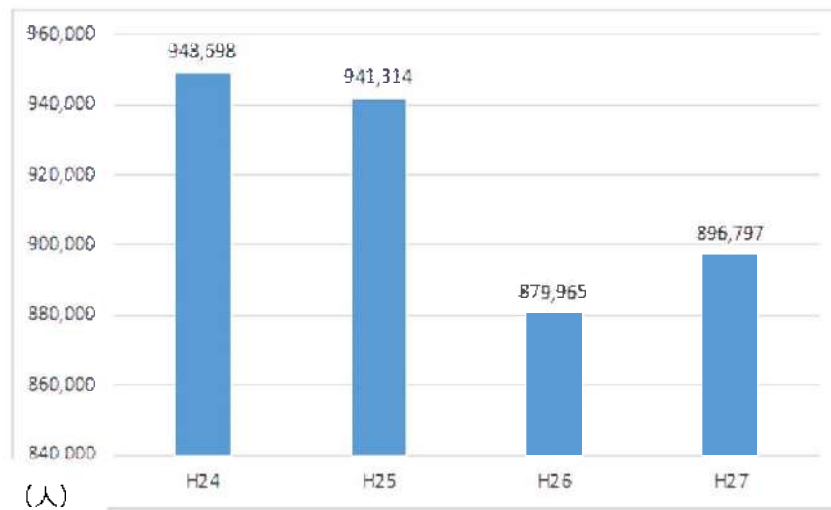
御嵩町の環境の現状

◆ 1人を1km運ぶのに排出するCO₂



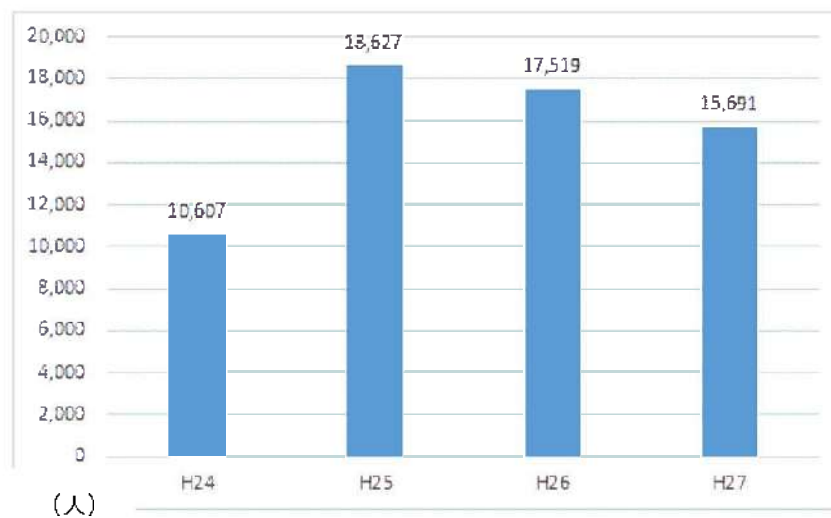
(資料：国土交通省平成26年度 運輸部門における二酸化炭素排出量)

◆名古屋鉄道 広見線利用状況



(出典：平成28年度第21回名鉄広見線活性化協議会資料)

◆ふれあいバス 利用状況推移



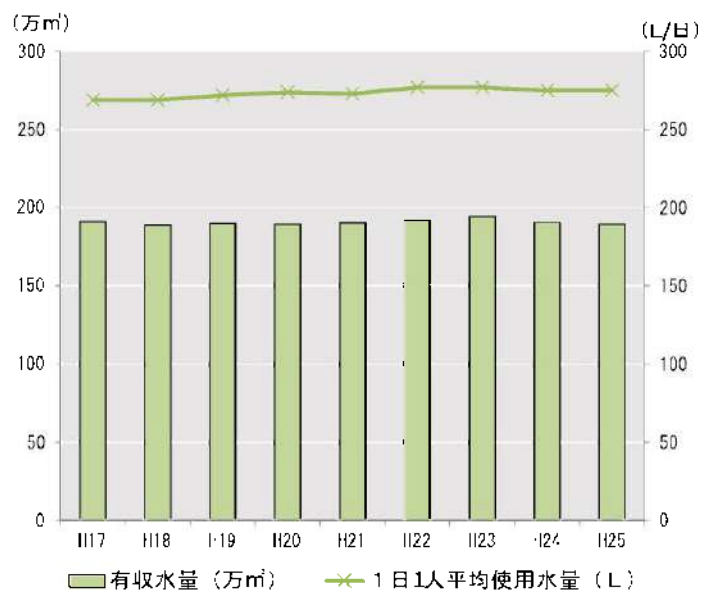
(出典：平成25・26・27・28年 御嵩町地域交通会議資料)

御嵩町の環境の現状

■4 水資源

水は限られた資源であり、私たちの使用する水をつくりだしたり、配水したりするためには大きなエネルギーを使用しています。本町の上水道給水の推移を見ると1日1人平均使用量は増加傾向にあり、生活状況を見直して使用量の抑制をしていく必要があります。

◆上水道給水の推移



出典：上下水道課・御嵩町水道事業会計決算書附属資料

4 学習・参加意欲

(1) 環境学習・環境教育

環境教育は、豊かな感性や環境に対する感受性を養い、環境保全意識を体得する上で非常に重要です。

本町では、体験学習や講義を通じて自然に接する機会、また環境について考える機会を住民に提供しています。特に、環境については次の時代を担う子どもたちの環境学習や環境教育が重要であることから、子どもを対象とした環境学習・環境教育を幅広く行っています。20代、30代の若い世代だけでなく50代、60代などへ幅広く環境学習・環境教育を普及させていくことが課題となります。

御嵩町の環境の現状

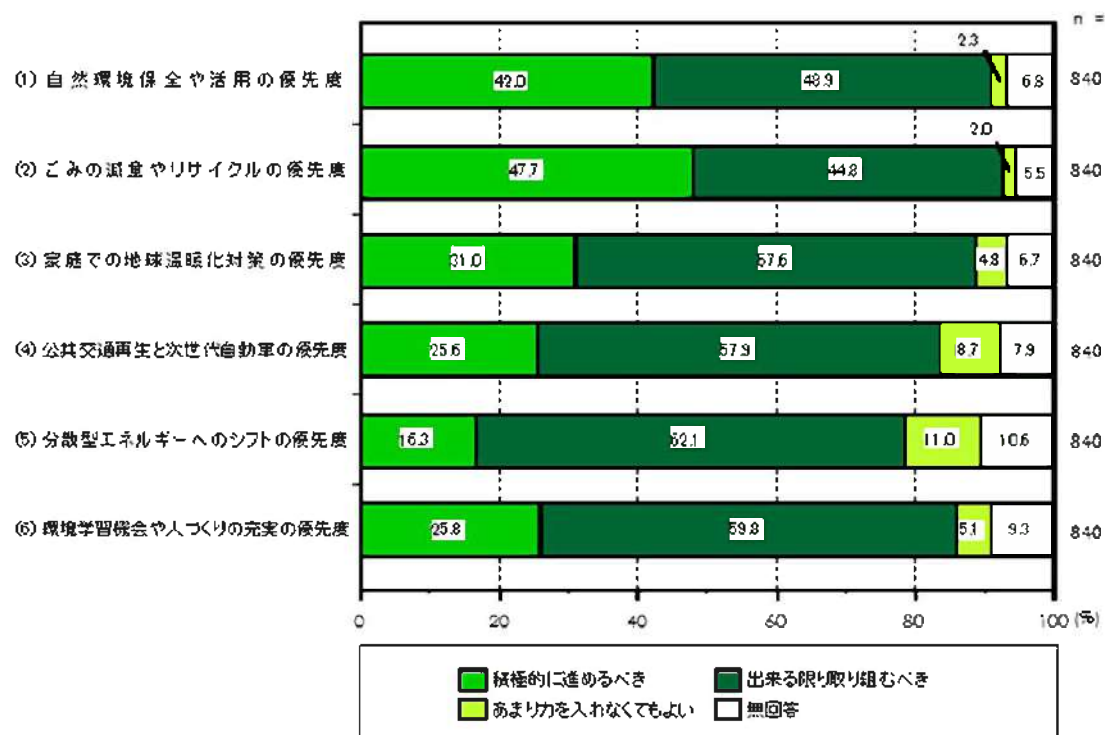
(2) 環境活動

本町の貴重な自然を守っていくためには、行政の施策はもちろんですが、住民による環境保全活動も重要となります。

『環境にやさしいまちづくり』についてのアンケート調査（次項参照）においては、これからの御嵩町の「環境基本計画」において、「積極的に進めるべき」という割合は、「(6)環境学習や人づくりの充実」は、「(2)ごみの減量化やリサイクル」、「(1)自然環境保全や活用」、「(3)家庭での地球温暖化対策」に次いでいますが、「出来る限り取り組むべき」を加えると、これらの分野に並んで高くなっています。

また、「みたけエーコと思考隊」においても、団体活動の活性化や、ひとづくりは、重点エコプロジェクト等の推進の基礎になるものとして挙げられています。

◆「環境基本計画において積極的に進めるべき分野」



御嵩町の環境の現状

5 住民意識の変化

住民などの環境に対する意識について、近年実施した次の3つのアンケート調査結果から概要を示します。

◆アンケート調査の概要

| 調査名 | 調査目的 | 対象 | 調査項目 | 調査時期/ 有効回収率 |
|--------------------------------|--|----------------------------------|---|-------------------------------------|
| (1) 『環境にやさしいまちづくり』についてのアンケート調査 | 「御嵩町環境基本計画」を改訂するに際して、環境にかかわる御嵩町の課題や、住民生活や活動、今後の計画に対する意見を把握するための調査 | 住民 2,000 人 (18 歳以上、 無作為抽出) | 環境配慮の考えと 日常での行動、重 点的に取り組むべ き施策 など | 平成 28 年 2 月 (2016 年) 42.0% |
| (2) クリーンエネルギーに対する住民アンケート調査 | 太陽光発電等のクリーンエネルギーや地球温暖化問題に対する意識、クリーンエネルギーの利用状況・今後の利用意向等を把握するための調査 | 住民 1,000 人 (18 歳以上、 無作為抽出) | 環境配慮の考え 方、環境基本計画 の施策の進捗状況 評価、 力を入れるべき環 境への取り組み など | 平成 24 年 3 月 (2012 年) 49.7% |
| (3) 御嵩町地球温暖化対策実行計画 | 環境モデル都市の認知度や進めたい取り組み、再生エネルギー設備の設置状況、日常生活での地球温暖化防止の活動などの実施状況についての調査 | 住民 1,500 人 (18 歳以上、 無作為抽出) | 地球温暖化問題・ クリーンエネルギー の関心度、クリー ンエネルギーの 利用状況、省エネ ルギーの取り組み 状況 など | 平成 26 年 3 月 (2014 年) 45.3% |

御嵩町の環境の現状

(1) 『環境にやさしいまちづくり』 についてのアンケート調査

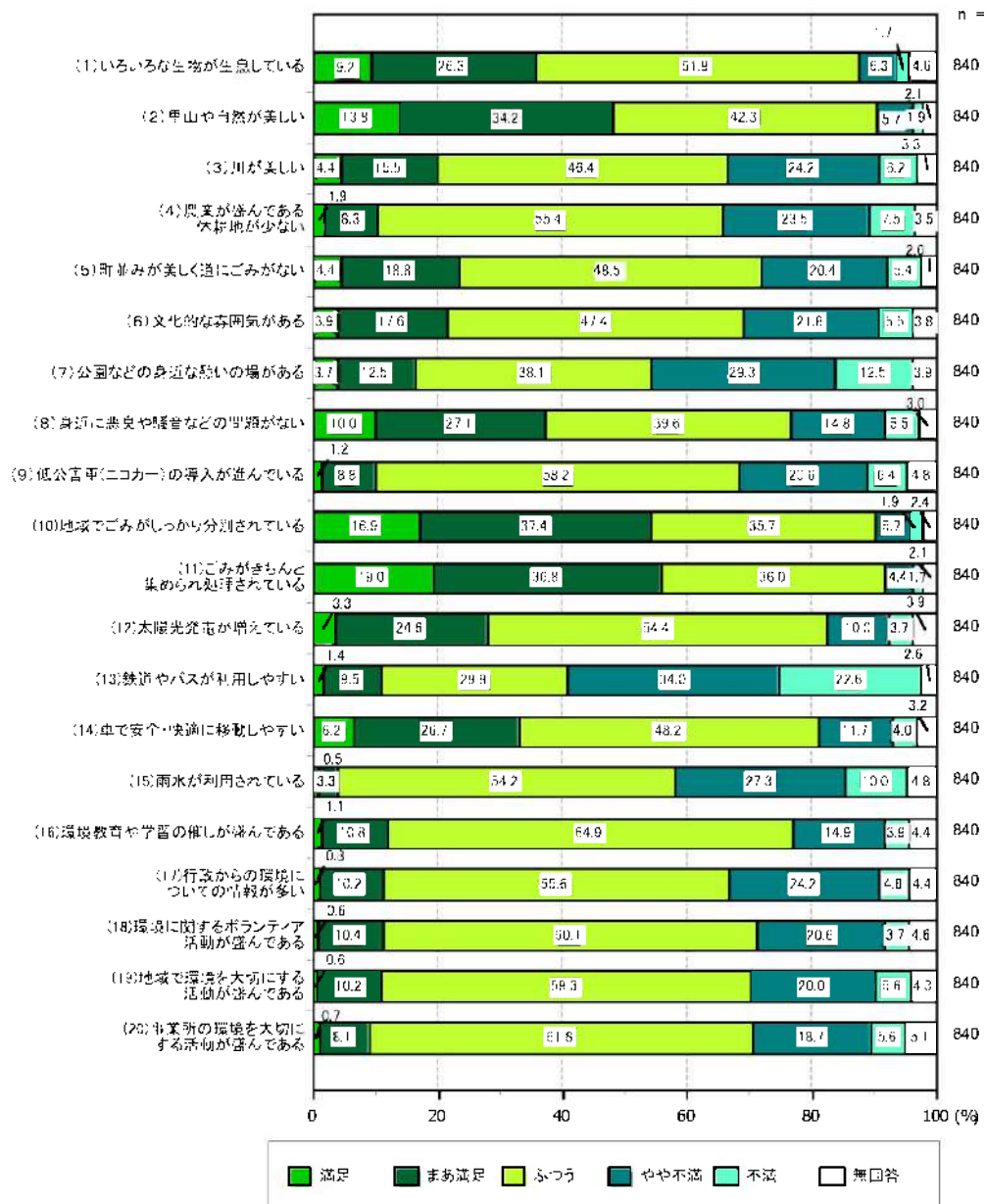
■ 1 御嵩町の環境の姿や状態

— 「ごみ処理」、「里山や自然の美しさ」などの満足度が高い

町の環境について、「満足」、「まあ満足」を合わせた割合（満足率）は、(11)ごみがきちんと集められ処理されている（55.8%）が最も高くなっています。

次いで(10)地域でごみがしっかり分類されている（54.3%）、(2)里山や自然が美しい（48.0%）、(8)身近に悪臭や騒音などの問題がない（37.1%）、(1)いろいろな生物が生息している（35.5%）、(14)車で安全・快適に移動しやすい（32.9%）となっており、自然環境と生活環境それぞれの満足度が高くなっています。

◆ 環境にかかわる項目についての満足度



御嵩町の環境の現状

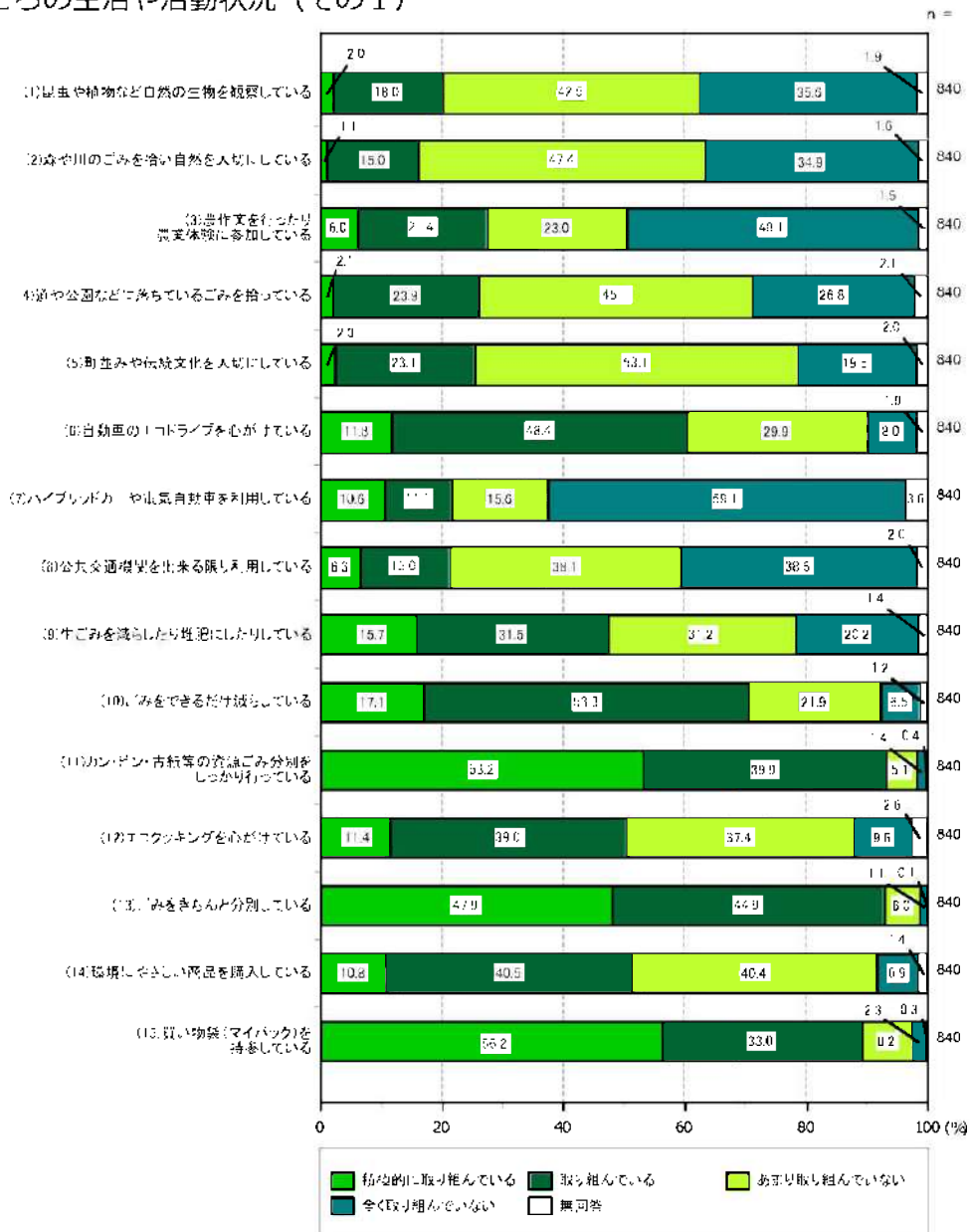
■ 2 日ごろの生活や活動状況

— 「資源ごみの分別」、「ごみの分別」などの取り組み率が高い

活動に「積極的に取り組んでいる」と「取り組んでいる」を合わせた割合（取組率）が特に高いのは、(11)カン・ビン・古紙等の資源ごみ分別をしっかりと行っている（93.1%）、(13)ごみをきちんと分別している（92.8%）、(15)買い物袋（マイバック）を持参している（89.2%）、(16)照明、冷暖房などの電気のスイッチをこまめに切っている（85.6%）、(19)冷暖房の温度設定に配慮している（83.5%）です。

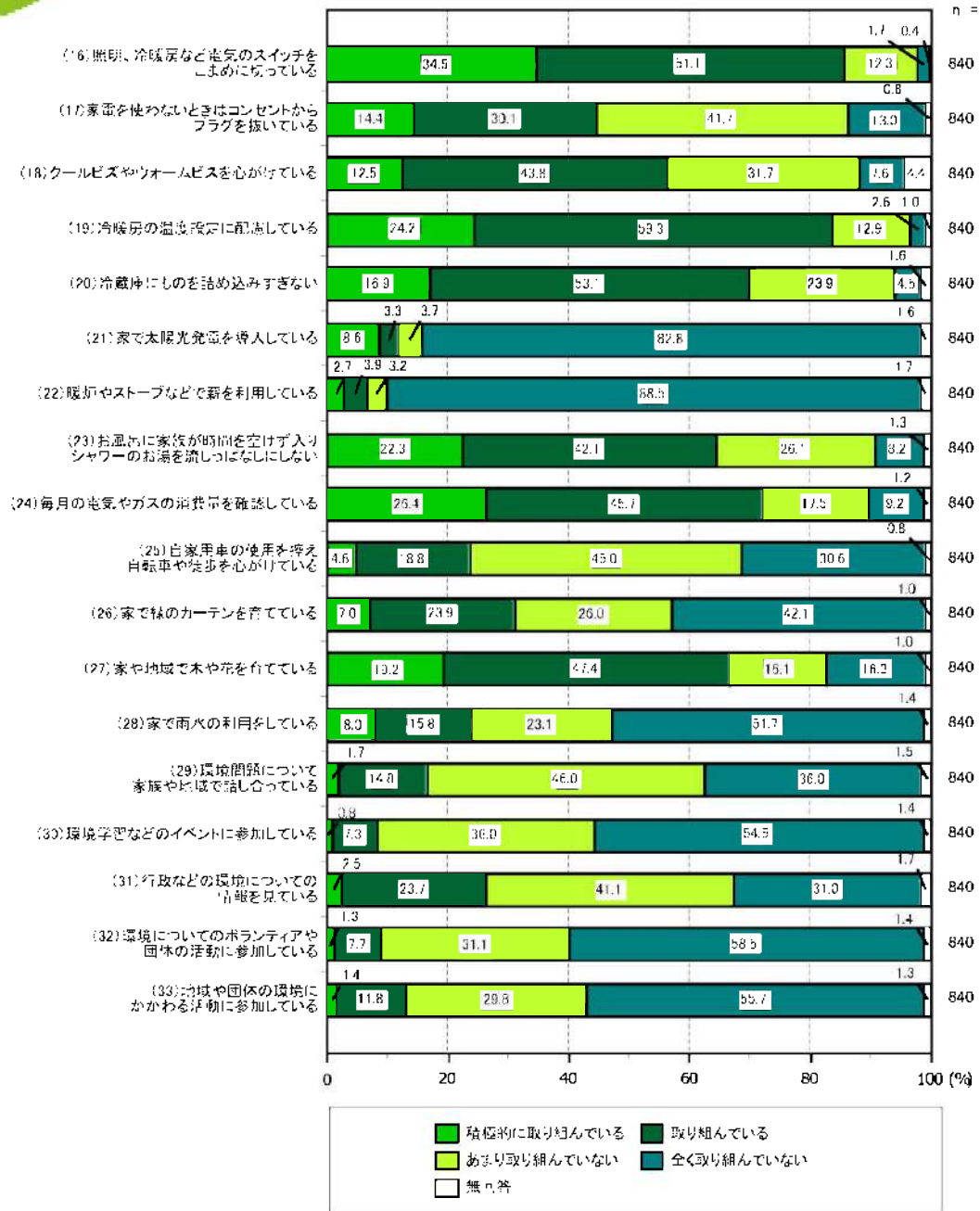
取組率が50%を超えている項目は、33項目のうち14項目あり、家庭生活におけるごみの対策や省エネルギーのための行動が多く見られます。

◆ 日ごろの生活や活動状況（その1）



御嵩町の環境の現状

◆日ごろの生活や活動状況（その2）



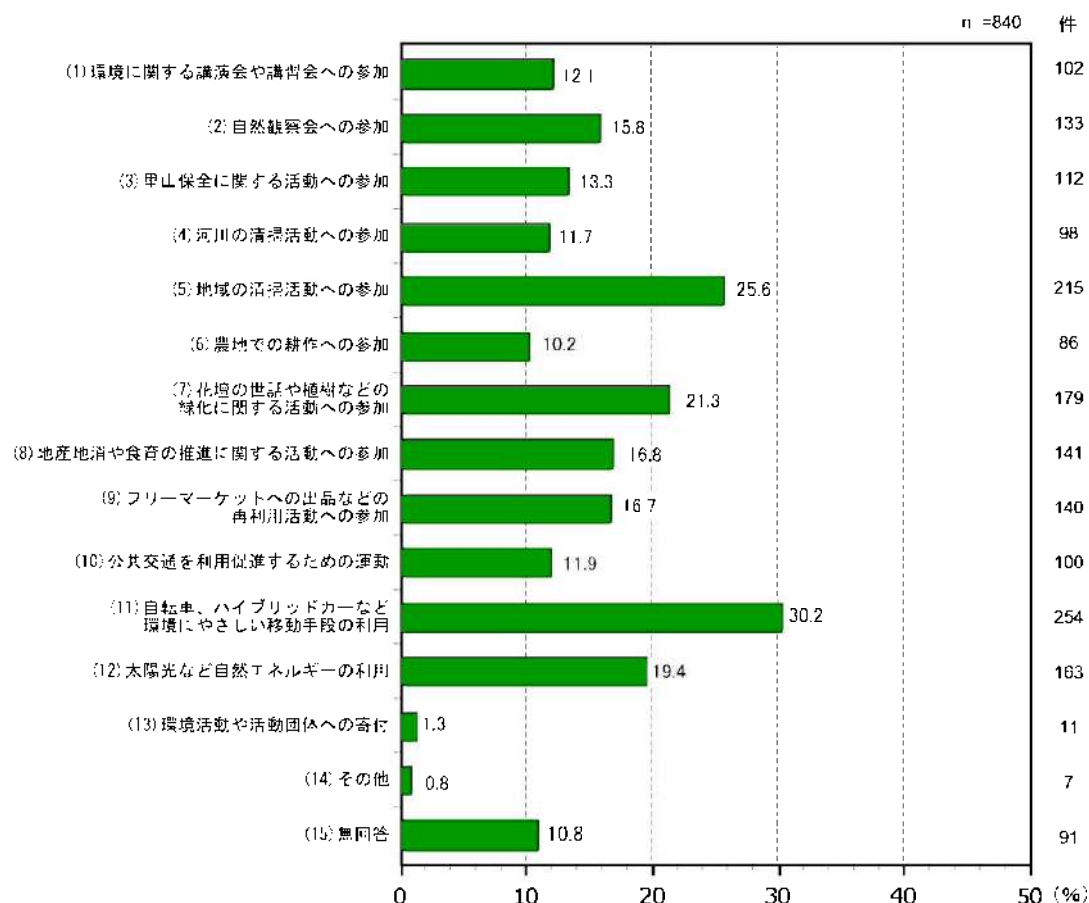
御嵩町の環境の現状

■ 3 今後取り組みたいと思う環境活動

— 「環境にやさしい移動手段」、
「地域の清掃活動への参加」などの活動意欲が高い

今後取り組みたいと思う環境活動については、(11)「自転車、ハイブリッドカーなど環境にやさしい移動手段の利用」が30.2%、(5)「地域の清掃活動への参加」が25.6%、(7)「花壇の世話や植樹などの緑化に関する活動への参加」が21.3%、(12)「太陽光など自然エネルギーの利用」が19.4%と高くなっています。普段の生活の中で、地球温暖化対策に結びつく活動や、地域の美化・清掃活動に対する参加と取り組み意欲が高くなる傾向にあります。

◆ 今後取り組みたいと思う環境活動



御嵩町の環境の現状

(2) 『クリーンエネルギービジョン』 についての住民アンケート調査

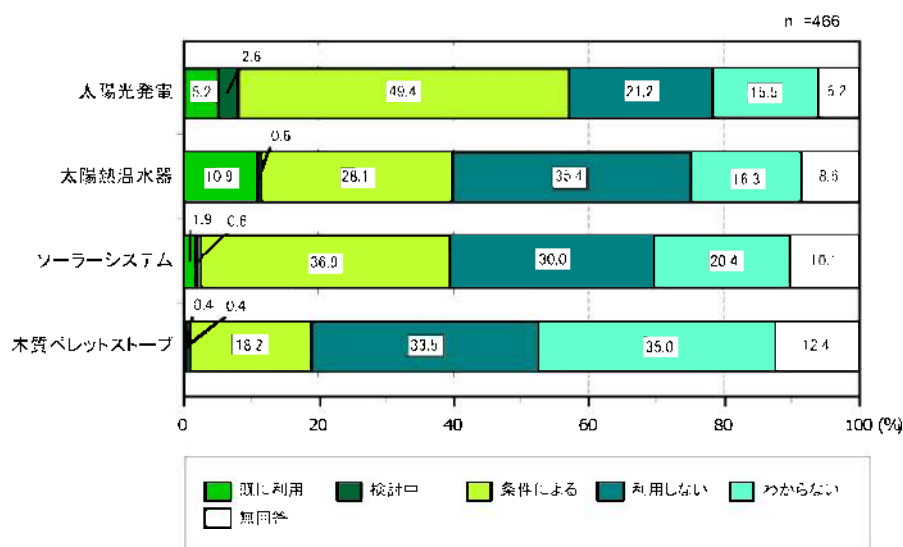
■1 クリーンエネルギーの利用状況

—「太陽熱温水器」が最もよく利用されている

既に利用しているクリーンエネルギーシステムは、「太陽熱温水器」(10.9%)が最も高く、次いで「太陽光発電」(5.2%)、「ソーラーシステム」(1.9%)、「木質ペレットストーブ」(0.4%)となっています。

また、検討中及び条件によって利用したいクリーンエネルギーは、「太陽光発電」が約5割を占め最も高くなっており、住民の自然環境への利用と関心が高いことがわかります。

◆クリーンエネルギーの利用状況



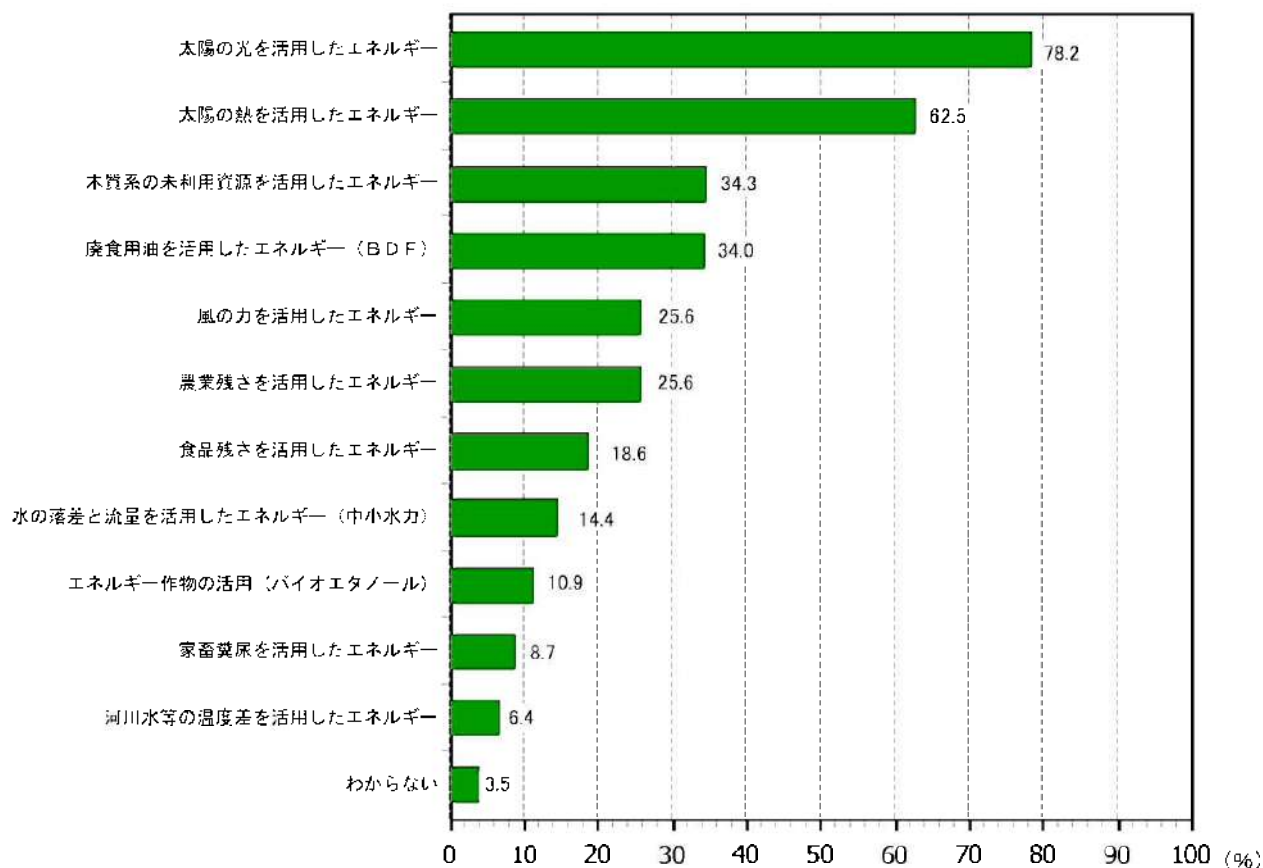
御嵩町の環境の現状

■ 2 家庭で取り組まれている省エネルギー行動

— 太陽光や太陽熱の利用を利用している家庭が目立つ

御嵩町が利用していくことがふさわしいクリーンエネルギーとしては、「太陽の光」(78.2%) が最も高く、次いで「太陽の熱」(62.5%)、「木質系未利用資源」(34.3%)、「廃食用油」(34.0%)、「風」と「農業残さ」(25.6%) となっており、生活の中で無理なく取り組める項目が高い割合となっています。

◆ 家庭で取り組まれている省エネルギー行動



御嵩町の環境の現状

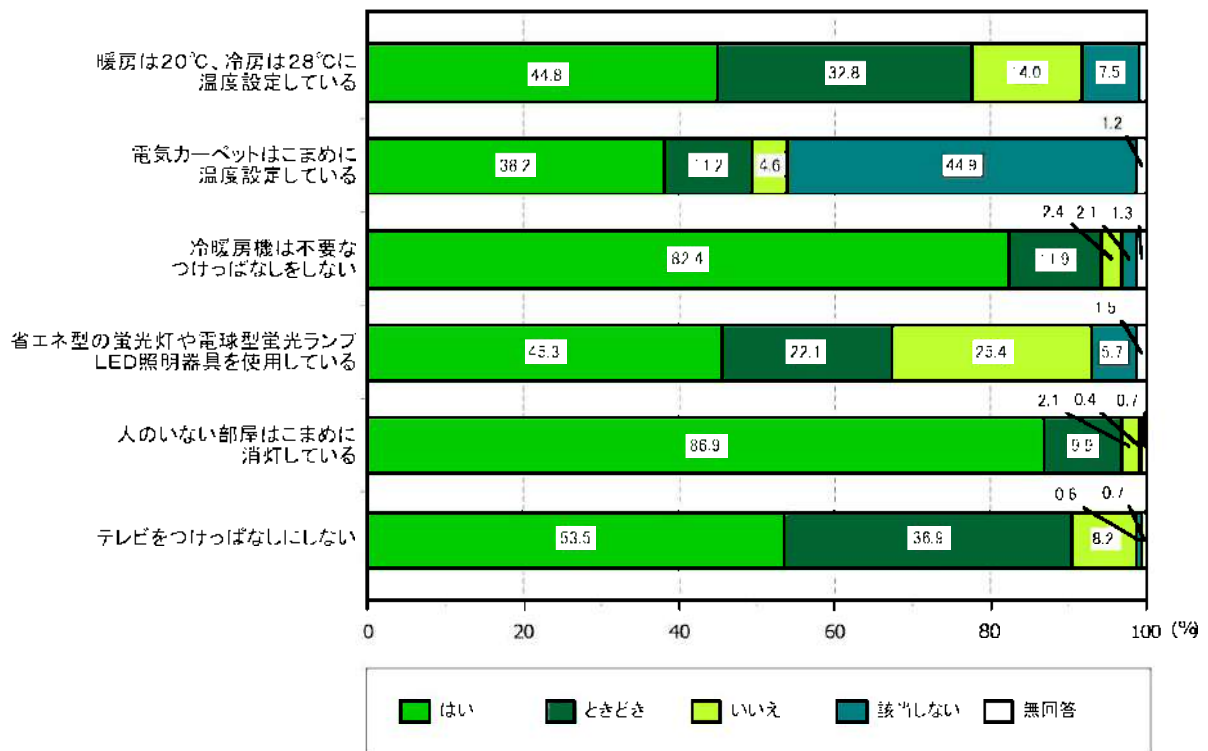
(3) 『御嵩町地球温暖化対策実行計画』 についての住民アンケート調査

■ 1 地球温暖化を防ぐための日常生活での取り組み

— 「人のいない部屋はこまめに消灯している」が最も割合が高い

地球温暖化を防ぐために日常生活で実施されている取り組みについて尋ねたところ、「人のいない部屋はこまめに消灯している」(86.9%)、「冷暖房機は不要なつけっぱなしをしない」(82.4%) が突出して高くなっており、生活習慣の中で無理なく取り組みを続けていける項目の割合が高くなっています。

◆ 地球温暖化を防ぐための日常生活での取り組み



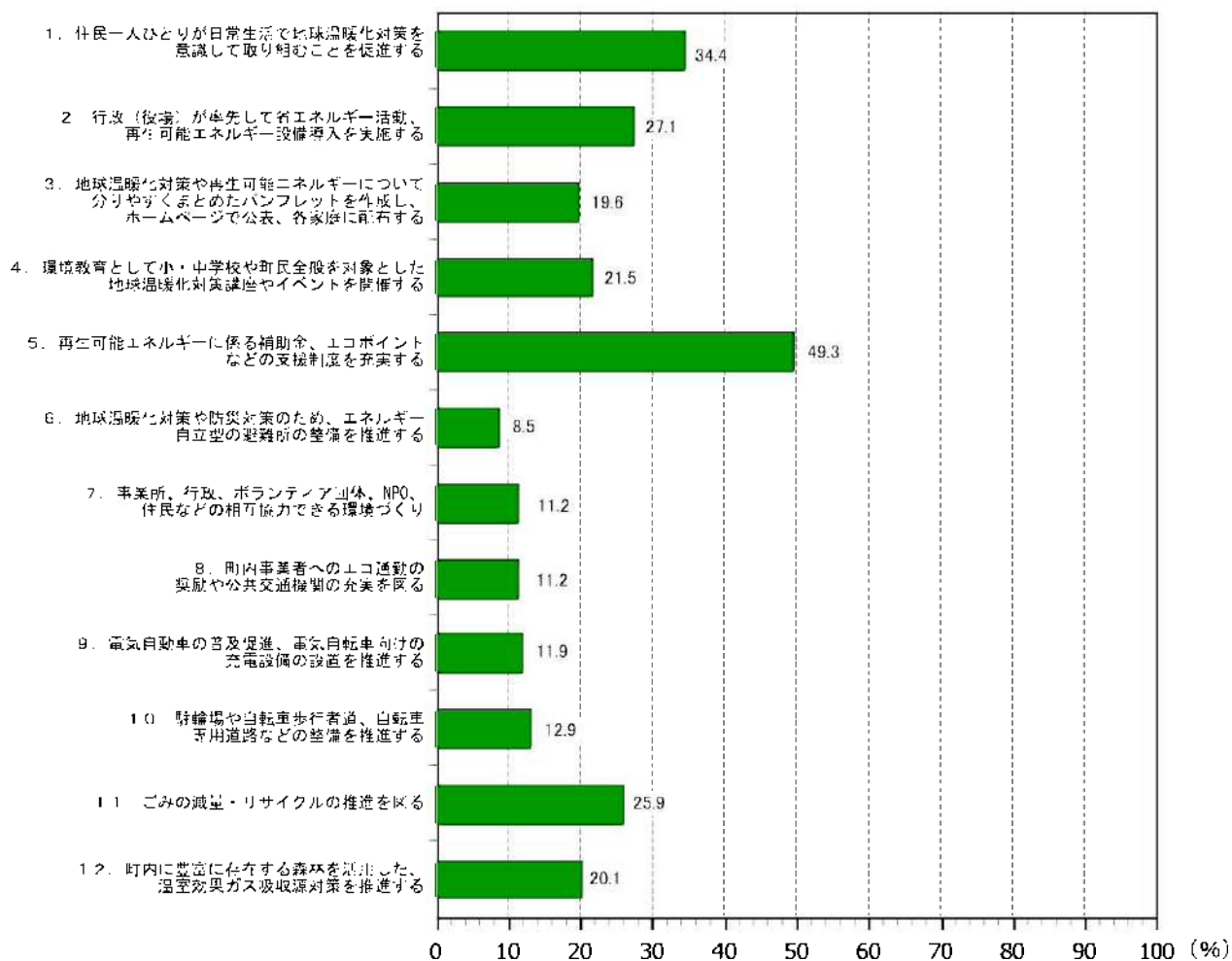
御嵩町の環境の現状

■ 2 今後御嵩町が進めるべき取り組み

「再生可能エネルギーに係る補助金エコポイントなどの支援制度の充実」の割合が最も高い

今後の進めるべき取り組みとしては、「再生可能エネルギーに係る補助金エコポイントなどの支援制度の充実」、「住民一人ひとりが日常生活で地球温暖化対策を意識して取り組むことを促進する」が高くなっています。町だけでなく町民全体が協働し、日常生活の中で再生エネルギーを取り入れていくことが求められています。

◆ 今後御嵩町が進めるべき取り組み



資料編

1 御嵩町環境基本条例（抜粋）

環境基本条例前文

21世紀は「環境の世紀」です。

20世紀を振り返ってみれば、人類はひたすら物質的な豊かさ、生活の利便を求めて、さまざまな開発を進めるとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の果てしないシステムを拡大してきました。その結果、日本をふくむ先進国の人々は確実に豊かさと利便性を手に入れることができました。

その反面、環境の破壊が地球規模で進行し、20世紀末には環境破壊が誰の目にも明らかになってきました。過去の世紀のような人間活動を続けていくと、やがて近い将来、取り返しのつかない事態になる必然性を深く認識しなければなりません。

21世紀初頭のいま、私たちは人類共通の最優先テーマである環境問題に真しに、かつ着実に取り組まねばなりません。

木曽と飛騨の山々と濃尾平野が接するところに位置する御嵩町は、里山の町です。里山は自然と人間がせめぎあうところであり、自然と人間がいかに折り合いをつけていくが試されている「環境前線」の町であります。

御嵩町では20世紀末、産業廃棄物処理場の建設をめぐる全国初の住民投票を実施した結果、町民の大多数が「大量生産・大量消費・大量廃棄のシステム」より「健康に生きていける環境」を選択しました。「カネ」より「命」の選択でした。

地球環境破壊の世紀から地球環境保護の世紀へ、時代の転換点にあたり、御嵩町では町の特性である自然と人間の資源を活かしつつ、先人たちから受け継いだ豊かな環境を後世の人たちに引き継いでいくよう努めなければなりません。

このような認識のもと、町、事業者と町民が一体となって、良好な環境の保全と快適な環境の創造に取り組むことにより、「安心して暮らせる町」を目指すために、この条例を制定します。

環境基本条例第3条（基本的な考え方）

第3条 何人も良好で快適な環境を享受する権利を有します。

2 環境の保全と創造は、環境に本来備わっている自浄能力を超える環境への負荷を与えると元に戻れなくなるという特性を考慮して、適切に行わなければなりません。

3 環境の保全と創造は、すべての者がそれぞれの立場で、環境への負荷の極力少ない循環型社会を構築するために積極的に行わなければなりません。

4 環境の保全と創造は、すべての者が人と環境とのかかわりについての理解と認識を深め、自主的かつ積極的に参加し、公平な役割分担のもとに協力することによって実現されなければなりません。

5 環境の保全と創造は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを考慮して、地域でのすべての事業活動と日常活動において積極的に進めなければなりません。

環境基本条例第4条（町の責務）

- 第4条 町は、町内の清浄な大気、水、土壌、森林と野生動植物を現在と将来の町民のために保全する責務や保護する責務があります。
- 2 町は、町が実施する環境の保全と創造にかかわる行為について、情報の提供と住民参加の手続きを整備する責務があります。
 - 3 町は、第3条に定める基本的な考え方にとり、環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な施策を定め、実施する責務があります。
 - 4 町は、自然的社会的条件に応じ、次の各号について積極的に取り組まなければなりません。
 - (1) 人と自然が共生する恵み豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存や生物の多様性の確保を図るとともに、里山や水辺などにおける自然環境を保全すること。
 - (2) 潤い、安らぎ、癒しなどの心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な自然の保全を図りつつ、歴史的文化的遺産の保存、景観の保全、快適な環境の創造を推進すること。
 - (3) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境の保全を実現するために、廃棄物の発生抑制、資源のリサイクルとエネルギーの適正で効率的な利用を推進すること。
 - (4) 環境の保全と創造のために、環境に関する活動と地域の環境学習の中心となる者を環境マイスターとして認定し、その活動を奨励すること。

環境基本条例第5条（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、第3条に定める基本的な考え方にとり、事業活動を行うに当たって、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するために必要な措置をとる責務があります。
- 2 事業者は、第3条に定める基本的な考え方を尊重し、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減のために、廃棄物の発生抑制、省エネルギーとリサイクルを推進するなど、資源の有効利用に努める責務があります。
 - 3 事業者は、事業活動を行うに当たって、環境の保全と創造に役立てるため、環境保全と創造に関する協定の締結など町や町民が実施する施策に自ら積極的に協力する責務があります。

環境基本条例第6条（町民の責務）

第6条 町民は、第3条に定める基本的な考え方にのっとり、自らの生活スタイルが環境に負荷を与えていることを認識して、積極的に環境を愛する心と意思を持つように努めなければなりません。

- 2 町民は、環境を愛する心と意思を持って省エネルギーやリサイクルなどの推進による資源の有効利用を行い、環境への負荷の低減に努める責務があります。
- 3 町民は、地域で協力して、環境の保全と創造に関する自主的な活動に努める責務があります。
- 4 町民は、環境の保全と創造に関して、町の実施する施策に積極的に参加するよう努める責務があります。

環境基本条例第7条（環境基本計画）

第7条 町長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、御嵩町環境基本計画(以下「環境基本計画」といいます。)を定めます。

- 2 環境基本計画は、環境の保全と創造についての長期的な目標と施策の基本的な事項について定めます。
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民の意見を反映するために公聴会・パブリックコメントなど必要な措置をとるとともに、第19条の規定により設置する御嵩町環境審議会の意見を聞かなければなりません。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 5 環境基本計画を変更しようとする場合にも、第3項と第4項に定めた手続きにより行います。

資料編

2 第2次改訂版の総括（重点エコプロジェクト）

第2次改訂版から統合した施策の経緯をご紹介します。

| 4つの重点エコプロジェクト | | | |
|---------------|---|---|--------------------------------|
| | 【第2次改訂版】 | | 【第3次改訂版】 |
| 里山保全 | (1) 町民ぐるみの里山づくり 第1ステップ…8取組 第2ステップ…5取組 | ⇒ | みたけの里山・森林とふれあおう！ 13取組 |
| 生物多様性 | (2) みんなで貴重な生き物を守り育てよう 第1ステップ…9取組 第2ステップ…3取組 | ⇒ | 貴重な生き物のことをみんなで知ろう！ 10取組 |
| 低炭素社会 | (3) みんなで“エコ”！お出かけ運動 第1ステップ…8取組 第2ステップ…2取組 | ⇒ | 「移動を“エコ”に！」運動の推進 13取組 |
| 資源循環 | (4) 生ごみ減量と緑を育む運動 第1ステップ…7取組 第2ステップ…2取組 | ⇒ | 生ごみ減量と緑を育む運動の推進 13取組 |
| ひとづくり | (5) 未来を託す 子どもチャレンジ 第1ステップ…10取組 第2ステップ…2取組 | ⇒ | 廃止 ※(1)～(4)に受け込む |

(1)～(5)計 第1ステップ…42取組 ⇒ (1)～(4)計49取組
第2ステップ…14取組

1 みたけの里山・森林と触れ合おう！

| | 取組内容 | 主な担い手 | 第2次改訂版での取組成果 | 第3次改訂版での取組 |
|-----------------|--|---|--|-----------------|
| ■ 第1ステップ | | | | |
| ① | 里山づくりに取り組む各種団体交流会(意見交換会)の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・里山づくりに取り組む団体 ・里山保全活動に取り組んでいる事業所 ・町外からのボランティア ・里山を所有する自治会と地権者 | 森林ボランティアを含む関係団体との意見交換の場を毎年度設定（水土里隊や農家生活改善グループなど） | 重点I口とは別に協議の場は継続 |
| ② | 里山に親しむ体験講座の開催 | | みたけ発見ウォーキングや下川町森林体験研修参加者の事前研修、「企業との協働による森林づくり」協定締結事業者（3企業）による体験事業などを展開 | 次期施策①⑤⑥で継続 |
| ③ | 里山の恵みを活用した体験講座の開催 | | 東濃高校特別授業や小中学校環境学習にて学ぶ機会を提供 | 次期施策④で継続 |
| ④ | 里山の恵みや自然の持つ機能を学ぶ講座の開催 | | 下川町森林体験研修で先進地の現場を体験する機会を提供 | 次期施策⑦で継続 |
| ⑤ | 現場体験を通じた里山保全に関する技術を学ぶ講座の開催 | | 教職員対象の講座や「森林資源見える化セミナー」を開催 | 次期施策①⑤⑥で継続 |
| ⑥ | 地元関係者を対象とした里山づくりに関する講座の開催 | | 森林保全活動を積極的に行っている水土里隊のPRを展開中（広報紙やイベント時） | 次期施策⑥⑫で継続 |
| ⑦ | 里山保全活動などにかかわる方への里山応援隊（仮称）への参加呼びかけ | | 里山応援隊（仮称）での保全作業は実現できていない。個々（所有者毎）で動きつつある | 重点I口とは別に個別対応 |
| ⑧ | 地元が保有する里山をモデル地区とした里山応援隊による保全作業 | | | |
| ■ 第2ステップ | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○里山保全に取り組む団体の自立に向けた運営体制の確立 ○里山や生物多様性などを学ぶ新たな学習プログラムの検討 ○里山づくりなどの社会貢献活動（CSR）に取り組む事業所との連携強化 ○里山の資源を利用したビジネス（間伐材や竹の活用、炭づくり、木工品づくり）モデルの展開の検討 ○町民による農業体験などを通じた遊休農地の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・新事業者と「企業との協働による森林づくり」協定を締結し、更なる森林保全活動を展開 ・里山の資源を利用したビジネスの展開はできていないが、間伐材や竹の利活用は検討している（薪づくり、木質バイオマス） ・遊休農地の活用は今後も課題として残る | 次期施策⑥⑧⑨で継続 | |

2 貴重な生き物のことをみんなで知ろう！

| | 取組内容 | 主な担い手 | 第2次改訂版での取組成果 | 第3次改訂版での取組 |
|-----------------|---|---|---|---------------|
| ■ 第1ステップ | | | | |
| ① | 小学生の親子などを対象とした外来魚・外来植物の駆除体験の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、水利組合 ・環境マスター、生物環境アドバイザー | 親子対象では実施できなかったが、地元自治会等と連携し外来魚・外来植物の駆除を実施 | 次期施策⑤⑥で継続 |
| ② | 小学生の親子などによる生き物調査の実施 | | 小学生の親子を対象に加がらウツツグを夏季に毎年度開催 【延 127 名参加】 | 次期施策②で継続 |
| ③ | 環境マスターなどの指導による在来種の観察会の開催 | | イベント時に環境マスター・アドバイザーと連携し自然観察会を開催 | 次期施策②で継続 |
| ④ | 自治会などにおける環境美化・清掃活動の実施 | | 町内一斉清掃日には多くの自治会において活動を展開中 | 重点I口とは別で活動を継続 |
| ⑤ | 外来種の駆除、在来種の保護に向けた広報誌・HP・各種イベントによる町民への周知・PR | | 環境フェアをはじめとするイベント時に希少野生生物の紹介ブースを開設しPRを行っている | 次期施策⑦⑨で継続 |
| ⑥ | 企業や自治会の協力を得て周辺の外来植物除去（草刈りなど）の実施 | | 御嵩をきれいにし隊や自治会、GT T業団地企業が清掃活動を展開中。外来種駆除も実施 | 次期施策⑤⑥で継続 |
| ⑦ | 外来種が及ぼす影響を学び在来種を守る学習会の実施 | | 小中学校環境学習にて学ぶ機会を提供 | 次期施策④で継続 |
| ⑧ | 希少野生生物の保護・指導ができるリーダーの養成 | | リーダー養成は実現できなかった | 次期施策⑩で継続 |
| ⑨ | 保護区域など、生物多様性を保全する仕組みづくりの検討 | | 希少野生生物保護条例にて仕組みはあるが保護区指定なし | 重点I口とは別で協議 |
| ■ 第2ステップ | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○生物の多様性を確保するため、食物連さ環境の保護育成活動等を実施 ○町民参加の生き物調査の継続と生物環境アドバイザーなどとの生き物マップの作成 ○町民と生物環境アドバイザーなどによるレッドデータブックの改訂 | | <ul style="list-style-type: none"> ・外来種の影響が大きいため外来種駆除活動を展開し始める ・みたけの森植物が「んぐりMAP含む）を2014（平成26）年度に発刊 ・御嵩町版レッドデータブックは2013（平成25）年に改訂版を発刊 | 次期施策①②⑤⑥で継続 |

3 「移動を“エコ”に！」運動の推進

| | 取組内容 | 主な担い手 | 第2次改訂版での取組成果 | 第3次改訂版での取組 |
|----------|--|--|--|-------------|
| ■ 第1ステップ | | | | |
| ① | 徒歩や自転車で行ける範囲で自動車利用を控えるように啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会 ・ 観光協会 ・ 商工会 | 毎月第二水曜日を「みたけノマカーデー」として自動車利用を控える運動を展開中 | 次期施策⑩で継続 |
| ② | 各家庭が無理なくできるノーカーデー（I！お出かけデー）を設定し、実施 | | 次期施策①②で継続 | |
| ③ | 身近な公共交通の利用啓発 | | 【H25年度にバス運行再編、24,502人乗車（H27実績）+1.3万人】 | 次期施策④⑤⑬で継続 |
| ④ | ウォーキング、スノーシューなどへの参画及び参加への呼びかけ | | 中山道往来やよつてりやあみたけなどでは電車利用での来場を広く呼び掛けている | 次期施策⑥⑫で継続 |
| ⑤ | 自然環境、歴史的財産など、みたけの魅力を磨く取り組みの実施 | | 御嶽宿を代表とする景観づくりを地域住民主体の団体が中心となって展開中 | 次期施策⑨で継続 |
| ⑥ | みたけの魅力のPRなどによる観光客の誘致 | | 他自治体で開催するイベントに出展し観光PRを展開中【観光入込客数49万人（H27統計）+0.2万人】 | 次期施策③④で継続 |
| ⑦ | 来訪者へのふれあいバスやレンタサイクル利用の案内 | | 町観光案内所（御嵩駅舎）で案内業務を展開中 | 次期施策⑧⑬で継続 |
| ⑧ | 観光客に特典（サービス）を提供する仕組みづくりを検討 | | 岐阜県ファンクラブや昇龍道WILDMカードなどに登録し特典（鬼岩せんべいや華ずし体験）提供中 | 重点I！とは別で検討 |
| ■ 第2ステップ | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の利用を呼びかける団体（I！お出かけサークル（仮称））の立ち上げ ○公共交通を利用した「みたけまるっとI！お出かけツアー」の構築 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ I！お出かけサークル（仮称）などの団体立ち上げには至らなかったが、「御嵩あかてんランド」など地域住民発想の新しい取り組みの展開を行った ・ 願興寺秘仏特別公開（町誘客プロモーション事業）などでは公共交通での来町が多くあった | 次期施策①②⑤⑥で継続 |

4 生ごみ減量と緑を育む運動の推進

| | 取組内容 | 主な担い手 | 第2次改訂版での取組成果 | 第3次改訂版での取組 |
|----------|--|---|--|------------|
| ■ 第1ステップ | | | | |
| ① | 料理教室・広報誌などによるEコッキングの普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人団体 ・ ガーデニングや家庭菜園を楽しむ人 ・ 公共施設管理者 | Eコッキング講座を毎年度開催。調理を見直す機会とした 【延 110 名参加】 | 次期施策④で継続 |
| ② | 各家庭におけるコンポストを利用した堆肥づくりの実施 | | ダンボールコンポスト講座を開催。参加者にはコンポストを配布し、各家庭で活用していただいている | 次期施策①②③で継続 |
| ③ | コンポストの使い方の講習会の継続的開催 | | 【延 82 名参加】 | |
| ④ | 各家庭が緑のカフェなどの緑化の取組を実施 | | 緑のカフェづくり講座を開催したほか、アサガオの種を配布するなど緑化を推進 | 次期施策⑥⑦で継続 |
| ⑤ | 堆肥を使った緑のカフェなどを普及する緑化教室を開催する | | 【延 195 名参加】 | |
| ⑥ | 「我が家の自慢の緑（グリーンカフェ・ガーデン・菜園など）」のコンテストの開催 | | コンテストの実施には至らなかったがFBで各家庭のグリーンカフェ自慢を呼びかけた | 次期施策⑧で継続 |
| ⑦ | 町民と行政の協働による公共施設・空間の緑化の実施 | | 緑のカフェづくり講座での成果を公共施設に設置し緑化を推進 | 次期施策⑦で継続 |
| ■ 第2ステップ | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 堆肥を各家庭の緑のカフェや野菜づくり、町民菜園で利用 ○ 食と緑が循環するまちづくりの推進 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 堆肥を利活用するまでは至らなかったが、ダンボールコンポスト講座開催などで各家庭での堆肥化を推進した ・ 「食」と「緑」は各々の取り組みに終始しマッチングさせるまでには至らなかった | 次期施策⑤⑥⑧で継続 |

3 第2次改訂版の総括（具体的な取組）

1. 豊かな自然を育むまち

施策進捗状況：◎完了・ほぼ完了 ○順調に進行中 △難航中 ×未着手

| 施策 No | 取組内容 | 第2次改訂版での取組成果 | 進捗評価 | 第3次改訂版での取組 |
|-------|--------------------|--|------|------------|
| 1 | ホタル生息調査 | 希少野生動植物の生息場所を公表することで乱獲・乱伐の恐れがあるためマップ作成に至らなかった。 | × | No.9 に統合 |
| 2 | 希少動植物情報の充実 | 希少野生生物保護監視員より提出される活動口誌にて状況把握をしている。また希少野生生物が死亡した際には剥製にし保護等周知活動に役立っている。 | ○ | No.2 に統合 |
| 3 | 御嵩町版レッドデータブックの作成 | 平成25年度に「御嵩町版レッドブック2013」を改訂。生物環境アドバイザーを中心に多くの住民が関わった。 | ◎ | No.1 で継続 |
| 4 | グリーンマップの作成 | 希少野生動植物の生息場所を公表することで乱獲・乱伐の恐れがあるためマップ作成に至らなかった。 | × | No.9 に統合 |
| 5 | 希少生物保護条例の運用 | 希少野生生物保護条例に則り、捕獲等の許可申請を適切に取り扱っている。個別の生物保護条例は制定していない。 | ◎ | No.2 で継続 |
| 6 | 湿原・みたけの森の保全 | 前沢湿地保全事業やみたけの森の高原湿原散策道（木道）を改修するにあたり町生物環境アドバイザーや識見者の意見を聞きながら事業を進めた。 | ○ | No.3 で継続 |
| 7 | 生物育成活動の推進 | 毎年度、環境フェアやささゆりまつりのなかで、生物環境に関する出展を環境団体が行っており、来場者に周知を行っている。 | ○ | No.4 で継続 |
| 8 | 在来種の保護 | 平成25年度事業で外来種「オシロイバナ、アザミ」の駆除を住民団体と協働で実施。毎年国交省管轄部は駆除依頼をしている。 | △ | No.5 で継続 |
| 9 | 自然保護団体活動の拡大 | 自然保護活動団体個々での交流活動はあるようだが行政主導では行えなかった。 | × | No.6 で継続 |
| 10 | 公共工事における環境配慮の実施 | H26年度にGND事業にて町保有5施設に太陽光パネルや蓄電池・燃料電池設備を導入。前沢湿地保全事業を実施した際には町生物環境アドバイザーと協力し生物環境に配慮した。 | ○ | No.7 で継続 |
| 11 | 事業者の自然環境配慮の促進 | 森林法に基づく伐採届の提出を求めている | × | No.8 で継続 |
| 12 | 生物の生息場所の創出 | 前沢湿地保全事業などで環境マイスター・アドバイザーの指導・助言を受け、湿地保全を行うことで野鳥等生息場所の拡大を図った。 | △ | No.9 で継続 |
| 13 | 御嵩町森林整備計画の実行 | 森林経営信託を行っている。 | ○ | No.10 で継続 |
| 14 | 里山整備意識の高揚と保全体験会の実施 | 環境啓発事業を森林ボランティアの協力を得て町内親子対象に実施した。 | ○ | No.12 に統合 |

資料編

| | | | | |
|----|-------------------------|---|---|----------|
| 15 | 森林保全ボランティア(仮称)を活用した里山整備 | 森林ボランティアの募集を随時行い、町有林整備を進めている。 | ○ | No.12で継続 |
| 16 | 里山保全体制の整備 | 森林管理委員会により意見交換を行う機会を設けている。 | △ | No.11で継続 |
| 17 | 竹の有効利用による竹林拡大の防止 | 資金源及び実施団体の設立ができていない。 | × | No.13で継続 |
| 18 | 落ち葉の有効利用の促進 | 広報すべさものか、また材料の入手場所の調査をしていない。 | × | No.12に統合 |
| 19 | 林産物栽培の促進 | こけ山の除伐等を行い発生環境整備を行っている。 | △ | No.12に統合 |
| 20 | 下水道・合併浄化槽の普及 | 下水道面整備工事の施工と合併処理浄化槽設置補助金の交付(国・県・町) | ○ | No.14で継続 |
| 21 | 生活排水対策の推進 | 環境汚染調査の実施と公表、生活排水対策指導委員会での下水処理施設視察研修。また、生活学校による廃油石けん作りと環境フェアでの啓発活動を行った。 | ◎ | No.15で継続 |
| 22 | 水をきれいにする意識の高揚と河川清掃活動の促進 | 加ゲラワッチャゲを「夏休み1」講座の一つとして毎年開催。そのなかで可児川の水質調査も実施している。ｽｯﾌﾟとして生活学校の支援をいただいている。 | ○ | No.16で継続 |
| 23 | 森林の保水機能の確保 | 落葉樹の苗木を育成し植樹する事業を展開している。 | ○ | No.10に統合 |
| 24 | 自然景観を考慮した河川改修及び親水整備 | 災害復旧事業では、植生に配慮したコンクリートブロックを使用。 | ○ | No.17で継続 |
| 25 | 農業基盤の充実と水田転用の規制 | 農業振興地域農用地区域については、特に重要な区域として位置づけ除外申請審査を行っている。 | ○ | No.18で継続 |
| 26 | 貸し出し農園の利用拡大 | 毎年「ほっとみたけ」4月号で町内にある4か所の町民菜園の貸出周知を行い、新規の利用者促進に努めている。 | △ | No.19で継続 |
| 27 | 休耕地の有効活用の促進 | 休耕地を活用しなくても利用しやすい農地で事業を行うことができる。 | × | No.20で継続 |
| 28 | 農業情報の集約 | 集落営農組織、法人、個人農業者の農業法人化及び認定農業者の認定を行い、後継者不在の問題に対応できるよう体制を整備した。 | ○ | No.21で継続 |
| 29 | 有機農法・減農薬農業などの推進 | めぐみの農業協同組合と連携し、化学肥料及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培と比べ30%削減する取り組みを岐阜県のクリーン農業として推進している。 | ○ | No.22で継続 |
| 30 | 地産地消の意識高揚 | 伏見小学校「米・人豆づくり体験」、御高小学校「田んぼの学校」、上之郷小学校「米・大豆づくり体験」を小学校の児童に対して行い地産地消の意識高揚を図った。 | ○ | No.23で継続 |
| 31 | 地産品の販売ルートの整備と地消の拡大 | 学校給食に御高町農家生活改善グループの「みたけ味噌」の地元消費を行い、毎月、地元の農家と連携し食材の地産地消を推進し食材の利用がされている。 | ○ | No.24で継続 |

資料編

2. 安心とやすらぎがあるまち

| 施策 No | 取組内容 | 第2次改訂版での取組成果 | 進捗評価 | 第3次改訂版での取組 |
|-------|------------------------|---|------|------------|
| 32 | 緑豊かな町並みの形成 | 向陽通り公園の花壇に、植栽を実施している。 | ○ | No.25 で継続 |
| 33 | 花かざり連動の推進 | 春期・秋期に自治会及び町内施設に花苗を配布 | ○ | No.26 で継続 |
| 34 | ポイ捨ての防止 | 不法投棄防止看板の設置、ボランティア袋の支給と回収されたごみの処分。 | ○ | No.27 で継続 |
| 35 | 町内清掃・事業所周辺の美化活動の促進 | 「環境の保全と創造に関する協定」締結事業者による事業所周辺の美化活動。 | ○ | No.28 で継続 |
| 36 | ふん害の削減 | 要望箇所にマナー啓発看板設置。 | × | No.29 で継続 |
| 37 | 文化財の保護・監視と文化財に対する意識の高揚 | 学校の授業で町の文化財を紹介し、「ほっとみたけ」では御嵩町の文化財を掲載している。県指定重要文化財願興寺鐘楼門の屋根修理を完了した。 | ○ | No.30 で継続 |
| 38 | 名木の保全 | 文化財保護巡視委員や職員による見廻りを定期的に行うとともに、巡視委員との連携を図り、異常があれば報告をもらっている。 | △ | No.31 で継続 |
| 39 | 文化、伝統に対する意識の高揚 | 文化協会が開催した願興寺鐘楼門修理見学会の支援をおこなった。 | ○ | No.32 で継続 |
| 40 | イベントなどによるふるさと意識の高揚 | 「みたけの森まつり」や「よってりゃあみたけ」などに参画しブースを展開しているなかでまちの自然環境を知っていたく機会としている。 | ○ | No.32 に統合 |
| 41 | 身近な公園づくりの推進 | 御嶽宿さんさん広場において、宿の市、エコピアガーデン等を開催し、人々の交流施設としている。ポケットパークでは、みたけ地域活性化委員会において牡丹を植栽し、身近に感じる公園づくりに取り組んでいる。 | ○ | No.33 で継続 |
| 42 | 都市公園の整備 | 既存の南山公園の維持管理や遊具の点検を継続して実施。 | ○ | No.34 で継続 |
| 43 | 東海自然歩道の活用 | 11月に東海自然歩道（中山道）を活用し、ウォーキングイベントを開催している。 | ○ | No.35 で継続 |
| 44 | 野焼きの防止 | ほっとみたけや自治会回覧での周知、公用車での啓発テープによる啓発、野焼き現場での指導。 | ○ | No.36 で継続 |
| 45 | 工場・事業所の公害防止 | 公害防止協定8条報告の受理と確認、新規進出企業との協定締結（1件）、進出予定企業に対する説明（2件） | ○ | No.37 で継続 |
| 46 | 環境の監視・測定 | 環境汚染調査の実施と結果の公表。 | ○ | No.38 で継続 |
| 47 | 低公害車導入の促進 | E V車、H V車等の低公害車の導入。 | ○ | No.39 で継続 |

3. 地球環境にやさしいまち

| 施策 No | 取組内容 | 第2次改訂版での取組成果 | 進捗 評価 | 第3次改訂 版での取組 |
|----------|---|---|----------|----------------|
| 48 | マイバッグの普及 促進 | 町内事業者と連携し「御高町レジ袋削減（有料化）の取組みに関する協定」に基づきレジ袋削減＝マイバック普及に取り組んでいる。 | ○ | No.40 で 継続 |
| 49 | 生ごみの排出抑 制・減量化の推進 | ダンボールコンポスト講座、エコクッキング講座の開催。 | ○ | No.41 で 継続 |
| 50 | 公共工事のゼロエ ミッション化 | 公共工事の際は、できる限りリサイクル製品を使用し、廃棄物の適正処理・処分を実施している。 | ○ | No.44 で 継続 |
| 51 | 資源分別回収の推 進 | 自治会での分別収集を月1回実施、プラスチック製容器包装を月2回収集、使用済小型家電を4カ所でボックス回収。 | ○ | No.45 で 継続 |
| 52 | 集団資源回収の促 進 | P T Aや小学校の地域の集団資源回収など、地域全体での集団資源回収を促進した。また、商店と連携して、店頭における資源物の回収場所の斡旋に努めた。 | ○ | No.46 で 継続 |
| 53 | リサイクルイベン トの実施 | リサイクルイベントの実施などにより廃棄物となるものの再利用を推進した。実施にあたっては、環境フェアなどの機会を利用して参加者の拡大を図った。 | ○ | No.48 で 継続 |
| 54 | 容器の再利用（リ ターナブル瓶・デ ポジット制度）の 促進 | 検討したが、体制の確立まで至らなかった。 | × | No.45 に 統合 |
| 55 | 陶磁器製品（食器） のリサイクルの実 現 | 検討したが、費用対効果がないため実施していない。 | × | No.45 に 統合 |
| 56 | 適正な分別・処理 の推進 | 上之郷小学校で出前講座実施。プラスチック製容器包装の正しい分別について定期的に広報を実施。家電4品目の処理方法をごみ出しカレンダー等で周知。 | ○ | No.49 で 継続 |
| 57 | 公共工事における 廃棄物の適正処理 の推進 | 発注工事では、廃棄物のリサイクルや適性処理を実施し、マニフェストを提出確認。廃棄物の適正処理確認、設計時にリサイクル品の導入。 | ○ | No.50 で 継続 |
| 58 | 事業系ごみの適正 処理の推進 | 公害防止協定8条報告受理時に確認。 | ○ | No.51 で 継続 |
| 59 | グリーン購入・調 達の率先促進 | 物品購入にはグリーン購入及び調達、環境に配慮した物品購入（グリーン調達）を推進している。 | ○ | No.52 で 継続 |
| 60 | 町民・事業者の省 エネルギー活動の 推進と環境家計簿 の普及 | 環境モデル都市行動計画により地球温暖化（温室効果ガス削減）に向けた取り組みを展開中。町広報紙や町HP、SNSからの情報発信とともに、太陽光発電設備設置時に補助金を交付するなどの取り組みを行っている。 | ○ | No.54 で 継続 |

資料編

| | | | | |
|----|-----------------------|--|---|-----------|
| 61 | 公共施設への省エネルギー機器の導入 | H26年度に GND 事業にて町保有 5 施設に太陽光パネルや蓄電池・燃料電池設備を導入した。 | ○ | No.55 で継続 |
| 62 | 自然エネルギー活用の普及促進及び普及促進 | 町 HP で太陽光システム発電早マップ (発電早予測サイト) を公開しているなど情報発信に努めているほか、太陽光発電設備設置時に補助金を交付するなどの取り組みを行っている。 | ○ | No.56 で継続 |
| 63 | 公共交通機関利用の必要性の周知及び利用促進 | 広報紙 10 月号にみたけノマカデー-重点週間について掲載。みたけカレンダーの毎月第 2 水曜日にみたけノマカデー-の記載と 10 月 7 日～13 日までのみたけノマカデー-週間の掲載。 | ◎ | No.57 で継続 |
| 64 | 歩道の整備 | 大泥茶円原線の道路改良事業に伴う歩道の設置。 | ○ | No.58 で継続 |
| 65 | 節水活動の促進 | 出前講座などの環境学習やうちエコ診断のなかで水の使用にも CO ₂ が排出されていることなどを伝え情報提供に努めている。 | ○ | No.59 で継続 |
| 66 | 水の再利用促進 | 庁舎西側駐車場の大型車庫南に雨水タンクを設置し、雨水利用を推進 | × | No.59 で統合 |

4. 環境について考え行動するまち

| 施策 No | 取組内容 | 第 2 次改訂版での取組成果 | 進捗評価 | 第 3 次改訂版での取組 |
|-------|------------------------|---|------|--------------|
| 67 | 環境 (体験) 学習・講座・講演会などの充実 | 環境出前講座のほか、高等学校への特別授業などへ出かけ環境に関する学習を行っている。 | ○ | No.60 で継続 |
| 68 | 環境マイスター制度の周知・活用 | 環境マイスターは町生物環境アドバイザーと連携し、小中学校の環境学習会やイベント時での周知活動を行っている。 | ○ | No.61 で継続 |
| 69 | 環境学習・教育の普及促進 | 町広報紙および町 HP のほか SNS を利用しての環境情報の提供に努めている。 | ○ | No.60 に統合 |
| 70 | 小中学校の環境教育の充実 | 交通環境学習の継続的な取り組み及び環境フェア等への参加を推進。平成 27 年度からは森林環境学習に力を入れ木育に関わる事業を進めている。 | ○ | No.62 で継続 |
| 71 | 環境教育計画の策定 | 本町環境モデル都市行動計画に同法律が目指す方向性が盛り込まれ公表されている。また、環境教育に関しては、交通環境学習にて全小中学校で計画的に実施されている。 | ◎ | No.63 で継続 |
| 72 | 環境フェアなどの実施 | 環境フェアは毎年度、住民を主体とした協力者会議にて内容を検討して実施している。H25 年度からは会場をラスパ御嵩とし参加者の拡大を図ってきた。 | ○ | No.64 で継続 |
| 73 | 環境見学会などの実施 | 名鉄広見線を守ろう会と連携して、広見線を活用し沿線にある施設見学を含めた環境学習会を実施している。 | ○ | No.65 で継続 |

資料編

| | | | | |
|----|-------------------------------------|--|---|----------|
| 74 | 各種環境イベント時の環境についてのPR | イベントはできる限りカーボンオフセットイベントとして開催するよう働きかけているとともに実施にあたってはPRをしている。 | ◎ | No.64に統合 |
| 75 | インターネット・町広報紙の活用 | 町広報紙および町HPのほかSNSを利用しての環境情報の提供に努めている。 | ○ | No.66で継続 |
| 76 | 町の環境報告書の作成・公表 | 環境モデル都市行動計画は毎年度、国によるフォローアップがあり公表される。資料は町HPでも公表する。 | ○ | No.67で継続 |
| 77 | 町民を主役とした環境保全活動の推進 | 自主的環境保全活動団体に属している町生物環境アドバイザーと連携を図り、イベント時での自然観察会などを開催し住民が参加できる場を作っているほか生活学校やエコパルなど団体が環境フェアに出展していただけるよう支援を行っている。 | ○ | No.68に統合 |
| 78 | ボランティア活動の振興 | 住民団体「御嵩をきれいにし隊」は外来種駆除や地域清掃活動を行っている。その団体の必要資材について支援して活動の後押しをしている。 | ○ | No.68で継続 |
| 79 | 環境活動を行う団体のネットワーク化の促進 | 町広報紙および町HPのほかSNSを利用して環境活動団体を紹介している。ただし、団体のネットワーク化や交流促進には至っていない。 | ○ | No.68に統合 |
| 80 | コミュニティ活動の拠点整備及び町民活動支援センター（仮称）の整備・活用 | 御嵩町の活性化を図るために、創意と工夫にあふれた自主的及び主体的な地域づくり活動に対して、助成金を交付する。 | ○ | 廃止 |
| 81 | 環境に関する褒賞制度の拡大 | 御嵩町環境功労者表彰規程に従い、環境に関する優れた取り組みを行った、団体・個人を環境フェアにて表彰している。 | ○ | No.69で継続 |
| 82 | 会議・アンケートなどを通じた住民参加の促進 | 町民の意見聴取は、夏休みエコ講座参加者アンケートのほか環境フェアでの来場者および協力者会議メンバーによるアンケートを実施している。町総合計画策定時の住民アンケートで環境施策について伺っている。 | ○ | No.70で継続 |
| 83 | 町民・事業者・町の協働による環境保全体制の整備 | 町環境審議会（住民、事業者、識見者にて構成）で、環境基本計画の推進、進捗管理を行っているとともに重点エコプロ推進会議を組織して進捗管理を行っている。 | ○ | No.71で継続 |
| 84 | 住民参加の核となる人材の発掘・育成 | 各種団体との連携は図っているが人材発掘・育成までできていない。 | ○ | No.68に統合 |
| 85 | 公共事業に関する住民参加の促進 | 生物環境アドバイザーの意見聴取を行っている。 | × | No.7に統合 |
| 86 | 環境配慮事業所の拡大 | 「環境の保全と創造に関する協定」締結事業者の取り組み活動を町広報紙などで紹介している。 | ○ | No.37に統合 |
| 87 | 企業環境調査の実施 | 誘致の際に相手方の環境に対する配慮や手立てなどを確認している。 | ◎ | 廃止 |
| 88 | 近隣市町村との連携及び環境先進都市との連携 | 木曽川流域の自治体と連携して、様々な課題についてディスカッションするなど交流を深めている | ○ | No.72で継続 |

4 計画策定の経緯

1 策定の経過

| 開催日時 | 環境審議会 | 策定会議 | その他の町民参加 |
|-----------------------------------|-------|-----------|---------------------|
| 平成 27 年 5 月 25 日 (月) | 環境審議会 | | |
| 平成 28 年 1 月 13 日 (水) | 環境審議会 | | |
| 1 月 25 日 (月) ～ 2 月 29 日 (月) | | | 環境基本計画改訂に関するアンケート調査 |
| 3 月 22 日 (火) | 環境審議会 | | |
| 4 月 26 日 (火) | 環境審議会 | | |
| 5 月 26 日 (木) | | 第 1 回策定会議 | |
| 6 月 19 日 (日) | | 第 2 回策定会議 | |
| 7 月 21 日 (木) | | 第 3 回策定会議 | |
| 8 月 10 日 (水) | 環境審議会 | | |
| 8 月 22 日 (月) | | 第 4 回策定会議 | |
| 10 月 18 日 (火) | | 第 5 回策定会議 | |
| 11 月 21 日 (月) | 環境審議会 | | |
| 12 月 16 日 (金) | | 第 6 回策定会議 | |
| 平成 29 年 1 月 10 日 (火) | 環境審議会 | | |
| 2 月 9 日 (木) ～ 2 月 28 日 (火) | | | パブリックコメント |
| 3 月 16 日 (木) | 環境審議会 | | |

2 御嵩町環境審議会

| 開催日時 | 内容 |
|----------------------|---------------------------|
| 平成 27 年 5 月 25 日 (月) | 御嵩町環境基本計画の改訂について (概要説明) |
| 平成 28 年 1 月 13 日 (水) | 御嵩町環境基本計画の改訂について (進捗状況報告) |
| 3 月 22 日 (火) | 御嵩町環境基本計画の改訂について (進捗状況報告) |
| 4 月 26 日 (火) | 町長より諮問・御嵩町環境基本計画の改訂について |
| 8 月 10 日 (水) | 御嵩町環境基本計画の改訂について (進捗状況報告) |
| 11 月 21 日 (月) | 御嵩町環境基本計画の改訂について (進捗状況報告) |
| 平成 29 年 1 月 10 日 (火) | 御嵩町環境基本計画改訂版の素案審議 |
| 3 月 16 日 (木) | 御嵩町環境基本計画の改訂について |
| 3 月 23 日 (木) | 町長への答申 |

3 御嵩町環境基本計画策定会議（みたけエコと考え隊）

| | 開催日時 | 内容 |
|-----|---------------|-------------------------------------|
| 第1回 | 平成28年5月26日(木) | 前回の重点エコプロジェクトの検証 積み残し、新たな課題の洗い出し |
| 第2回 | 6月19日(日) | 具体的な取り組みと課題の確認 四日市大学 矢口先生による講演 |
| 第3回 | 7月21日(木) | 新たな重点エコプロジェクトの取り組みアイデア出し |
| 第4回 | 8月22日(月) | 重点エコプロジェクトの詳細検討 |
| 第5回 | 10月18日(火) | 重点エコプロジェクト(案)の検討 |
| 第6回 | 12月15日(火) | 重点エコプロジェクトのまとめ |

4 その他の町民参加

| 実施名 | 実施期間 | 内容 |
|---------------------|-------------------------------------|--|
| 環境基本計画改訂に関するアンケート調査 | 平成28年1月25日(月) ～ 平成28年2月29日(月) | 「御嵩町環境基本計画」を改訂するに際して、環境にかかわる御嵩町の課題や、住民生活や活動、今後の計画に対する意見を把握するために住民2,000人にアンケート調査を実施 |
| みたけエコと考え隊 | 平成28年6月19日(日) | ・ワークショップ 「身近なエコ活動について考えよう」 ・四日市大学 矢口先生による講演 |
| パブリックコメント | 平成29年2月9日(木) ～ 平成29年2月28日(火) | 本計画案に対して、パブリックコメントを行い、住民の皆さんからの意見を求めた。(寄せられた意見なし。) |

5 町長からの諮問書

御環 第 20 号
平成 28 年 4 月 26 日

御嵩町環境審議会
会 長 伊佐次 利之 様

御嵩町長 渡 邊 公 夫



御嵩町環境基本計画について（諮問）

御嵩町環境基本条例第 21 条の規定に基づき、御嵩町環境基本計画第 3 次改訂版の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

6 町長への答申書

平成29年 3月23日

御嵩町長 渡邊公夫 様

御嵩町環境審議会
会長 伊佐次利之



御嵩町環境基本計画第3次改訂版について（答申）

平成28年4月26日付け 御環第20号で諮問のありました「御嵩町環境基本計画第3次改訂版」については、次のとおり答申します。

御嵩町環境基本計画第3次改訂版（案）は、当審議会でも慎重に審議を重ねてまいりました結果、適切であると認めます。

計画策定にあたっては、住民などで組織された“みたけエコと考え隊”での議論のほか、住民アンケートやパブリックコメントにより意見の集約を図るなど、住民参加の面でも評価できるものと考えます。

なお、計画の推進にあたっては、特に次の事項に配慮されますよう意見を付します。

記

1. 町の財政状況など、厳しい状況であるとは思いますが、策定した施策が確実に推進されますよう、格別のご配慮をお願いします。
2. 計画の趣旨と内容をわかりやすい形で周知するとともに、計画の推進にあたっては、住民、事業者、町（行政）が協働で取り組めるよう配慮をお願いします。
3. 計画の進行管理については、進捗状況と成果を明らかにするとともに、的確な評価と必要に応じた適切な見直しを実施するよう求めます。



5 御嵩町環境審議会会則

(趣旨)

第1条 この規則は、御嵩町環境基本条例(平成14年御嵩町条例第9号。以下「条例」といいます。)第19条の規定に基づき、御嵩町環境審議会(以下「審議会」といいます。)の運営に関し、必要な事項について定めます。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員相互の互選によりこれらを定めます。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表するとともに会議の議長となります。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集します。ただし、委員任命後最初の会議は、町長が招集します。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができません。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決定し、可否同数のときは、会長が決定します。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができます。

(分科会)

第4条 条例第21条第2項に規定する事項に係る具体的な課題の調査・研究又は活動方針の策定のため必要と認めるときは、審議会に分科会を設置することができます。

- 2 分科会の委員は、町の職員、町民、事業者、民間団体又はNPOの代表者、環境マイスター及び識見を有する者の中から町長が委嘱します。
- 3 分科会に委員長及び副委員長を置きます。
- 4 委員長は、分科会の審議内容を審議会に報告するものとします。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境担当課において処理します。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めます。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行します。

6 策定会議（みたけエーコと考え隊）委員名簿

| No. | 氏名 | 所属名等 | 備考 |
|-----|--------|--------------------|--------------|
| 1 | 伊佐次 利之 | 御嵩町環境審議会 | 会長 |
| 2 | 増田 誠 | 〃 | 副会長 |
| 3 | 大井 栄子 | 〃 | |
| 4 | 奥村 悟 | 〃 | |
| 5 | 桑下 利一 | 〃 | |
| 6 | 鍵谷 欣弘 | 〃 | |
| 7 | 斉藤 貞子 | 〃 | |
| 8 | 平田 悟 | 〃 | |
| 9 | 森杉 雅史 | 〃 | 名城大学都市情報学部教授 |
| 10 | 加藤 英夫 | 〃 | |
| 11 | 小林 智尚 | みたけ外への緑化推進協議会 | 会長、岐阜大学大学院教授 |
| 12 | 亀井 和彦 | 〃 | 副会長 |
| 13 | 鍵谷 光長 | 〃 | |
| 14 | 井本 武也 | 〃 | |
| 15 | 富田 茂 | 〃 | |
| 16 | 武藤 哲生 | 〃 | |
| 17 | 若尾 紀維 | 〃 | |
| 18 | 名倉 さおり | 〃 | |
| 19 | 鍵谷 剛 | 環境マイスター・生物環境アドバイザー | |
| 20 | 笹橋 まゆみ | 〃 | |
| 21 | 亀谷 充市 | 〃 | |
| 22 | 大江 茂子 | 〃 | |
| 23 | 笹橋 いずみ | 〃 | |
| 24 | 長谷川 直美 | 〃 | |
| 25 | 浅沼 信人 | 〃 | |

資料編

| No. | 氏名 | 所属名等 | 備考 |
|-----|---------|---------------|-----------|
| 26 | 岩瀬 稔 | 御高町環境カブズパース | 代表 |
| 27 | 奥村 照雄 | 〃 | |
| 28 | 高屋 敦子 | 〃 | |
| 29 | 日比野 克彦 | 環境モデル都市推進会議 | 庁内組織（町職員） |
| 30 | 福井 章降 | 〃 | 〃 |
| 31 | 佐藤 公則 | 〃 | 〃 |
| 32 | 加藤 貴久 | 〃 | 〃 |
| 33 | 大久保 嘉博 | 〃 | 〃 |
| 34 | 刀根 哲也 | 〃 | 〃 |
| 35 | 林 三樹大 | 〃 | 〃 |
| 36 | 古川 孝 | 〃 | 〃 |
| 37 | 井澤 明好 | 〃 | 〃 |
| 38 | 秋田 弥生 | 〃 | 〃 |
| 39 | 林 康宏 | 環境基本計画庁内推進委員会 | 〃 |
| 40 | 荻曾 弘太郎 | 〃 | 〃 |
| 41 | 安藤 唯 | 〃 | 〃 |
| 42 | 小木曾 陽一郎 | 〃 | 〃 |
| 43 | 渡邊 純基 | 〃 | 〃 |
| 44 | 竈橋 達哉 | 〃 | 〃 |

7 用語解説

| 用語 | 説明 |
|--------------------------------|--|
| あ行 ISO14001 (ISO14001 シリーズ) | 国際標準化機構 (ISO: International Organization for Standardization) が定めた基準に従い、環境管理の仕組みをつくり、それに伴う環境行動の結果について継続的改善を進めていくもので、世界唯一の環境管理の国際規格。あらゆる種類の組織が自らの環境方針及び環境目的を明確にし、自らの行動、製品またはサービスが環境に及ぼす影響について管理し、健全な環境を保全していくためのシステム。 |
| アプリ | アプリケーションソフトの略称。特定の用途や目的のために作られた、コンピューターのソフトウェア。主にスマートフォンなどで活用している。 |
| インフラ | インフラストラクチャー (infrastructure) の略称。産業や生活の基盤として整備される施設のこと。 |
| エコクッキング | 買い物、料理、片づけの一連の流れを通して環境に優しい食生活のこと。 |
| SNS | ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略称。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。 |
| NPO法人 | 特定非営利活動法人 (Non Profit Organization) の略称。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。 |
| 温室効果ガス | 地球は太陽から日射を受ける一方、地表面から赤外線を放射している。大気中に赤外線を吸収する気体があると、地表は日射による加温以上に暖まり、「温室効果」がもたらされる。赤外線を吸収する気体を温室効果ガスと呼び、CO ₂ (二酸化炭素)、メタン、亜酸化窒素、フロン、代替フロンなどがある。 |
| オンブズパーソン | 国や地方自治体などの行政機関や公務員を監視し、違法行為の調査や告発を行う人や団体のこと。御高町では、環境基本条例において、環境の保全と創造のため町民が申し立てた町の事業や事業者の事業活動に関する苦情を中立的立場から処理するため、御高町環境オンブズパーソンを設置している。 |
| か行 街区公園 | 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 か所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。 |
| 合併処理浄化槽 | 微生物の働きなどを利用して、水洗トイレのし尿処理だけでなく、台所や風呂などの生活雑排水も合わせて浄化し、きれいな水にして放流する施設。 |
| 環境基準 | 「環境基本法」の「政府は大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準を定めるものとする」という規定に基づき、政府が定める環境に関する基準。行政上の目標であって工場立地の規制、公害防除施設の整備などの公害対策を総合的に進めていく指標の役割を果たすもの。 |
| 環境負荷 | 人の活動により、環境に与える影響であって、環境保全上の支障原因となるもの。 |

資料編

| 用語 | 説明 |
|------------|---|
| 環境マイスター | 御嵩町環境基本条例において、環境に配慮して、リサイクルや廃棄物の削減、減量に取り組んでいる人、自然の素材を活かしたものづくりをしている人、地域の自然環境に造りの深い人などを「環境マイスター」として定義している。 |
| 環境モデル都市 | 持続可能な低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市として、全国23市町村が選定されている。(H29.3.31 現在) |
| 間伐 | 森林において、木の育ちをよくするため、木の一部を切って間をあけること。 |
| 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1か所を誘致距離500mの範囲内で1か所当たり面積2haを標準とする。 |
| クリーンエネルギー | 電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しない(または少ない)エネルギーのこと。一般的には自然エネルギーである太陽光発電システム、太陽熱温水器、水力発電、風力発電、地熱発電などが挙げられる。 |
| グリーン購入(調達) | 事業所などにおいて、環境に与える負荷ができるだけ少ない製品を優先的に購入すること。 |
| グリーンマップ | 自分たちの住んでいる都市の環境に良いものと悪いものを地域の住民と調査しながら、グリーンマップアイコンと呼ばれる世界共通のアイコン(絵文字)を使って地図に表す環境マップのこと。 |
| さ行 里山 | 一般には、農家の裏山や人里近くの丘陵、低山帯に広がる農用林を指す。里山は、稲作農耕文化と深く関わりを持ちながら形成された林で、周囲の水田やため池、水路、河川とともに豊かな生物相を育み、まとまりのある景観をつくりあげてきた。最近では、周辺環境を含めて、里山と呼ばれることも多い。 |
| 自然エネルギー | 非枯渇性のエネルギーのこと。時間的空間的に供給が安定しないものが多く、分散型でさらに補完的に利用されることが多い。枯渇の心配がないことから「再生可能エネルギー」ともいわれ、地球温暖化への対策としても有効とされている。 |
| CTK | ケーブルテレビ可視のこと。 |
| 循環型社会 | 大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系への排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会。 |
| 新エネルギー | 一般的に太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーを中心とした再生可能エネルギー、ごみ焼却排熱や下水熱などのリサイクル型エネルギー、従来型エネルギーの新利用形態として、コジェネレーションや燃料電池などの高効率エネルギー利用、電気自動車や天然ガス自動車などのクリーンエネルギー自動車などを含んでいる。 |
| 親水空間 | 水とふれあえる空間。川・用水路・池・湧水などの水辺に近くことができるようになっている場所。 |
| ゼロ・エミッション | 生産工場や事業場から出る全ての廃棄物を、新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物を「ゼロ」にすること。 |
| た行 地球温暖化 | 温室効果ガスの増加により、地表の温度が上昇し、気候の変動や人間をはじめ広く生態系に大きな影響を及ぼすこと。 |
| 地産地消 | 地域で生産された材(食品、建築資材など)を地域で消費しようという考え方。 |

資料編

| 用語 | 説明 |
|---------------------|--|
| 低炭素社会 | 炭素（二酸化炭素）の排出が少ない社会のことを指す。地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量が小さい社会で、排出量と吸収量が同じ（カーボンニュートラル）であること、またはそれに近い状態を目指すもの。 |
| デポジット制度 | 飲食物などを販売する際に、あらかじめ容器回収の手数料を預り金として価格に上乗せし、回収する際に返却する制度。 |
| 都市公園 | 計画的な「まちづくり」の一環として、都市公園法に基づき、国や県、市町村がその土地や物件についての所有権などの権利を取得した上で、公園として整備管理するもの。 |
| は行 パートナーシップ | 複数の主体が、それぞれ役割を分担しながら共同で事業に取り組むしくみ。本計画中では、主に町民・事業者・町の協力体制のことを指す。 |
| パブリックコメント | 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。 |
| BOD （生物化学的酸素要求量） | 溶存酸素の存在のもとで、水中の有機物質が好気性微生物により、生物化学的酸化分解され安定化する際に 20℃で5日間に消費される酸素量を mg/l で表したものの。 |
| ビオトープ | 野生生物を意味する Bios と場所を意味する Topos とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間」となる。有機的に結びついた生物群、すなわち生物社会（一定の組み合わせの種によって構成される生物群集）の生息空間を意味する。 |
| P D C A サイクル | 計画（Plan）を作り、その計画に従って実行（Do）し、その実行結果を確認（Check）し、評価し見直し（Action）するサイクル。 |
| ま行 モビリティ・マネジメント | 渋滞や環境、あるいは個人の健康などの問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取り組みのことを意味する。 |
| 緑のカーテン | 植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。またはそのために設置される、生きた植物を主体とした構造物。環境技術としては壁面緑化にあたるもの。 |
| ら行 リサイクル | Reduce（リデュース）：ごみを減らす、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する、の3つのRから成り立つ。リユースは繰り返し使用すること、リサイクルは原料に戻して形を変えるなど再生し利用することである。 |
| レッドデータブック | 絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。国際的には1966年に国際自然保護連合（IUCN）が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、1989年に環境庁（現環境省）が日本版レッドデータブックを発表している。 |

御嵩町環境基本計画 第3次改訂版

〈 発行年月 〉 平成 29 年 3 月

〈 編集・発行 〉 御嵩町環境モデル都市推進室

〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL 0574-67-2111 (代表)

FAX 0574-67-1999

